

第五十一回帝國議會 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 委員會會議錄(速記)第十八回

會 議
大正十五年三月二十五日(木曜日)午前
十時二十九分開議
出席委員左ノ如シ

- 委員長 加藤政之助君
- 理事 永田善三郎君
- 理事 吉津 度君
- 理事 岩切 重雄君
- 理事 飯塚春太郎君
- 理事 太田信治郎君
- 理事 橋本 喜造君
- 理事 神部 爲藏君
- 理事 工藤 鐵男君
- 理事 佐藤富十郎君
- 理事 來栖 七郎君
- 理事 堀切善兵衛君
- 理事 竹内友治郎君
- 理事 星島 三郎君
- 理事 田中 隆三君
- 理事 佐々木平次郎君
- 理事 倉元 要一君

農林參與官 高田 松平君
商工政務次官 柳瀬軍之佐君
商工參與官 野村 嘉六君
商工省工務局長 宮内國太郎君
逓信參與官 川崎 克君
委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

農工技師 藤澤 威雄君
農工技師 吉田 水助君
農工技師 三輪 震一君
管船局長 宮崎 清則君
農林省山林局長 手熊 友明君
農工技師 中井 武雄君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

○關稅定率法中改正法律案(政府提出)
○加藤委員長 是ヨリ關稅定率法中改正法律案ノ委員會ヲ開キ、前日ニ引續キ、今日五ノ質問ヲ開始致シ、マシ、四百七十七ノ與村千藏君

○與村委員 四百七十七ノ中、鐵釘ニ對シ、シテ、シレガ甲乙ドナッテ居ルノアリ、マシ、甲ノ方ニ對シ、シテ、在來ハ、一圓九十錢ノモノガ、二圓四十錢ガ、方ニ居リ、シテ、百斤ニ付五十錢昂ネラレテ居ル、以テ、アリ、マシ、ガ、其理由ニ御伺ヒ、致シ、マシ、

○矢部政府委員 鐵釘ニハ、二種類ガ、所カラ、買入レ、マシ、テ、製造ヲ致シ、モ、ノ、ト、シ、テ、依、シ、タ、通、リ、テ、ア、リ、マ、シ、ガ、線、ノ、方、ハ、少、ク、見、方、ガ、違、ヒ、マ、シ、、釘、ノ、方、ハ、モ、ウ、既、ニ、終、局、ノ、目、的、ヲ、達、シ、テ、居、ル、一、種、ノ、金、屬、品、ト、見、做、シ、テ、居、リ、マ、シ、、併、シ、テ、ガ、ラ、線、ノ、方、ハ、鐵、材、ノ、中、ニ、組、入、レ、テ、ア、リ、マ、シ、、如、ク、是、カ、ラ、形、ヲ、變、ジ、テ、網、ト、カ、リ、細、ト、ナ、ル、ト、云、フ、事、ハ、向、ホ、一、段、ノ、功、程、ヲ、經、テ、終、局、ノ、目、的、ヲ、達、ス、ル、モ、シ、テ、ア、リ、マ、シ、、ガ、釘、ノ、如、ク、高、イ、稅、率、ニ、ス、ル、譯、ニ、ハ、行、カ、ズ、ト、思、ヒ、マ、シ、、後、段、ノ、方、ハ、商、工、省、ノ、方、カ、ラ、御、答、致、シ、マ、シ、

○藤澤商工技師 私家ヲ、御、答、申、上、リ、テ、マ、シ、、釘、ノ、製、造、所、ガ、一、番、大、キ、ク、ハ、福、岡、縣、ノ、枝、光、ニ、ア、リ、マ、シ、、安、田、製、釘、所、ニ、對、シ、テ、

○與村委員 其、能、力、ハ、業、績、モ、仰、シ、マ、シ、、下、ノ、方、ハ、實、ハ、之、ニ、就、テ、ハ、業、者、者、カ、ラ、色、々、申、シ、テ、來、タ、事、ハ、ア、リ、マ、シ、、製、釘、業、者、ノ、中、ニ、ハ、隨、分、大、キ、ナ、モ、シ、モ、ガ、ル、シ、ク、云、フ、方、面、ノ、關、係、カ、ラ、當、局、ガ、斯、ク、云、フ、事、ハ、シ、タ、ノ、デ、ハ、オ、カ、ト、言、フ、事、ハ、申、出、テ、居、ル、ヤ、ウ、ナ、事、モ、ア、リ、マ、シ、、申、出、テ、居、ル、疑、惑、ヲ、解、ク、爲、シ、モ、能、ク、其、職、ヲ、承、テ、置、キ、タ、イ、ン、テ、ア、リ、マ、シ、

○藤澤商工技師 安、田、製、釘、所、ノ、次、ハ、尾、崎、製、釘、所、其、他、ニ、十、四、五、百、サ、イ、マ、シ、、ソ、レ、デ、能、力、カ、ラ、申、シ、マ、シ、ト、安、田、製、釘、所、ガ、一、番、大、キ、イ、ン、デ、ア、リ、マ、シ、テ、我、國、ノ、製、産、能、力、ハ、全、體、テ、一、箇、年、ニ、約、八、十、萬、

第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 委員會會議錄 第十八回 大正十五年三月二十五日

○長田委員 四百七十七、二、〇、ベナリ
 ○加藤委員長 四百七十七、二、付テハ太
 田君ノ通告アリマス、太田君缺席ナ
 ラバ長田君
 ○長田委員 四百七十七、二、〇、ベナリ
 シテ、相當ニヨリ重税ヲ掛ケルト云
 フ、相當ニヨリ重税ヲ掛ケルト云
 フ、相當ニヨリ重税ヲ掛ケルト云
 ○岩切委員 今長田君ノ質問ニ關聯シ
 マス、特別ノ項目ガ無ク、依リマ
 シテ、特別ノ項目ガ無ク、依リマ
 シテ、特別ノ項目ガ無ク、依リマ
 ○加藤委員長 四百七十七、二、〇、ベナリ
 ○太田委員 四百七十七、二、〇、ベナリ
 ○岩切委員 今長田君ノ質問ニ關聯シ
 マス、特別ノ項目ガ無ク、依リマ
 シテ、特別ノ項目ガ無ク、依リマ
 ○加藤委員長 四百七十七、二、〇、ベナリ
 ○太田委員 四百七十七、二、〇、ベナリ
 ○岩切委員 今長田君ノ質問ニ關聯シ
 マス、特別ノ項目ガ無ク、依リマ
 シテ、特別ノ項目ガ無ク、依リマ

○矢野政府委員 現在「ベナリ」
 課税ノ受テ居リマス、然ル所鐵製品
 ノ中ニ第一番目ガ「ベナリ」
 モノ「二、半金屬類」
 其他「三、其他」
 ○矢野政府委員 現在「ベナリ」
 課税ノ受テ居リマス、然ル所鐵製品
 ノ中ニ第一番目ガ「ベナリ」
 モノ「二、半金屬類」
 其他「三、其他」
 ○矢野政府委員 現在「ベナリ」
 課税ノ受テ居リマス、然ル所鐵製品
 ノ中ニ第一番目ガ「ベナリ」
 モノ「二、半金屬類」
 其他「三、其他」
 ○矢野政府委員 現在「ベナリ」
 課税ノ受テ居リマス、然ル所鐵製品
 ノ中ニ第一番目ガ「ベナリ」
 モノ「二、半金屬類」
 其他「三、其他」
 ○矢野政府委員 現在「ベナリ」
 課税ノ受テ居リマス、然ル所鐵製品
 ノ中ニ第一番目ガ「ベナリ」
 モノ「二、半金屬類」
 其他「三、其他」

ノ關係カラ致シテモ、餘程御考
慮ヲ拂テ戴カシメバ、ナラヌコトト
思ヒマスガ、今日ノ日本ノ工業ノ状態
ニ於キマシテモ、五百八、九ニ對スル
下四百八十九ニ對スルコトハ、大分結
果ニ於テ違フヤウニ思ハレルノデアリ
マスカラ、此兩者ヲ比較シテノ御說明
ヲ承リタイノデアリマス。
○矢野政府委員 御答致シマス、五百
八ノ呼稱及車用警鈴ノコトデアリマス
分、御承知ノ如ク、是ハ座敷ニ於テ使用
入ヲ呼ビトカ、或ハ人力車等ニ附ケテ
シテ鳴ス鈴ヲサマシ、斯様ナ物ハ
現今内地ニ於テ十分出來ルモノデア
リマス、特ニ外國カラ入レル必要
モ無イノデアリマス、イカト考ヘマシ
テ、斯様ニ相成ツテ大分デマシ、而
シテ今回ノ改正ニ於キマシテ、一般ノ普
通品ハ三割五分ニ致シマシテ、現行稅
ニ於キマシテハ四割ガ基礎ニテ、居
リマスガ、四割ト云フモノハ、高過ぎ
普通品ニ對シテハ三割五分位デモ宜
イト云フヤウナ點モアリマシ、
普通品ノ材料、即チ警用品ヲ除ク、
ノ材料トシテハ、大體ニ於テ三割五分
デ宜シカラツト云フデアリ、其部分ニ此
車用警鈴、呼鈴、自轉車ノ唧筒等ガ入
リマシ、
○奥村委員 サウ致シマス、稅番
五百九ノ自轉車用唧筒デアリマス
ガ、是ハ毎百個四十圓三十錢ニカ
居リマスガ、ハ政府ノ自轉車ノ實用化
ガ、之ヲ構成スル重要部分ノ四百八十
九番、即チ自轉車ノエンジンニ對シテ
ハ、尙ホ三割ノ課稅ヲモ宜イト思ヒマ
ス、日本今ノ工業状態ニ於テ、四十九
圓六十錢ノ認メタト云フコトデアリ
マスガ、コトヲ自轉車ノ部分ヲ構成
スルモノデアラハ、自轉車ノ形造
十錢デアリ、自轉車ノ形造
止ニ於テノ重要部分ハ三錢以内ノ保
護、自轉車ノ唧筒ハ四十圓三厘ニ
リマスガ、當局ハ自轉車用ノエンジン
ノ製造率シカ持ツテ居ナイト云フヨ
リ、當局者ガ事情シテ居リマスガ、
車ノ保護ヲシテ實ヲテ、而カモ日本
來ノ物品ハ、學理ノ上ニ於テモ研究
シ、又實地ノ上ニ於テモ丈夫デアリ
マスガ、コレニ對シテ矢野政府委員ノ御
答辯ガアリマシ、
○竹内委員 四百八十三、四百八十四
ノ列記ヲテ、比較シテ、此電線支
柱用材料、ソレカラ四百八十四ノ家庭
橋梁、其他ノ材料デアリマスガ、此鐵製
ノ物ハ大體ニ於テ、サウ違ヘナイ材
料ト思ヒマス、然レモ稅率ガ非常ニ違
フノデアリマス、是ハドウシテ斯ク違
フノデアリマス、
○加藤委員 竹内君カラ發言ノ屆分
アリマシ、
○矢野政府委員 四百八十三號ノ物品
ヲ四百八十四號ノ物品ニ比較サレテ居
リマスガ、私ハ之ヲ全ク別物ト見テ居
リマス、百八十三號ノ鐵製ノモノハ、電
氣用ノ材料ト見テ居リマス、而シテ、
加ヘナイモノハ、自轉車ノ形造ニ於
テ、保護率ハ、自轉車ノ形造ニ於
テ、保護率ハ、自轉車ノ形造ニ於

方ニモ影響ガ及ブ恐ガアルコトデア
リマス、殊ニ改正稅ハ一本ニ付テ三十二
三ニ當リマス、内地ノ製造工業モ
見ナク、ナラヌコトト云フコトモ問題
ハナリマスガ、是ハ一般民衆ニ於テモ
最モ廣ク使用サレテ居ルモノデアリ
上、餘リ高イ率ヲ掛ケル譯ニモ行ク
イト考ヘマシ、
○奥村委員 サウ致シマス、稅番
五百九ノ自轉車用唧筒デアリマス
ガ、是ハ毎百個四十圓三十錢ニカ
居リマスガ、ハ政府ノ自轉車ノ實用化
ガ、之ヲ構成スル重要部分ノ四百八十
九番、即チ自轉車ノエンジンニ對シテ
ハ、尙ホ三割ノ課稅ヲモ宜イト思ヒマ
ス、日本今ノ工業状態ニ於テ、四十九
圓六十錢ノ認メタト云フコトデアリ
マスガ、コトヲ自轉車ノ部分ヲ構成
スルモノデアラハ、自轉車ノ形造
十錢デアリ、自轉車ノ形造
止ニ於テノ重要部分ハ三錢以内ノ保
護、自轉車ノ唧筒ハ四十圓三厘ニ
リマスガ、當局ハ自轉車用ノエンジン
ノ製造率シカ持ツテ居ナイト云フヨ
リ、當局者ガ事情シテ居リマスガ、
車ノ保護ヲシテ實ヲテ、而カモ日本
來ノ物品ハ、學理ノ上ニ於テモ研究
シ、又實地ノ上ニ於テモ丈夫デアリ
マスガ、コレニ對シテ矢野政府委員ノ御
答辯ガアリマシ、
○竹内委員 四百八十三、四百八十四
ノ列記ヲテ、比較シテ、此電線支
柱用材料、ソレカラ四百八十四ノ家庭
橋梁、其他ノ材料デアリマスガ、此鐵製
ノ物ハ大體ニ於テ、サウ違ヘナイ材
料ト思ヒマス、然レモ稅率ガ非常ニ違
フノデアリマス、是ハドウシテ斯ク違
フノデアリマス、
○加藤委員 竹内君カラ發言ノ屆分
アリマシ、
○矢野政府委員 四百八十三號ノ物品
ヲ四百八十四號ノ物品ニ比較サレテ居
リマスガ、私ハ之ヲ全ク別物ト見テ居
リマス、百八十三號ノ鐵製ノモノハ、電
氣用ノ材料ト見テ居リマス、而シテ、
加ヘナイモノハ、自轉車ノ形造ニ於
テ、保護率ハ、自轉車ノ形造ニ於

第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議録 第十八回 大正十五年二月二十五日

ト思ヒマス。只今ノ御説明ヲ承リマシ
 ○太田委員 只今ノ御説明ヲ承リマシ
 思ヒマス。只今ノ御説明ヲ承リマシ
 當局ノ御苦心ノ程ハ御尤デアリト
 ○矢野委員 只今ノ御説明ヲ承リマシ
 思ヒマス。只今ノ御説明ヲ承リマシ
 當局ノ御苦心ノ程ハ御尤デアリト
 ○矢野委員 只今ノ御説明ヲ承リマシ
 思ヒマス。只今ノ御説明ヲ承リマシ
 當局ノ御苦心ノ程ハ御尤デアリト

加ノ如キ諸外國ニ、總テ自分ノ國內
 以技術官、或ハ商務官ヲ派遣シテ當
 物價ヲ調ベテ、其物價ニ基キ課稅ヲ
 シテ居ルノデアリニシテ、我國ニ於
 キヤシテハ、組織ヲ急激ニ取ルニ
 非モ出來ズ。從來ノ如ク從價稅ヲ以テ
 簡便ニシテ、或ハ産業等ヲ保護スルニ
 最モ適當ナルモノト考ヘテ居ル次第
 デアリマス。

○長田委員 五百十八號ハ最早質問シ
 ナクテモ宜シト思ヒマスガ、一言申
 上ゲたい。四割ト云フコトハ、尙ホ
 百十三萬圓ノ輸入ノ額ヲ、三割
 五分ニ引下ゲテト云フコトガ、他ノ部
 分ノ稅率ト平均シテ得セシメル爲メ
 也ト云フ意味ガ、内地産業ヲ保
 護シ、國產獎勵ト云フコトニ於テハ、斯
 ノ如キハ要ラザル掛酌ノキウニ私ハ思
 フ。之ヲ引下ゲテ、唯他ノ稅率ト平均
 平ヲ得ル爲メ引下ゲタモノデアリト云
 フコトガ、意味ヲ解シテ宜シイコト
 デアリマス。

○矢野政府委員 實ハ私ノ御説明ガ不
 十分デアリト云フコトガ、外ノモノ
 例トシテ簡便ニ御説明ヲ申上ゲタ爲
 三、左様ナ御質問ガ出ダシテラウト
 思ヒマスガ、五百十八號ノ金庫等ヲ四
 割カラ三割五分ニ引下ゲタガ、當
 得ナイデハ、ナカト云フ御話デ、ガイ
 地出テ來ルモノ、五百十八號ニ於テ内
 地出テ來ルモノハ、相當ニ巧妙ニ出
 デアリマス。

○矢野委員 只今ノ御説明ヲ承リマシ
 思ヒマス。只今ノ御説明ヲ承リマシ
 當局ノ御苦心ノ程ハ御尤デアリト

以上石山石に輸入スルモノハ、
トデアリマスカラ、考究ヲ要スルモノ
ト認めテ居リマス。○飯塚委員、
○飯塚委員、カウチマスタ此分ケカ
公正ヲ得ナイ、ドウシテモ真ノ
得ルモノ、石ノ數ニ依ルガ公正
ト信ジマス、併シ取柄上出来
ト云フ。御尤思フ、併シ亞米利
タリテハ、矢張石ノ數ヲ記入
取柄法ガ出来居ル、日本デモ
定スルト云フコト、事實出來
輸入ニ付テハ、石ノ數ヲ明記
一ノ命令ヲ出シマスレバ、必
依テヤリ得ル、コトデアリマ
三付テ向テ考究サレタ點ガ
○加藤委員長、次ハ山内君、
○山内委員、私ガ間ハ、欲ス
今般塚君カラ大體御質問ガ
シタカラ、了解致シタガ、今
關聯シテ御尋シタガ、當業者

計商方時計ノ側ヲ持テ來ル場合、
械ヲ持テ來ル場合、此ニシテ
合セレバ、一箇ノ時計ヲ輸入
ノ關稅ヲ掛ケルト云フヤ、此
出來居リマス、左様デアリ
ラシテ、一トウメシト、即チ
モノハ何ノ時計ニ當テモ時
税金ガ掛ケ居ル、平等ニ、石
イノモノ、石ノ數ノ少イノ
居リマス、ソレガ金時計ニ
ト、銀時計ニ當テモ同シ
モ依マシテ、權衡ヲ得ルト云
アリマスガ、故ニ權衡ヲ得
トハ甚ダ難イ、一口ニ申シマ
計ニモ、銀時計ニモ依マシテ
一ノ稅ヲ掛ケテ宜シクナイ、
分ケルニハ、石ノ數カ何カ分
レモ、爲サカケレバナラス、
カラシテ、此ニ權衡ガ來テ居
リマシテ、之ニ付テハ、向テ
要スルト思ヒマス、御説ノ如
數ヲ數ヘテ、文時計ノ職工ノ
稅關ニ置キマシテ、機械ヲ
ヲ數ヘルト云フヤ、ナホトド
スレバ、仰シヤル通り、權衡
トガ出来ヤウカト思フ、マ
何分ニモ現在ノ設備ニ於テハ
コトヲ行フコト分出來ナイ所
テ、已テ得ズ此處ニ置キマシ
ア、レカラ文字板ニ付キマシ
分カラ割出シマシタノデ、別
第五類第三號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十八回 大正十五年二月二十五日

セウケレドモ、他ノ部分品ヨリモ側ガ
早カラ製造出來ルヤウニナッタ、之ニ
對シテ外國カラ「ムートン」トシテ
入レルノデアリマス。「ムートン」
ヲ入レテ日本製造側ヲ以テ時計ヲ
造ルト云フ風ニナリテ來タ、御承知ノ通
リ「ムートン」トシテ、ハ機械全部
ヲ組立タモノデアリマシテ、側ヲ取附
ケテ「ムートン」立派ナ時計ナルノデア
リマシテ、私共ハ此「ムートン」
以テ「ムートン」時計トシテ、
テ「ムートン」此率ハ時計カラシテ
「ムートン」ノ側ノ税金ト、斯ク云フ風
ニ見テ居ルノ、側ノ税金ト云フ
ハ高イヤウデゴザイマス。側ノ、普
通ノ機械ガ一般ニ側ノ税金ト云フ
ラシテ、ソレニ附加ヘテ五分上ニ見
テ居ルノ、側ノ税金ト、左程高クナイ
思フ、率ハ相當デアリト思ヒマス。其
他ノ側ノ税金ト、近來ハ段々
上等ノ時計ヲ貴ブ爲ニ「ムートン」
モ矢張上等ノ、入レルヤウニナリ
マシテ、値ガ高ノ所カラシテ、從價稅
ヲ見ルト割合ニ高イ稅率ガ出マシタケ
レドモ、他ノ權衡カラ見マスト相當
デアリト見テ居ルノデアリマス。

○長田委員 五百三十四ノ望遠鏡デ
ザイマス、是ハ五百斤二百圓デア
ル、今同ハ三百四十圓ニナル、毎斤三圓十
錢ニナル、譯シテ、此稅率ヲ斯
ク訂正セラレタ理由、及斯ノ如ク
保護關稅ヲ課セラレルト云フニ依テ、望
遠鏡ノ「ムートン」等モ日本ニ於テ大ニ
發達シテ居ルノ、云フ狀況ニ在リマ
ス、日本内地ノ望遠鏡製作ノ狀況等モ
伺ヒテ置キタイト思ヒマス。

○矢野政府委員 望遠鏡ノ稅率ガ新ニ
高ク引上ラレラレト云フ御話デゴザイ
マス、引上ラレラレト云フ、引上ラレ
ル重量「ムートン」超ニザル小形
ノ、

○倉元委員 五百三十七ノ樂器ニ付テ
ハ勿論學術用ニ供セラレルモノモアリ
マス、然レモ、慰安ノ爲ニ海邊ヲ觀ケ
ルモノモアルノ、デゴザイマシテ、是等
ノ、於テ其供給ガ相當ニ出來マス所
カラシテ、大キイモノヨリ一段高ク三
割ニ致シタ譯デアリマス、内地ノ狀況
ニ付キマシテ、他ノ說明委員ヨリ說明
ガアリマス。

○吉田商工技師 此望遠鏡ノ生産狀況
ニ付テ大體申上ケヤウト思ヒマス、望
遠鏡ノ製作所「ムートン」番大キイモノ、日本
光學工業株式會社、ソレカラ其他ニ極
ク小サイモノ二三「ムートン」東京
ノ高千穗製作所、其他ニモ「ムートン」
マス、日本光學工業ハ大體ニ於テハ
海軍用ノ大キイ望遠鏡ヲ作テ居リマ
ス、他ニ小サイモノモ作テ居ルノ、
デアリマス。

○長田委員 「ムートン」ナドハ完全ニ製
作サレマス。

○吉田商工技師 「ムートン」ハ其原料製
造ニ付テ日本光學工業、其他ニ於テ
製造ヲ研究中デアリマシテ、一般ニハ
日本ニ於テハ製作セラレテ居リマ
ス、ソレヲ「ムートン」製作業ハ全部内地ニ於
テ行ハレテ居リマス。

○加藤委員長 岩切君ハ五百二十七
ニ付テ御質問ハアリマセカ。

○岩切委員 私人質問ハ止メテ置キマ
ス。

○加藤委員長 五百三十六 倉元君

○倉元委員 私人度量衡器ニ付テ御
申上、五百三十六ニハ、直尺、曲尺、卷
尺、ワイヤゲージ、スクリーン、
「ムートン」以下五種アリマス。斯ク云フ
モノ、木製ノモノ、金屬製ノモノ、布
製ノモノ、尙ホ「ムートン」居リマス
ガ、殊ニ「ムートン」稅率ヲ御引上ニナリテ居
ルモノハ、布製ノモノニ多分ハ「ムートン」
アルト思ヒマス、甲ガ六十九圓三十
錢ガ、二百二十九圓ト云フヤウナ高率
ヲ稅課セラレルヤウニナリテ居リマ
ス、乙其他「ムートン」ニ付テモ四十
七圓八十錢カラ九十二圓ト云フ約二倍
ノ額ニ上テ居ルガ、木製ノモノニ付
マシテモ四十圓八十錢ガ六十二圓四十
錢、斯ク云フ風ニ「ムートン」皆御引上
ナリテ居リマス。尙ホ、米突法ヲ御採用
ナリテ、今後益精密ナル度量器必要ナル
時代デアリマス。日本今日ニ於
ケル製作能力ト「ムートン」ス、斯
ナル能力ハ「ムートン」外「ムートン」ハ及ナイ點ガ
アルヤウニ私共ハ見テ居ルノ、
ス、此點ハ此點ニ對シテ尙ホ「ムートン」
最早内地品ヲ以テ外國品ト比較シテモ
見劣リスルコトハ「ムートン」十分内地品
間ニ合フト云フ御見込ヲ御持テナ
テ居リマス。カドウカ、ソレカラ續イ
テ五百三十七モ御申上ガ、
ハ全部通過シテ從價稅デアツクモノ、
完成品トシテ、一ツノ品物トシテ用
堪ヘルモノニ對シテハ大抵從價稅ニ御
改メニナリテ居ルヤウニ見受ケマス。

ガ、前段ノ五百三十六ニモ、度量衡器ノ金屬
性ノモノデアリマス。是ハ從來從價
稅デアツクモノ、今同從價稅ニ御直
シナリテ居リマス、是等ハ從價稅ノ額直
シハ六十九圓七十錢デアツク、今同從價
稅ニ依テ、側ノ税金トナルト云フ
ノ、其稅率ノ權衡ハ此從價稅カ
ラ見レドウ云フ風ニナリマス、又
斯様ナル完成品ニ對シテ何故ニ從價稅
ニ御變ヘニナリカ、其邊モ伺ヒタイ、五
百三十七ノ樂器ニ付キマシテ、從價
稅率「ムートン」ガ今度從價稅ニナ
テ、一割五分ト云フコトニナリ「其他」
ニ付テハ、側ノ税金ト、斯ク云フ風
ナリテ居リマス。此點ニ付テ御説明
ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○矢野政府委員 第一ノ御尋ハ布帛製
ノモノデゴザイマス、是ハ御尋ノ如
ク、卷尺ガ主ナルモノデアリマス。此
物ノ輸入ト云フハ、殆ドナイノデア
リマシテ、御手許ニ差上テ「ムートン」貿易表
ヲ御覽ニナリテ、分リマス。極々僅
少ナル輸入デアリマシテ、二割ト云フ
ノ、他ノモノハ權衡カラシテ、
デ、他ノモノハ比較シマシテ、二割ハ相
當デアルト云フ意味カラ制出シタ
高ク「ムートン」ス。輸入額モ
少イカラバ、得モノトシタノ、
リマス、御承知ノ如ク米突法モ行ハ
ルコトニナリマス。大體日本内地ニ於
テ「ムートン」ガ、

○倉元委員 五百三十七ノ樂器ニ付テ
テ此邊ノモノハ相當ニ發達シテ居
ルノ、自給ガ出來ルノ、斯様ナル狀
態カラ考ヘテ此程度ノ課稅ハ「ムートン」得
ル、五百三十七ノ樂器ガ從價稅カラ、
價稅ニナリタ、尙ホ五百三十六ノ金屬性
ノ、從價稅ハ「ムートン」
價稅ニナリタ、尙ホ五百三十六ノ金屬性
ノ、從價稅ハ「ムートン」
價稅ニナリタ、尙ホ五百三十六ノ金屬性
ノ、從價稅ハ「ムートン」

○矢野政府委員 御答シマス、内地
ノ樂器ノ製造業ハ非常ニ發達シマシ
テ、多少輸出ヲ見ルヤウニナリテ居
ル、併シ「ムートン」
氣ガ出入リヲシテ音ヲ發スル所、其
部分ガ「ムートン」肝要ナル所デア
リマス、此「ムートン」内地製造ガ出來
スケレドモ、其性質ガ惡キ「ムートン」
シ、全部ガ性質ガ惡キ「ムートン」
リマス。尙ホ、上等品ハ外國カラ入
方ガ利益デアリテ、到底現在ノ有様
外國ト同様ノ品ヲ得ルコトガ困難
リマス。故ニ、或程度迄ハ輸入ヲ必要
認ムルノデアリマス。尙ホ「ムートン」
中ニ針金ヲ卷附ケル「ムートン」ガ、
「ムートン」性質ガ惡キ「ムートン」
ガ惡キ「ムートン」此兩品ハ前者ハ
「ムートン」、後者ハ「ムートン」ニ對シテ
モ、自動車及部分品ノ軍需上關係ガ

○倉元委員 今ノ御説明デ諒致シマ
シタ、内地「ムートン」今御示シヤウナ
ハ絕對ニ出來ナイノデアリマス。
○矢野政府委員 殆ド作テ居リマ
ス、企業者モ「ムートン」製品ハ到底
外國品ニ及ナイノデアリマス。
○加藤委員長 五百六十ノ「長田君」
リマス、今一圓四十錢ノモノガ稅率
變テ居リマス。此内地製作ノ狀況ヲ
伺ヒタイト思ヒマス。

○藤澤商工技師 拳銃ハ銃取規則
其他ノ關係普通ノ工場製作テ居
ナイノ、陸軍ノ關係「ムートン」東京瓦斯電氣
工業株式會社製作テ居リマス。是ハ
陸軍ノ委託品ヲ作テ居リマシテ、普通
民間ニ出サナイノデアリマス、殆ド内
地需要ノ大部分ハ輸入品ヲ使テ居
次第デアリマス、專門ニ拳銃ヲ作ル工
場ハ内地ニ無イノデアリマス。
○長田委員 陸軍ノ製作狀況モ伺ヒ
テ出テ置キ。

○藤澤商工技師 陸軍ノ方ノコトハ一
寸分ラナイノ、

○加藤委員長 大ハ五百六十三 星島
君

○星島委員 私人自動車ニ付テ伺ヒマ
ス、私人注文ニ依リマシテ御配付ヲ受
ケマシタ軍需品關係ノ工場ノ表ノ中ニ
モ、自動車及部分品ノ軍需上關係ガ

及スルト云フコトヲ點カテ考ヘテ、之ヲ阻止シ、妨害スルヤウナ影響ヲ齎スルコトハ、認メテ居ラヌデアリマシテ、樂器ナルモノハ昔カラ彼處ノ子供ハ何ノ格古ヲシテ居ルコト云フコト、直ク聲澤ヲヤウニ考ヘマシガ、現時ニ於テキマシテハ音學學校ナルモノガ置カレテソレ教育シテ居リ、ソレ等ノ卒業生ガ出テ全國ニ樂器ニ對スル嗜好ト云フモノアリ、獎勵シテ居ルハ國民モ矢張ソレニ倣フテ相當ニ音樂ヲ好ムト云フ性質ガ溜イテ來タヤウニ見ユルデアリマシ...

是ハ通信省ノ電氣試驗所ヲ檢定致シテ居ルデアリ、申シテ、サウ云フ獨逸カラ最近入テ來ル物ハ檢定漏レテ、詰リ不良ノ物ガ相當ニ多ト云フコトデアリマシ、特ニ輕量ノ物ガ入テ來ルカラ、日本ノ産業ガ脅カレルト云フコト、普通考ヘテハサウ云フ事ヲ考ヘラレマシガ、實際上ニハ大シク影響ガ無イヤウニ考ヘテ居リマシ...

第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十八回 大正十五年二月二十五日

○川崎政府委員 今御讀ミ上ゲニナリ、
 通リ造船獎勵法ハ大正六年八月二日ニ
 造船獎勵ニ關スル給與ヲ停止シマシ
 テ、大正八年カラ只法律ヲ保護サレテ
 居タノガ、ソレガ無クナツテ、今日ハ
 其方ノ保護ノ法ガ無クナツテシマシ
 テ、

○川崎政府委員 今御讀ミ上ゲニナリ、
 通リ造船獎勵法ハ大正六年八月二日ニ
 造船獎勵ニ關スル給與ヲ停止シマシ
 テ、大正八年カラ只法律ヲ保護サレテ
 居タノガ、ソレガ無クナツテ、今日ハ
 其方ノ保護ノ法ガ無クナツテシマシ
 テ、

○川崎政府委員 山本サシノ御計算
 材料品七割、勞銀ト見ルベキモノガ三
 割ト云フ御勘定ヲ行フテモ、英吉利ノ船
 ノ四十圓ト云フ分ガ、七割トスレバ四

○川崎政府委員 今御讀ミ上ゲニナリ、
 通リ造船獎勵法ハ大正六年八月二日ニ
 造船獎勵ニ關スル給與ヲ停止シマシ
 テ、大正八年カラ只法律ヲ保護サレテ
 居タノガ、ソレガ無クナツテ、今日ハ
 其方ノ保護ノ法ガ無クナツテシマシ
 テ、

○川崎政府委員 山本サシノ御計算
 材料品七割、勞銀ト見ルベキモノガ三
 割ト云フ御勘定ヲ行フテモ、英吉利ノ船
 ノ四十圓ト云フ分ガ、七割トスレバ四

七三十八回ト云フコトニナル譯デ、材
料トシテ二十八回ト云フコトニナル
ヲシテ今計算致シ居リマヌ、二十
回トシテ材料ヲ輸入スルノトノ相
違ガ出テ參照ト思ヒマヌガ政府ハ其
制ト云フ計算ハ必ズシモ正確ト思ヒ
マセヌ

○竹内委員 五百七十番ニ關聯シテ五
百六十九、五百七十六、五百七十七、五
百七十八、是ハ外國輸入品トシテ日本
産業ニ大切ナルモノ許リテ含シテ居リ
マヌ、之ヲ從價稅トシテ稅率ニ二ツニ御
分クニテ居ル趣意ハ、甚ダ私共其御
分付カヌハデアリマヌ、斯ノ如ク御
分クニテ居ルマヌ、價格ノ變動ニ依
テ非常ナラズ出來易イ、願クハ之
ヲ從價稅ナリ、從價稅ノ一方ニ御集メ
テ願ヒタイト思フデアリマヌ、ガ、特
ニ之ヲ御分クニテ居ルコト何カ止ム
得ザル理由ガアルト思ヒマヌ、ソレ
ヲ伺、テ置キタイト思ヒマヌ、本當ニ趣
意ハ私共之ヲ從價稅カ何カ方
ニシテ、又ハ希望シテ居ルデアリ
マヌ

第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十八回 大正十五年二月二十五日

○加藤委員長 十六類ハ質問ヲ終了致シマス、第十七類ニ入りマス、六百十二番、工藤君(居リマセシ)ト呼ブ者アリ、ソレハ長田君

○長田委員 六百十二、木材ニ付テ伺ヒマス、木材輸入ノ状態ヲ見マス、大正十一年ガ七千五百四十二年ガ七千五百萬圓、十三年ガ一億圓ヲ突破シテ居リマス、之ヲ以テ見ル、如何ニ日本ノ建築界ガ木材ヲ要求シテ居ルカヲ知ルコトガ出来ルデアリマス、一寸委員長ニ伺ヒマス、山林局長見エテ居リマス、今委リマス、ト呼ブ者アリ、此材ガ安クシテ且ツ長材ノモツガアリマス、カラ、日本家庭ノ建築ニ便利ナコトハ言フマデモナイデアリマス、是ガ爲ニ内地ノ山林ガ荒廢ニ歸シ、ハナガト云フ心配ガアリマス、ソレハ民有林ノ近時ノ状態ヲ見マス、伐木ノ跡ニ植林スルコトガ出来ナイテ、其儘放棄シテ居ルベシト云フコトアリ、アリマス、貸銀ノ暴騰ノ爲ニ高イ人足ラ雇フ植林スルコトガ不可能デアリマス、政府ハ官公造林ニ付テハ熱心御研究ニナリ、且ツ御實行ニナシテ居リマス、民有林ノ獎勵保護ニ付テハ少シモ手ガ着イテ居リマセシ、而モ木材ガ斯ノ如ク烈シク輸入セラルルヲ此儘ニシテ置イテハ、日本山林ノ建築材ニ培養スルコトハ不可能デアリト思ハレマス、民有林ニ付テモ植林ヲ怠ラナク、直チニ治水問題ニ關係ヲ及ボスノ

○黒田政府委員 山林局長ノ出席ヲ御求メ、大ニ居リマシタガ、

○長田委員 大蔵省トシテモ此觀見キ道理ハ御認メノコトト思ヒマス、山林保護ノ政策ニ矛盾ハナカド云フコトニ付テ、大蔵省トシテ御答ガアルベキ管ト思ヒマス、

○黒田政府委員 内地植林ノ將來ニ付テ、國策ニ對シテ御尋ノヤウデアリマシタガ、私ハ大蔵省ト致シマシタ、此提案ノ如ク税率ヲ盛ラシメテ理由ヲ私カラ一應御説明ヲ申上ゲマス、御話ノ通り内地ノ植林事業ヲ盛ラシメ、未ダ木無イ所ニハ木ヲ植エ、伐採シテ跡ヲ利用ラシメ、少シクサウシテ森林ノ材ニ對シテ必要ナルコトト考ヘ、申スマデモ尤ク必要ナルコトト考ヘ、輸入材ノ關稅ヲ高ク致シマシテ、自然ノ内地ノ材價ヲ高クシ、之ガ爲ニ一面ニ生活ノ上ニ於テ一番必要デアリマス所ノ

○長田委員 大蔵省トシテモ此觀見キ道理ハ御認メノコトト思ヒマス、山林保護ノ政策ニ矛盾ハナカド云フコトニ付テ、大蔵省トシテ御答ガアルベキ管ト思ヒマス、

○黒田政府委員 内地植林ノ將來ニ付テ、國策ニ對シテ御尋ノヤウデアリマシタガ、私ハ大蔵省ト致シマシタ、此提案ノ如ク税率ヲ盛ラシメテ理由ヲ私カラ一應御説明ヲ申上ゲマス、御話ノ通り内地ノ植林事業ヲ盛ラシメ、未ダ木無イ所ニハ木ヲ植エ、伐採シテ跡ヲ利用ラシメ、少シクサウシテ森林ノ材ニ對シテ必要ナルコトト考ヘ、申スマデモ尤ク必要ナルコトト考ヘ、輸入材ノ關稅ヲ高ク致シマシテ、自然ノ内地ノ材價ヲ高クシ、之ガ爲ニ一面ニ生活ノ上ニ於テ一番必要デアリマス所ノ

○長田委員 大蔵省トシテモ此觀見キ道理ハ御認メノコトト思ヒマス、山林保護ノ政策ニ矛盾ハナカド云フコトニ付テ、大蔵省トシテ御答ガアルベキ管ト思ヒマス、

○黒田政府委員 内地植林ノ將來ニ付テ、國策ニ對シテ御尋ノヤウデアリマシタガ、私ハ大蔵省ト致シマシタ、此提案ノ如ク税率ヲ盛ラシメテ理由ヲ私カラ一應御説明ヲ申上ゲマス、御話ノ通り内地ノ植林事業ヲ盛ラシメ、未ダ木無イ所ニハ木ヲ植エ、伐採シテ跡ヲ利用ラシメ、少シクサウシテ森林ノ材ニ對シテ必要ナルコトト考ヘ、申スマデモ尤ク必要ナルコトト考ヘ、輸入材ノ關稅ヲ高ク致シマシテ、自然ノ内地ノ材價ヲ高クシ、之ガ爲ニ一面ニ生活ノ上ニ於テ一番必要デアリマス所ノ

三年頃ニ共、コバルトヲ拵ヘテ居テ、稍見込ガアルト云フ所カラ、之ヲ保護スル必要ガアルト云フコト、斯ノ如ク高率ノ稅ヲ課シテ輸入ヲ防グ方針ヲ採ラト云フコトデアリ、而モ其會社ノ内容ヲ聞クト、現實今ハ休メデ居テ、金液、酸化「コバルト」ナドハ造ルコトガ出来ナイ状態ガ明瞭デアリ、モ拘ラズ、之ヲ保護スルト云フコトヲ大膽ニ言ハレテ居ル、然レニ農産物、林産物ニナルト、消費ト云フ方ニ非常ニ重キヲ置カレテ、關稅ヲ以テ保護スルノハ、適當ナイ、他人方面カラ保護スルコトガ適當デアリト云フコトヲ、誠ニ不愉快デアリ、況ヤ只今ノ御説明ニ依ルト、多少ノ關稅ヲ課スル、或ハ重クナルト木材ガ高クナル、隨テ内地ノ木材ノ價ガ高クナル、木材ノ價ガ高クナルトドシトシ山林ヲ濫伐スル、濫伐ナドヲサレテハ大變ダカラ、安イ税率ヲ其儘置クコトガ必要ト云フコトヲ御言葉ハ、私ハ無茶ヲ御説明デアリト思フ、林業者、民有林ヲ持テ居ル者ハ、常ニ算盤ヲ探テ利益ガアルバ木ヲ伐出シ、其跡ニハ造林ヲスル、其民有林ノ經營者ガ、利益ノアル時機ニ木ヲ伐テ、其跡ニ造林スルト云フコトガ何故堅イデアリマス、貴方ノ御説明ヲ聽イテ居リマス、日本ノ山林ハ永久ニ木ヲ伐出スコトガ出来ナイト云フコトニナリ、斯様ナ御説明ヲ民有林所有者ガ聞イタラハ、憤慨スルヲウツ思ヒマス

○長田委員 山林政策ト申シマス、

○黒田政府委員 山林局長ノ出席ヲ御求メ、大ニ居リマシタガ、

○長田委員 大蔵省トシテモ此觀見キ道理ハ御認メノコトト思ヒマス、山林保護ノ政策ニ矛盾ハナカド云フコトニ付テ、大蔵省トシテ御答ガアルベキ管ト思ヒマス、

○黒田政府委員 内地植林ノ將來ニ付テ、國策ニ對シテ御尋ノヤウデアリマシタガ、私ハ大蔵省ト致シマシタ、此提案ノ如ク税率ヲ盛ラシメテ理由ヲ私カラ一應御説明ヲ申上ゲマス、御話ノ通り内地ノ植林事業ヲ盛ラシメ、未ダ木無イ所ニハ木ヲ植エ、伐採シテ跡ヲ利用ラシメ、少シクサウシテ森林ノ材ニ對シテ必要ナルコトト考ヘ、申スマデモ尤ク必要ナルコトト考ヘ、輸入材ノ關稅ヲ高ク致シマシテ、自然ノ内地ノ材價ヲ高クシ、之ガ爲ニ一面ニ生活ノ上ニ於テ一番必要デアリマス所ノ

○長田委員 大蔵省トシテモ此觀見キ道理ハ御認メノコトト思ヒマス、山林保護ノ政策ニ矛盾ハナカド云フコトニ付テ、大蔵省トシテ御答ガアルベキ管ト思ヒマス、

○黒田政府委員 内地植林ノ將來ニ付テ、國策ニ對シテ御尋ノヤウデアリマシタガ、私ハ大蔵省ト致シマシタ、此提案ノ如ク税率ヲ盛ラシメテ理由ヲ私カラ一應御説明ヲ申上ゲマス、御話ノ通り内地ノ植林事業ヲ盛ラシメ、未ダ木無イ所ニハ木ヲ植エ、伐採シテ跡ヲ利用ラシメ、少シクサウシテ森林ノ材ニ對シテ必要ナルコトト考ヘ、申スマデモ尤ク必要ナルコトト考ヘ、輸入材ノ關稅ヲ高ク致シマシテ、自然ノ内地ノ材價ヲ高クシ、之ガ爲ニ一面ニ生活ノ上ニ於テ一番必要デアリマス所ノ

敬意ヲ表シテ居ル次第アリマス、關稅ヲ取ルコトニ御反對アルト云フコトデアリガ、是ハ御反對ト云フヨリハ御議論ニナルト思ヒマスカラ、御答スル必要ハナイト思ヒマス。

○佐藤委員 此關係ハ……

○加藤委員 此關係ハ……

○高田政府委員 政府ハ現在ノ森林上ノ……

○佐藤委員 委員長、委員長

○加藤委員 分リマセシム

○佐藤委員 分リマセシム

○加藤委員 發言中デス

○高田政府委員 問題ノ範圍ヲ擴張シテ小角材ニマデ及ンデ而シテ、林業ヲ關稅政策ニ依テ保護スルコトガ、國家ノ爲ニ必要ナリト信ジテ此提案ヲシテ次第デアリマス、後ハ御意見ニナリマス。

○加藤委員 佐藤君、尙ホ御發言ガアリマスカ

○佐藤委員 モウ宜シウゴザイマス

○加藤委員 左様ナラバ六百十二ハ濟マシカラ、今度六百十五、工藤君御意見アリマスカ

○工藤委員 皆サンモ御迷惑デセウシ、早ク終リタイカラ撤回致シマス

○加藤委員 サウスト太田君

○太田委員 私も總テ撤回致シマスガ、唯組立家屋ノ率ヲ引下ゲタノハ、ドウ云フ理由デスカ、ソレダケ一寸……

○加藤委員 非常ニ重大ナ問題デアリト思ヒマス、今二十「ワット」内外三「ワット」位マデガ國民ノ必需品ニナリテ居ル、ソレニ對シテドウモ八割ノ稅ヲ課スルト云フガ如キコトハ、是ハ中々大キナ問題ト思ヒマス、最近ニ於テ市場ノ小賣價ト思ヒマス、最近ニ於テ六十錢ノ位マデ極小賣價ノ所ノ瓦斯入六割ノ稅、其輸入價格ニ至テハ二十錢以下デアリ、此國民ノ大多數ガ用ヒル所ノ斯ウ云フ必需品ニ對シテ、五割乃至八割ト云フ稅ヲ課スルト云フコトハ、是ハ私ハ重大問題デアリト思フ、是ハ畢竟私ハ政府ガ價值ノ基礎ノ御調ガ、或ハ日進月歩ノ電球ノ發達ヲ餘リ深ク御注意ニナラナカッタデハナイカ、國民ノ必需品ニ對シテ七割八割ノ稅ヲ課スルト云フコトハ、是ハ私ハ考ヘモノデアラウト思ヒマス、如何デゴザイマス

○藤澤商工技師 只今御質問ニ御答致シマスガ、二ツノ要點ガアルト思ヒマス、基準價格ヲ算定ノ基礎ニ取リテ云フコトガ、日進月歩ノ電球工業ニ於テ不穩當デハナイカト云フ御話デアリマス、是ハ仰セノ通り最近大正十四年下半期ニ這入リテ居リマス、モ二付テハ、可ナリ安イモノガアルノデアリマス、極最近ニ這入リテ居リマス、モ二付テハ、十二圓八十錢ノ關稅ガ加ハリ、五割、八割ニ該當スルモノモアルト思ヒマス

○加藤委員 木村ア安ク供給スルヤウニスルニハ生産費ヲ安クスルコトガ必要デゴザイマシテ、木材ノ生産費ガ割合ニ高クナルト、運賃費ガ高ク掛カルト云フコトニナルノデアリマスカラ、運賃費ヲ成ベク安クシテ生産費ヲ安クシテナラバ、隨テ木材ノ價モ安ク供給スルコトガ出來ルノデアリマス、ソレニハ此運搬ニ付テハ、此伐リ出シタ木材ヲ谷間ヘ流スト云フコトガ餘程安上リデアアルノデアリマス、所ガ近年發電工事業ノ爲ニ大分妨ゲラレ、其木材ノ運搬ガ都合好ク行カヌ爲ニ高クナルト云フ嫌ヒガ諸方ニアルノデアリマス、アレ等ニ付テハ何カ良イ策ハナイモノデアリマセウカ、又政府ハドウ云フ風ヲ御考デアリマセウカ、今一方デハ關稅ヲ上ゲテハイカス、成ベク安クシテ云フコトデアリマシテモ、一方ニ於テ止メテシマフコト云フコトニナラハ仕方ガナイノデアリマスガ、ドウモ斯ウ云フ肝腎ナコトガ始終忘却サレテ居ル、是ハ何カノ方法デヤラ宜カラウト云フコトニ付テ、政府ニ如何ナル御考ガアリマセウカ

○高田政府委員 只今御問ニ御答致シマス、水力電氣ノ振提爲ニ流材ガ困難ニナルト云フ事例ハ澤山アリマス、併ナガラハ是ハ所管ガ内務省ト遞信省ニナラシメテ、主管トシテハ内務省デアリマス、其許可ヲスルコトガ……ソレデ其場合若シ其振提ノ爲ニ流材ノ妨

○加藤委員 議事進行ノ爲ニ全部撤回致シマス

○加藤委員 議事進行ノ爲ニ全部撤回致シマス

○太田委員 撤回シマス

○太田委員 私も撤回シマス、時間ガアリマセウカラ……

○加藤委員 六百三十六、竹内君

○竹内委員 六百三十五付テ伺ヒマス、六百三十五、三ニ白熱電燈球ト云フノガアリマス、是ガ此案デ拜見致シマスト云フ、從價稅デアリマスガ、稅率ガ約二割ニ當ルト書イテアルノデアリマス、是ハ恐ラク價值カラ割出シタモノト思ヒマスガ、私共ノ計算ニ依ルト十二圓八十錢ト云フモノハ約二割デアリ、五割乃至八割ニ當ルノデアリマスガ、政府ハ之ヲ二割ト御覽ニナラシメ段ハ何所デアリマス、此計算ノ基礎ヲ伺ヒマス

○藤澤商工技師 只今御質問ノ六百三十五ノ三ノ白熱電燈球、從來ハ之ヲ甲乙ニ分ケテゴザイマシタガ、此甲ニ屬スルヲ炭素球ノモノハ餘リ輸入ガサリマス、セモノデ、之ヲ一括シテ「ワット」項目ニ致シマス、ソレデ只今御質問中ニアリマス、今同ノ稅率ガ五割乃至八割ト云フコトハ、是ハ私ハ重大問題デアリト思フ、是ハ畢竟私ハ政府ガ價值ノ基礎ノ御調ガ、或ハ日進月歩ノ電球ノ發達ヲ餘リ深ク御注意ニナラナカッタデハナイカ、國民ノ必需品ニ對シテ七割八割ノ稅ヲ課スルト云フコトハ、是ハ私ハ考ヘモノデアラウト思ヒマス、如何デゴザイマス

○藤澤商工技師 只今御質問ニ御答致シマスガ、二ツノ要點ガアルト思ヒマス、基準價格ヲ算定ノ基礎ニ取リテ云フコトガ、日進月歩ノ電球工業ニ於テ不穩當デハナイカト云フ御話デアリマス、是ハ仰セノ通り最近大正十四年下半期ニ這入リテ居リマス、モ二付テハ、可ナリ安イモノガアルノデアリマス、極最近ニ這入リテ居リマス、モ二付テハ、十二圓八十錢ノ關稅ガ加ハリ、五割、八割ニ該當スルモノモアルト思ヒマス

○加藤委員 是ハ最近ノ偶出タ價值デアリマシテ、ソレヲ取テ直ニ正常ナ價格トモ考ヘラレナイ、此稅ヲ制定シマス時ニ取リマシタ價值、正常ナモノトシテ取リマシタデアリマス、是ハ國民ノ必需品デアリト云フコトデアリマスガ、現在輸入ニナリマスモノハ、所謂「ワット」ト申ス瓦斯入球デアリマス、此瓦斯入ニ付テハ四十「ワット」或ハ六十「ワット」以上ノモノガ需要サレテ居ル、サレテ行ク「ワット」ノモノガ需要「ワット」前後、或ハソレ以上ノモノガ多カラウト思ヒマス、ソレデ只今御話ノヤウナ、偶百個ノ價值ガ二十圓程度ノモノモアリマスガ、此大正十四年ノ平均價格ハ三十五錢前後ニナラシメテ、ソレカラ見マシテモ、其「ワット」數ハ六十「ワット」前後ノモノト考ヘラレテ居ル、將來瓦斯入電球ニ付テハ、極ク高價力ノモノガ輸入サレテ、一般必需品トシテハ價值ノ高イ瓦斯入デナク、普通ノ「ワット」ガ矢張將來使ハレテ行クト思ヒマス、其價值ハ左程不穩當デハナイト考ヘマス、將來價值ガ非常ニ下ツテ來ルト云フコトガアリマスレバ、或ハ其時ハ改正シテケレバナラシムカト考ヘテ居リマス

○竹内委員 只今御質問ノ伺テ益私ハ不可解ニナル、實際上今日既ニ輸入額ハ非常ニ少イ、内地需要ノ恐ラク「ワット」位デアラウト思フノ

○黒田政府委員 電燈電球ノ價格ノコトニ付キマシテハ、商工省デ話シテ通リデアラウト思ヒマスガ、私共ガ之ニ稅率ヲ高ク盛リマシタノハ、只今御話ノヤウニ内地ニ入ッテ來ル場合ガ少イト云フ話デアリマスガ、併ナガラ是ハ内地デ以テ相當生産ガ出來テ居ル爲ニ段々少クナラシムコト云フ、只今御話ノヤウニ價值時ニニ隨分下ゲテ來ルヤウナコトモアルヤウデアリマスカラ、海外ノ物ガ却テ入ッテ來テ、内地

スルニ現在ノ程度、即チ據置ニスルコトガ適當デアラウ、斯様ニ私共考ヘテ居リマスガ、政府ハ如何ニ御考ニナテ居リマスカ

○中井商工技師 先日長田委員カラノ質問ニ依リマシテ大體ハ御答申上デラ置キマシタガ、重ネテ御答申上デマス、寫真用乾板ハ現在東洋乾板株式會社ト云フ會社ガ東京市外ニ在リマシタ、其所ヲ生産致シテ居リマスガ、間ヒ非常ニ品質劣惡ト云フ非難ガゴザイマシケレドモ、最近デハ著シク品質ガ改良サレマシタ、大分使用者モ内地ニ於テ增加シテ參事ヤツナ次第デアリマス、ソレカラ先日モ申上ゲマシタガ「オリエタル」ニ於キマシタ研究ノ結果、相當優良ナ品物ガ出來マシタ、最近生産ニ着手スルコトニナテ居ルノデアリマス

○松本委員 何卒此問題ハ此前ノ金液「コバルト」ト同様ナ譯デ、只今大分東洋乾板邊リデ出來ル物ガ使用サレルケリテ御話デアリマスガ、私ノ承知致シタ居リマス所ニ依ルト、殆ド寫真師ト云フ寫真師ハ是等ノ粗惡品ハ使テ居ラヌト云フノガ實際ノ狀況デアリヤウデアリマス、私モ親戚ニ寫真屋ヲ持テ居リマスノデ、是ハサウデナイト思ヒマスガ、ドウウカモ一ツ御考慮願ヒタイト思ヒマス

○竹内委員 私ハ附則ニ付テ御尋致シマス、是ハ既ニ質問濟デアラサウデアリマスガ、此結果トシテ政府ノ契約ハ矢張り關稅變更シタラ、其結果ハ政府ガウレダケ國トシテノ責務ヲ果スト云フコトヲ御考ガアテ然ルベキト思ヒマスガ、此點ニ付テ政府ノ御所見ハ如何デゴザイマスカ

○黒田政府委員 是ハ御尋ノ通り注文シテ居リマス品物ニ付テ、廻テ現行法ヲ適用スルコトニ致シマス、各種ノ弊害ガ生ズルノデアリマス、ソレ故ニ何レノ國ニ於キマシテモ、皆サウ云フコトニ致シテ居ラヌノデアリマス、又我國ノ從來ノ改正ノ際ニ於テモ、勿論サウ云フコトニ致シテ居リマセムカラ、今回ノ場合ニ於テモ矢張り現行法ニ到着ラ致シマセムコトハ、是ハ新法ヲ適用スル積リデアリマス、此結果民間ノ物ハ差支ナイガ、政府ノ注文シタ物ニ付テハ、政府ガ不當ノ利益ヲ得ル故ニ關稅ガ負擔スルカドウウカト云フコトデアリマスガ、是ハ此關係ガ政府ノ契約ノ品物ニ對シテ及ボス結果ハ、是ハ民間間ト同様ニ取扱ハ大ケレバナラヌノデアリマス、併シ民間ノヤウニ政府デ出來ナイト云フコトハ、政府ノ會計法等ノ關係デ已ムヲ得ナイコトデアリマス、唯政府ニ對シテ同ジヤウナ取扱ラサルト云フコトハ、此定率法デ到底出來マセム、然ラバ政府ノ方デサウ云フ契約ノ場合ニ如何ニスルカト云フコトニ付テハ、是ハ既ニ前例ヲカトコトデアリマシタ、契約ノ仕方如何ニ依テハ、私ハ到底救済ガ出來ナ

イ場合モアルカト思フ、會計法ノ結果ト致シテサウ云フ結果ガ生ズル場合ガアルト思ヒマスガ、サウ云フ場合ハ已ムヲ得ナイコトデアリカウカト考ヘテ居リマス、或ハ契約ノ仕方ニ依テハ、サウ云フ場合ガアルカモ知レマセムガ、ウ云フ場合ガアルカモ知レマセムガ、是ハ私ハ責任ヲ以テ出來ルト申上ゲルコトハ出來マセム、已ムヲ得ナイコトト考ヘテ居リマス

○竹内委員 既ニ前例ハ斯ウ云フトキニ必ズ政府ガ……(此時發言スル者アリ)契約ヲデアリマスガ、政府ハ國トシテ、無論此關稅定率法ノ問題デアリマセムガ、之ヲ施行スル際ニ於テハ、政府ノ義務トシテ、斯ウ云フモノニ對シテハ開イテハルト云フ御考ガアルカナイカ、會計法ヲ見タラ私ハ出來ルコトト思ヒマスガ、唯何分契約ノ仕方ガ昔カラ政府ハ自分ノ勝手ノ契約書デアリシテ居リマス、中ミサウ云フ條件ヲ附ケル餘地ラ許サナイ、ソレヲ見テアル考ガアルカナイカト云フコトヲ御尋致シマス

○加藤委員長 御答ガアリマス、アリマセムカ、御答ガナイサウデアリマス、是デ質問ハ全部終了致シマシタ、議事ノ進行ニ付テ佐々木君カラ御發言ガアリマス

○佐々木委員 此機會ニ於キマシテ議事ノ進行ニ付テ質問提出致シマシタ、私ハ既ニ前例ヲカトコトデアリマシタ、契約ノ仕方如何ニ依テハ、私ハ到底救済ガ出來ナ

テ討論ニ移リマス、存シマス、然ルニ今日迄ノ質問應答ノ狀況ニ鑑ミマス、ト云フト、其内容頗ル多様多様ニ互テ複雑ヲ極メマシタ、此儘進行ヲ致シマス、甚ダ時間ヲ要スルト思ヒマス、就キマシテハ審議ノ目的ヲ有效ニ貫徹致シマス、便宜上、此際本委員會ニ於テ各派ノ打合せヲ設ケラレマシテ、其出席者ノ數ハ委員長ノ外ニ各派二名宛ト致シマシテ、尙各派ヨリノ申出ニ依リマシテ委員長ヨリ指名セラレ、懸議審議ヲ致サレマシタ、議事ノ進行ノ圓滿ヲ期スルコトガ宜イト存シマス、就キマシテハ諸君ノ御賛成ヲ得マシタナラバ、先ヅ二十六日ヨリ三日間休會セラレマシテ、三月一日午前十時ヨリ前段申述ベマシタ通り各派ノ打合せヲ開會セラレマシタ、審議ヲ進メラレシコトヲ望ムノデアリマス、此意味ニ於テ動議ヲ提出致シマス

○岩切委員 只今ノ動議ニ賛成ヲ致シマス

○倉元委員 只今ノ佐々木君ノ議事進行ニ付テノ動議ニ大體賛成デアリマスガ、是ハドウウカ稅制委員會ノヤウニ秘密ニセラレナイデ、公開セラレンコトヲ望ムマス

○星島委員 私ハ一寸誤解ガアリマスカラ御尋致シマス、小委員會ト云フ意味ナク、ソレハ有志ノ懇談會ト云フ意味デアリマス、正式ニ委員長ノ任命ニ依リ小委員會ヲナシテ、各派二名宛ト協議會ト云フカ、懇談會ト云フカ、懇談會ト云フカ、サウ云フモノニシタガ、却テ圓滿ニ行クカト思ヒマス、サウ云フ意味ヲラ賛成ヲ致シマス

○永田委員 私ハ佐々木君ノ動議ニ無條件ト同意致シマス

○加藤委員長 ソレデハ只今ノ佐々木君ノ動議ニ反對者ガ……

○奥村委員 議事ノ進行ニ付テ……先程委員長ハ質疑ハ是ニテ打切ルト仰シマシタ、私ハ此稅番逐次審議ノ際ニ於キマシテ、當局ニ質問致シテ答辯ハ保留サレテ居ル、隨テ其保留ヲ進メルコトヲ結果ニ於テハ、私モ質疑ヲ進メルコトヲ又保留シタノデアリマスガ、ソレハ今尙御答辯ガアリマセム、ソレデ打切ルト仰シマシタヤウデ、ソレカラ其次ニ今小委員會デアリマセムケレドモ、何方ガ出來ルサウデアリマス、私ハ非常ニ矛盾デアラウト思ヒマス、委員長ハドウウ云フ御考デアリマスカ

○加藤委員長 何レ決議ノ際ニ……

○奥村委員 私ハ貴方ノ御言葉ニ依テ保留シヤウト云フコトニ依テ保留シタノデ……

○加藤委員長 此質問ハ大體終了シタノデ、併シ貴方ガ一般的ニ尙保留問ナサルト云ハ……

○奥村委員 機會ガアレバ許スコトハ一向差支ナイノデアリマス、併シ皆名宛協議會ト云フカ、懇談會ト云フカ、サウ云フモノニシタガ、却テ圓滿ニ行クカト思ヒマス、サウ云フ意味ヲラ賛成ヲ致シマス

○永田委員 議事ノ進行ニ付テ……先程委員長ハ質疑ハ是ニテ打切ルト仰シマシタ、私ハ此稅番逐次審議ノ際ニ於キマシテ、當局ニ質問致シテ答辯ハ保留サレテ居ル、隨テ其保留ヲ進メルコトヲ結果ニ於テハ、私モ質疑ヲ進メルコトヲ又保留シタノデアリマスガ、ソレハ今尙御答辯ガアリマセム、ソレデ打切ルト仰シマシタヤウデ、ソレカラ其次ニ今小委員會デアリマセムケレドモ、何方ガ出來ルサウデアリマス、私ハ非常ニ矛盾デアラウト思ヒマス、委員長ハドウウ云フ御考デアリマスカ

○加藤委員長 何レ決議ノ際ニ……

○奥村委員 保留シヤウト云フコトニ依テ保留シタノデ……

○加藤委員長 此質問ハ大體終了シタノデ、併シ貴方ガ一般的ニ尙保留問ナサルト云ハ……

○奥村委員 機會ガアレバ許スコトハ一向差支ナイノデアリマス、併シ皆

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○太田委員 打合せノ結果ニスルコトニシテ、今日ト打合せトスルト云フコトダケデ止ヌテハ如何デス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○加藤委員長 ソレデハ今ノ佐々木君ノ發言ヲ決定セラレタモノト見マシテ、其通り取計ヒマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時五十二分散會

第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十八回 大正十五年二月二十五日 四三

第五編第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十八回 大正十五年二月二十五日

「六頁太田信次郎君演說ノ終リ(入ルヘキ)

四四

品名	重量	商品元價	商品元價ニ對スル現在ノ現金率	改正稅率	改正稅率ニ依ル税金	商品元價ニ對スル改正稅率ニ依ル税金	販賣業者及製造業者ノ要求稅率ニ對スル割合
ローライブレキ	一九三匁	一、三三五	三割五分六厘	六四、二〇	七八二	六割九分一厘	三割五分六厘
ハリスド	一八三匁	一、七四	二割一分五厘	六四、二〇	七三〇	四割一分九厘	三割六分七厘
フリスド	二五二匁	四、六五	一割三分九厘	六四、二〇	一二四八	三割六分七厘	二割六分八厘
フリスド	五八匁	一〇六	三割四分三厘	九九、五〇	三六五	三割四分三厘	三割三分七厘
フリスド	三三匁	七五〇	二割四分	九九、五〇	一、八〇〇	二割四分	三割三分三厘
フリスド	一〇三匁	一、一四	三割四分八厘	九九、五〇	三三〇九	二割八分一厘	四割二分五厘
フリスド	一〇三匁	一、一七	三割四分八厘	六四、二〇	三三〇九	二割八分一厘	四割二分五厘
フリスド	三三〇匁	一、一七	三割四分八厘	六四、二〇	三三〇九	二割八分一厘	四割二分五厘
フリスド	〇五二匁	〇、九一	四分五厘	四五、一〇	〇、四四一	一割五分五厘	四分五厘
フリスド	〇四三匁	三四八	一割	四五、一〇	一二〇	三割四分四厘	一割五厘

大正十五年二月二十五日印刷

大正十五年二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 民文社



第五十二回帝國議會 院 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會會議錄(速記)第十九回

大正十五年三月九日(水曜日)午前十時
四十九分開議
出席委員左ノ如シ

- 委員長 加藤政之助君
- 理事 永田善三郎君
- 理事 吉津 度君
- 理事 岩切 重雄君
- 理事 飯塚春太郎君
- 橋本 喜造君
- 神部 爲藏君
- 工藤 鐵男君
- 佐藤 高十郎君
- 來栖 七郎君
- 堀切善兵衛君
- 竹内友治郎君
- 星島 二郎君
- 田中 隆三君
- 沼田 嘉一郎君
- 佐々木平次郎君
- 倉元 要一君
- 出席國務大臣左ノ如シ
- 大藏大臣 濱口 雄幸君
- 農林大臣 早速 整爾君
- 商工大臣 片岡 直温君
- 出府政府委員左ノ如シ
- 復興局長官 清野長太郎君
- 大藏政務次官 武内 作平君
- 大藏參與官 三木 武吉君
- 大藏省主稅局長 黒田 英雄君

大藏書記官 藤井 眞信君
大藏技師 矢部規矩治君
農林政務次官 小山 松壽君
農林參與官 高田 松平君
農林省農務局長 石黒 忠篤君
農工政務次官 榎瀬軍之佐君
商工參與官 野村 嘉六君
商工省工務局長 宮内國太郎君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案(政府提出)

○加藤委員長、委員諸君モ御捕ヒニナ
リマシタカラ、是カラ關稅定率法中改
正法律案ノ委員會ヲ開キマス、前日申
合ヒニナリマシタ委員ノ決定ヲ此際御
報告ニナリタウコザイマス

○岩切委員、只今委員長ヨリ御宣言ノ
アリマシタ如ク、昨日ノ小委員會ノ申
合ヒニ依リマシテ、修正案ヲ私ヨリ御
報告申上ゲタイト存ジマス、第一修正
案ニ屬スル簡條ニ付キマシテハ、稅番第
十六番ノ小麥デアリマス、此小麥ハ現行
法ガ七十七錢デアリマス、修正案モ
據置ニナリタ居リマスガ、之ヲ一圓五十
錢ニ改メルト云フノデアリマス、二十
二ノ小麥粉ガ現行、提案ニ於キマ
シテハ一圓八十五錢デアリマスガ、之
ヲ二圓九十錢ニ改メタイト云フノデア
リマス、五十九ノ鳥卵ハ現行法ガ六圓
デアリマスガ、改正案ニ於キマシテハ

四圓五十錢ニナリタ居リマス、之ニ對シ
マシテハ現行法ノ據置ヲ主張致シマシ
テ、六圓ニ改メタイト云フノデアリマ
ス、以上三項目ガ修正ノ簡條デアリマ
スガ、之ニ就テハ極メテ簡單ナル說明
ヲ一言加ヘテ置キタイト思ヒマス、小
麥ヲ修正致シマスル理由ハ、我國ニ於
ケル農家ノ二毛作ト致シマシテ、小麥
ハ農家ノ最重要ナル生産物トシテ、漸
次其小麥ノ價格ガ米トノ間ニ平均ガ取
レマセヌンデ、昨今數年來ノ狀況ヲ見
マスト、漸次作付段別モ減少致シマシ
テ、價格モ到底農家ノ生産ニ對シテ酬
ユルダケノ價格ニナリタ居ラナイト云
フ理由カラ致シマシテ、之ヲ引上ゲル
事ニ依テ作付段別モ増シ、農家ノ産業ヲ
助ケルト云フ立場カラ致シテ、之ヲ改メ
タイト云フノデアリマス、小麥粉ハ小麥ト
相伴ヒマシテ、當然ノ結果トシテ此程
度ニ改メタイト云フノデアリマス、五
十九ノ鳥卵ハ、是モ農家ノ副業ト致シ
テ最重要ナルモノデアリマス、カ、極
メテ簡單明瞭ニ此點ヲ申上ゲ
テ置キタイト思ヒマス、此附帶希望ノ
一、本案中左ノ品目ハ近々新設セラレ
ヘキ關稅常設委員會ニ附議シ、慎重審
議ノ上之ヲ次期議會ニ提案シ、適當ニ
改正セラレムコトヲ希望ス、其項目ヲ
是カラ申上ゲマス、稅番二十二ノ内、タ

第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會會議錄 第十九回 大正十五年三月九日

ビオカ、ニオカ及セ、コトシ、
 ターチ、是、現在我國ニ於キマ、スル農
 家ノ食糧トシテ十分保護ノ必要
 ノアルモノトシテ、十分保護ノ必要
 ニ及ビ、セ、コトシ、ニ、コトシ、
 上、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ニ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 居、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 及、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 造、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 慮、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 最、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ス、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ス、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 正、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ス、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ノ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 モ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 イ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ノ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 番、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 致、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 適、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 吾、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 革、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 是、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ル、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 多、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 テ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ノ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 ニ、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 四、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 三、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 二、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、
 一、コトシ、ニ、コトシ、ニ、コトシ、

ザル合成染料ニ對シテ輸入制限令ニ依
 ル取扱、將來使用者ヨリ申請アルト
 キハ簡便迅速ニ其輸入申請ヲ許可シ、
 營業者ノ利便ヲ圖ルコト、此問題ニ
 料ノ關係アル問題デアリ、
 ナ、又一面營業者カ、見、最、
 重要ナルモノトシテ、本委員會ニ於
 シテハ、願、織、
 デアリ、
 當、
 此、
 ガ、
 イ、
 百、
 國、
 シ、
 望、
 ハ、
 上、
 テ、
 ス、
 議、
 立、
 ノ、
 正、
 ナ、
 ス、
 以上、
 第五類第二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十九回
 大正十五年三月九日

常ニ其數量ニ於テモ懸隔ガアルノデ、
 リマス、今立口ニ豆ノ稅率ヲ上ゲル
 云フコトハ、勿論必要ナルカモ知レ
 セスガ、尙ホ是ハ調査ヲシテ見ガケ
 バ如何ナル結果ニナルカ、小麥ニ對
 ル程ノ確信ヲ吾ニ十分無イノデア
 リマス、故ニ此問題ノ如キハ、常設委員
 會等ニ於テ十分研究シテ見ルノガ、却
 テ親切ナル方法デハナイカト吾ニ考
 ルノデアリマス。

○山本委員 更ニ鳥卵ヲ一農家ノ副
 産物ノ中デ特ニ鳥卵ダケヲ御選ニナ
 シテ、茲ニ稅率ノ御修正ガ、タノデ
 アリマス、農家ノ副産物及農産物ハ多岐
 多端ニ互テ居リ、アルノデアリマス
 テ、吾ニ見ル所ニ依リマシテモ牛肉
 ノ如キ或ハ豚肉ノ如キ、悉ク農家ノ副
 業アリ、又農産物ノ中ノ主要品デア
 ルト考ヘルガ、先刻御選ニナリマシ
 ル希望條件トシテ、肉類モ、コソ
 スミルケレモ、バタトモ、御希望トシ
 テ之ヲ調査會ニ於テ考慮スル、又引上
 ゲネバナラズ必要ガアルト云フ御話
 アリマシタケレドモ、此場合ニ於テ、總
 テノ農産物ヲ論ズル場合ニ當テハ、特
 ニ鳥卵ダケヲ選ビ、他ノ肉デアルトカ、
 其ノ他ノ物ハ之ヲ殘シテ、特ニ鳥卵
 ケヲ選ブト云フコトノ理由ガ、私共ニ
 ハ甚ダ徹底セヌヤウナ考ガアリマス、
 此點ニ於テ特ニ鳥卵ヲ御選ビニナシ
 ト云フ意義ヲ明ニシテ置キタイと思
 ヒマス。

○岩切委員 是ハ修正案ヲ說明致シ
 スル當時ニ申上ゲマシタ通り、政府
 於キマシテモ鳥卵ニ對シテハ六箇年計
 畫ナルモノヲ發表致サレマシテ、六年
 後ニ於テハ十分内地ニ於ケル自給計
 ガ立ツト云フコトヲ政府ハ說明サレ
 ガデアリマス、然ラバ政府トシテ十
 分ナル見込ガ立チ、目下千數百萬圓ノ
 輸入ニ對シテ六年後ニ於テハ、相當
 之ニ對スル調節ノ途ガ付クト云フ政府
 ノ自信モアリマスガ、此際鳥卵ハ特
 ニ之ヲ現狀ヲ維持シテ、三品ヲ選ブ政
 策ヲ執ル方ガ宜イト云フ、其方針ガ確
 立シタ、吾ニ於テモ確立シタノデア
 リマス、肉類ニ對シマシテハ山本君
 ノ御承知ノ通り、我國ニ於ケル產牛
 之ニ對スル需要トシテ、極メテ順調ニ
 行ツテ居ナイ、是ハ政府ガ差出サレタ調
 書ヲ見マシテモ、一箇年ニ我國ニ生
 レルモノハ二十萬頭デアリ、屠ル數ガ
 三十萬頭ニ達シテ屠ルスレバ、計
 シテモ之ニ對シテ屠ルスレバ、十
 畫ガ立ツテ居ルナラバ宜シ、ケレドモ
 屠ラガ立ツテ居ナイ、殊ニ此輸入表ヲ見
 マスト、牛肉ノ如キモ一箇年ニ於ケル
 輸入ハ八百萬圓ニモ達シテ居リマス、
 今之ヲ抑ヘルト云フコトハ非常ニ十分
 ナ確信ガアレ、勿論吾ニハヤリマス、
 此點ニ於テ尙ホ慎重ニ取調
 レドモ、此點ニ於テ尙ホ慎重ニ取調
 レドモ、此點ニ於テ尙ホ慎重ニ取調
 調査委員會ノ問題ニ移スコトヲ適當ナ
 リト吾ニ信ジタノデス、

○山本委員 岩切君ノ此關稅ニ對スル
 御修正ハ三項目ニ互テ居リマス、即チ
 小麥、小麥粉及鳥卵ノ三品ヲ特ニ選
 ニ御修正ナリマシタ、私共ガ此一般
 ニ互リタル關稅ノ改正及共品目ニ互
 テ連日調査ヲ致シ、且ツ政府ノ御意見
 同ヒ、又委員諸君ノ政府ニ對スル御
 質問ノ模様ヲ拜見致シテ居リマシテ
 莫ク全般ヲ通ジテ此際特ニ全部ノ若
 タト云フコトデアラフ、其他ノ部分ガ總
 テ調査會ニ於テ議會閉會後ニ更ニ詳ニ
 調査ノ上、上ケル物モ下ケル物モ極メ
 ルト云フコトデアリマス、併ナガ
 一貫シテ居ルノデアリマス、併ナガ
 一先刻大藏大臣御選ニナリマシタ如
 ク、全體ノ品目ニ互テバ、千數百種ノ多
 キニ互テ關稅ヲ改正ナリマシ、致
 シテ屠ルノニ對シテ、特ニ此三目ヲ選
 ビ御修正ニ相成タナリマシマス、岩切
 君モ長イ間詳ニ生産者及消費者カラ各
 種ノ陳情ヲ御受ケニナリ、又ソレニ付
 御考慮ニナタコトハ、私共ト同ジ
 テ御考慮ニナタコトハ、私共ト同ジ
 テ御考慮ニナタコトハ、私共ト同ジ
 ガ、私共ハ總テ貿易關係、經濟關係、消
 費生産ノ關係ヲ考ヘテ、當然此際ニ改
 正セネバナラズ物ガ多クアルト認メタ
 ノデアリマス、御修正ニナリマシタル
 三點ダケガ此場合ニ於テ絕對必要デア
 ル、此事ハ或ハ意見ノ相違ト云フコト
 ニナルカモ知レマセムガ、他ノ項目ハ

先刻多數ノ物ヲ御選ニナリマシタ、
 レニ對シテハ御希望トシテ御選ニナ
 タノデアリマスガ、大體論トシテ今同
 ノ關稅改正ニ當テ當然避クベカラザ
 ル物、絕對必要ナリトセラレタ物ハ此
 三品ニ止マルト云フ御意見デアリ、
 セウカ、一般的ノ事ニ付テ御選致シ
 マス。

○岩切委員 只今山本君ノ御質問ノ如
 ク、勿論吾ニハ三品ヲ以テ最モ急ヲ要
 シ、其他ノ物ハソレ程急デナイト云フ
 ヤウナ考ハ無イノデアリマス、ケレド
 モ、只今申上ゲマシタ通り、小麥ハ増殖
 ニ對シマシテハ、吾ニハ先ニ申上ゲタ
 ヤウナ確信ヲ持チ、玉子ニ對シマシ
 ハ政府ハ六年計畫ヲ立テテ、之ニ對シ
 テ確信ヲ持チ居ルノデアリマス、小麥
 粉ハ小麥ト當然伴フ問題デアラフ、此
 者ハ此際速ニ改正スルモ何等差支ハナ
 イト考ヘマシタカラ、此問題ヲ提出致
 シマシタ、其他ノ問題ノ中ニ於キマシ
 如キ確信ヲ持ツ物モアルマシケレドモ、
 中ニハ鐵ノ如キ未ダ懸案ニナタコト居
 物モアリ、或ハ染料ノ如キ對外關係ニ
 於テ懸案ニナタコト居ル物モアルシ、之
 一年間延期シテ、更ニ過ナガラシメテ、
 慎重ニ精査スルト云フコトモ、産業發
 展ノ爲ニ賢明ナル一策デアルト吾ニハ
 考ヘマシタカラ、其方針ヲ執ツタデア
 リマス。

○山本委員 私ソレダケデアリマ

○加藤委員長 尙ホ御質疑ノ通告ガア
 リマス、順テ追テ御質問シマシ
 フ、成ベク簡單ニ明瞭ニ御願シタイ
 ○倉元委員 岩切君ノ御選ニナ
 小思ヒマス、岩切君ノ將來設定セラ
 レル關稅ノ常設委員會ト云フコトヲ御希
 望ニ依リ御選ニナリマシタ、之ニ依
 將來ノ稅率ヲ確定スルコトガ、最モ今
 日ノ事情ニ適應シタ處置デアルト云
 風ニ御說明ニシマシタガ、今山本君
 カラモ數回ニ互テ質問致シマシタヤ
 ウニ、此三品ニ限リテ此際修正ノ必要ト
 シ、可度岩切君ノ述べタル小麥ニ對シテ
 以テ他ノ農産物ト比較シテ、茲ニ是ガ今
 稅率ヲ課稅スルニ適切ナル品目デア
 トシテ、御選ゲニナリマシタ如ク、他
 工業品其他ノ産業方面ニ於ケル農産品
 以外ノ物ニ對シテ、左様ニ御選メテ
 シ、常設委員會ニ之ヲ讓リ見テモ、政
 府ガ是以上ノ確信アル案ガ出來、以キ
 否ヤト云フコトハ、甚ダ疑問ニ屬スル
 事ト小思ヒマス、又先刻ノ大藏大臣
 沼田君ノ御質問ニ對シテ御答辯ヲ承
 テ見テモ、日ニ月ニ進歩スル産業界
 狀勢ハ其時ニ依リ變革ヲ來スソレ
 テリマシカラ、其時期ニ對シテ所
 改正ヲ行フコトガ最モ必要デアラト認
 認シテ其諸問ニ付スルノデアリ、斯
 云フコトヲ御答辯ヲ伺フ見マシ

○岩切委員 是ハ修正案ヲ說明致シ
 スル當時ニ申上ゲマシタ通り、政府
 於キマシテモ鳥卵ニ對シテハ六箇年計
 畫ナルモノヲ發表致サレマシテ、六年
 後ニ於テハ十分内地ニ於ケル自給計
 ガ立ツト云フコトヲ政府ハ說明サレ
 ガデアリマス、然ラバ政府トシテ十
 分ナル見込ガ立チ、目下千數百萬圓ノ
 輸入ニ對シテ六年後ニ於テハ、相當
 之ニ對スル調節ノ途ガ付クト云フ政府
 ノ自信モアリマスガ、此際鳥卵ハ特
 ニ之ヲ現狀ヲ維持シテ、三品ヲ選ブ政
 策ヲ執ル方ガ宜イト云フ、其方針ガ確
 立シタ、吾ニ於テモ確立シタノデア
 リマス、肉類ニ對シマシテハ山本君
 ノ御承知ノ通り、我國ニ於ケル產牛
 之ニ對スル需要トシテ、極メテ順調ニ
 行ツテ居ナイ、是ハ政府ガ差出サレタ調
 書ヲ見マシテモ、一箇年ニ我國ニ生
 レルモノハ二十萬頭デアリ、屠ル數ガ
 三十萬頭ニ達シテ屠ルスレバ、計
 シテモ之ニ對シテ屠ルスレバ、十
 畫ガ立ツテ居ルナラバ宜シ、ケレドモ
 屠ラガ立ツテ居ナイ、殊ニ此輸入表ヲ見
 マスト、牛肉ノ如キモ一箇年ニ於ケル
 輸入ハ八百萬圓ニモ達シテ居リマス、
 今之ヲ抑ヘルト云フコトハ非常ニ十分
 ナ確信ガアレ、勿論吾ニハヤリマス、
 此點ニ於テ尙ホ慎重ニ取調
 レドモ、此點ニ於テ尙ホ慎重ニ取調
 レドモ、此點ニ於テ尙ホ慎重ニ取調
 調査委員會ノ問題ニ移スコトヲ適當ナ
 リト吾ニ信ジタノデス、

○山本委員 岩切君ノ此關稅ニ對スル
 御修正ハ三項目ニ互テ居リマス、即チ
 小麥、小麥粉及鳥卵ノ三品ヲ特ニ選
 ニ御修正ナリマシタ、私共ガ此一般
 ニ互リタル關稅ノ改正及共品目ニ互
 テ連日調査ヲ致シ、且ツ政府ノ御意見
 同ヒ、又委員諸君ノ政府ニ對スル御
 質問ノ模様ヲ拜見致シテ居リマシテ
 莫ク全般ヲ通ジテ此際特ニ全部ノ若
 タト云フコトデアラフ、其他ノ部分ガ總
 テ調査會ニ於テ議會閉會後ニ更ニ詳ニ
 調査ノ上、上ケル物モ下ケル物モ極メ
 ルト云フコトデアリマス、併ナガ
 一貫シテ居ルノデアリマス、併ナガ
 一先刻大藏大臣御選ニナリマシタ如
 ク、全體ノ品目ニ互テバ、千數百種ノ多
 キニ互テ關稅ヲ改正ナリマシ、致
 シテ屠ルノニ對シテ、特ニ此三目ヲ選
 ビ御修正ニ相成タナリマシマス、岩切
 君モ長イ間詳ニ生産者及消費者カラ各
 種ノ陳情ヲ御受ケニナリ、又ソレニ付
 御考慮ニナタコトハ、私共ト同ジ
 テ御考慮ニナタコトハ、私共ト同ジ
 テ御考慮ニナタコトハ、私共ト同ジ
 ガ、私共ハ總テ貿易關係、經濟關係、消
 費生産ノ關係ヲ考ヘテ、當然此際ニ改
 正セネバナラズ物ガ多クアルト認メタ
 ノデアリマス、御修正ニナリマシタル
 三點ダケガ此場合ニ於テ絕對必要デア
 ル、此事ハ或ハ意見ノ相違ト云フコト
 ニナルカモ知レマセムガ、他ノ項目ハ

先刻多數ノ物ヲ御選ニナリマシタ、
 レニ對シテハ御希望トシテ御選ニナ
 タノデアリマスガ、大體論トシテ今同
 ノ關稅改正ニ當テ當然避クベカラザ
 ル物、絕對必要ナリトセラレタ物ハ此
 三品ニ止マルト云フ御意見デアリ、
 セウカ、一般的ノ事ニ付テ御選致シ
 マス。

○岩切委員 只今山本君ノ御質問ノ如
 ク、勿論吾ニハ三品ヲ以テ最モ急ヲ要
 シ、其他ノ物ハソレ程急デナイト云フ
 ヤウナ考ハ無イノデアリマス、ケレド
 モ、只今申上ゲマシタ通り、小麥ハ増殖
 ニ對シマシテハ、吾ニハ先ニ申上ゲタ
 ヤウナ確信ヲ持チ、玉子ニ對シマシ
 ハ政府ハ六年計畫ヲ立テテ、之ニ對シ
 テ確信ヲ持チ居ルノデアリマス、小麥
 粉ハ小麥ト當然伴フ問題デアラフ、此
 者ハ此際速ニ改正スルモ何等差支ハナ
 イト考ヘマシタカラ、此問題ヲ提出致
 シマシタ、其他ノ問題ノ中ニ於キマシ
 如キ確信ヲ持ツ物モアルマシケレドモ、
 中ニハ鐵ノ如キ未ダ懸案ニナタコト居
 物モアリ、或ハ染料ノ如キ對外關係ニ
 於テ懸案ニナタコト居ル物モアルシ、之
 一年間延期シテ、更ニ過ナガラシメテ、
 慎重ニ精査スルト云フコトモ、産業發
 展ノ爲ニ賢明ナル一策デアルト吾ニハ
 考ヘマシタカラ、其方針ヲ執ツタデア
 リマス。

○山本委員 私ソレダケデアリマ

○山内委員 希望條件ヲ附シテノハ、八分マデ其不都合ナル事ヲ認メテ居ルガ、アト二分ガ殘ラシ居ルガ、モウ一期ダク待テ修正ノ意見ヲ出シテ貰ヒタリ、斯ク云フ御希望ノヤウデゴザイマセガ、目下ノ現狀ニ於テ、タビタスノ如キ修正ヲ爲シタラバ、國民ハ既ニ此稅率ガ確定シタモノナリト思フ、サウシテ輸入モシヤセテ、輸出モ致シマセウ、色ニ準備モシヤセテ、然ルニ一年經テ内ニ此稅率ヲ改正スルト云フコトニナリマス、企業家ナドハ非常ナ迷惑ヲ受ケルコトモナル、甚ダ國民ニ對シテ不親切ナヤウニ考ヘル、僅カニ分位ノ残りカラバ、二三日延期シテモ、何故モ少シ切切ト御態度ニ出ラレヌ、デアラウカト云フ私ハ考テ持テ居ル、之ヲ希望シテ條件ヲ附ケテ置イテ、是レ々々ノ物ハ斯ク云フ風ニ修正シテ貰ヒタリト云フ御希望ヲ附シテ、又一年經テ内ニ改正ガアルダラ、例ヘバ會社トシテ與シトカ、事業ノ擴張デモシヤウト思フ者ハ、ソレ迄ハ何トモ著手ガ出来ナイヤウニナリ、ホセカト思フ、洵ニ是ハ國民ニ對スル不親切大道方ト思ヒマスガ、岩切君、サウ云フ御感ハ、ナイノデゴザイマセガ。

○岩切委員 吾ハ、ハスラスル事ガ深刻ダト考ヘマシタガ、此案ヲ提出致シマシタ。

○山内委員 是カラ先ハ意見ノ相違ニナリマスガ、岩切君ハ斯ノ如ク事ガ最も深刻ナリト御解釋ニナリ居ル、私等ハ非常ニ不親切ナリト考ヘル、關稅定率ノ決マルト同時ニ、事業家ノ事業ノ計畫スルノデアル、假ニ之ヲ年待ツトスレバ、國家ノ爲ニハ損害トナリ、企業家ニハ憂慮ヲ與ヘル、斯ク云フヤウナ不安ノ狀態ニ置ケト云フコトハ、岩切君ハ之ヲ深切ナリト仰シヤルケレドモ、吾ハ之ヲ非常ニ不親切ナリト考ヘル、併シハ意見ノ相違デゴザイマス、此點ハ是レ止メマス、要ザイマス、岩切君ノ御意見ハ、殆ド一箇月掛テ審査シタケレドモ、タダ三點掛テガガの確ナル御意見ヲ、アトハ、御意見ニ止マルノデゴザイマス、是ハ少シク考ヘテ見マス、是迄質問ヲ打切テ、十日間モ研究シタ其間ノ折衝ノ事情ヲ考ヘマス、餘リ約變モ甚シイト考ヘル、併シ此以上ハ議論ニ互リマスカラ、是レ私ノ質問、止メマス。

○加藤委員長 星島二郎君

○星島委員 我先ダ第一ニ岩切君ニ御尋致シマス、同時ニ此機會ニ於キマシテ政府ニ御尋致シタイト思フ、デアリマス、其一、點ハ、岩切君ハ三點掛ケノ修正ヲシテ、アトハ常設委員會ニ付セラレト云フ、デアリマスガ、サウ云フ事デアリマス、レバ、ロヂクヒカラ言ヒマス、レバ、當然現行法ノ儘ニシテ置キテ居ル立法權ヲ、議員自ラ議員ノ

○山内委員 是カラ先ハ意見ノ相違ニナリマスガ、岩切君ハ斯ノ如ク事ガ最も深刻ナリト御解釋ニナリ居ル、私等ハ非常ニ不親切ナリト考ヘル、關稅定率ノ決マルト同時ニ、事業家ノ事業ノ計畫スルノデアル、假ニ之ヲ年待ツトスレバ、國家ノ爲ニハ損害トナリ、企業家ニハ憂慮ヲ與ヘル、斯ク云フヤウナ不安ノ狀態ニ置ケト云フコトハ、岩切君ハ之ヲ深切ナリト仰シヤルケレドモ、吾ハ之ヲ非常ニ不親切ナリト考ヘル、併シハ意見ノ相違デゴザイマス、此點ハ是レ止メマス、要ザイマス、岩切君ノ御意見ハ、殆ド一箇月掛テ審査シタケレドモ、タダ三點掛テガガの確ナル御意見ヲ、アトハ、御意見ニ止マルノデゴザイマス、是ハ少シク考ヘテ見マス、是迄質問ヲ打切テ、十日間モ研究シタ其間ノ折衝ノ事情ヲ考ヘマス、餘リ約變モ甚シイト考ヘル、併シ此以上ハ議論ニ互リマスカラ、是レ私ノ質問、止メマス。

○加藤委員長 星島二郎君

○星島委員 我先ダ第一ニ岩切君ニ御尋致シマス、同時ニ此機會ニ於キマシテ政府ニ御尋致シタイト思フ、デアリマス、其一、點ハ、岩切君ハ三點掛ケノ修正ヲシテ、アトハ常設委員會ニ付セラレト云フ、デアリマスガ、サウ云フ事デアリマス、レバ、ロヂクヒカラ言ヒマス、レバ、當然現行法ノ儘ニシテ置キテ居ル立法權ヲ、議員自ラ議員ノ

ヲ受ケテ、徐ロ之ニ對シテ意見ヲ述ベルト云フコトモ極メテ遺憾ナル事デアリト思フ、其方法ヲ採ラザラ、マシ。

○星島委員 多クノ希望ヲ付ケラレトト述ベラレタガ、岩切君ノ修正案ニハ希望條件トシテ居リマスガ、八分通り論理ヲ歸結シテ現行法ヲ其儘ニ置置イテ、サウシテ十分ニ研究シタ結果改正スルト云フコトニナラナゲレバ、ナラスト思ヒマス、併シ是ハ批評ニナリマス、カ、私ハ是レ止メテ置キマスガ、繼續委員ノ事ニ付キマス、院議ノ權能ヲ輕シズルヨリ、其方ガマシク思ヒマス、カ、モウ一應再考サレト云フコトヲ發言サレタ時、愈イゲテカク、時ニハ此道路ヲ求メト云フコトハ、前カラ眼ヲ着ケテ居ラ、デアリマスガ、濱口藏相ノ此政治的手腕ニハ非常ニ私ハ敬意ヲ拂テ居ル者デアリマス、ガ此道路ヲ設ケテ此道路ヨリ今日道ガラレト云フコトニハ、私感服スルンデアリマス、感服シマスガ、私ハ常ニ議會ノ權限ト云フモノニ對シマシテハ、何處マデモ是ハ發揮シ維持シナク

○山内委員 是カラ先ハ意見ノ相違ニナリマスガ、岩切君ハ斯ノ如ク事ガ最も深刻ナリト御解釋ニナリ居ル、私等ハ非常ニ不親切ナリト考ヘル、關稅定率ノ決マルト同時ニ、事業家ノ事業ノ計畫スルノデアル、假ニ之ヲ年待ツトスレバ、國家ノ爲ニハ損害トナリ、企業家ニハ憂慮ヲ與ヘル、斯ク云フヤウナ不安ノ狀態ニ置ケト云フコトハ、岩切君ハ之ヲ深切ナリト仰シヤルケレドモ、吾ハ之ヲ非常ニ不親切ナリト考ヘル、併シハ意見ノ相違デゴザイマス、此點ハ是レ止メマス、要ザイマス、岩切君ノ御意見ハ、殆ド一箇月掛テ審査シタケレドモ、タダ三點掛テガガの確ナル御意見ヲ、アトハ、御意見ニ止マルノデゴザイマス、是ハ少シク考ヘテ見マス、是迄質問ヲ打切テ、十日間モ研究シタ其間ノ折衝ノ事情ヲ考ヘマス、餘リ約變モ甚シイト考ヘル、併シ此以上ハ議論ニ互リマスカラ、是レ私ノ質問、止メマス。

○加藤委員長 星島二郎君

○星島委員 我先ダ第一ニ岩切君ニ御尋致シマス、同時ニ此機會ニ於キマシテ政府ニ御尋致シタイト思フ、デアリマス、其一、點ハ、岩切君ハ三點掛ケノ修正ヲシテ、アトハ常設委員會ニ付セラレト云フ、デアリマスガ、サウ云フ事デアリマス、レバ、ロヂクヒカラ言ヒマス、レバ、當然現行法ノ儘ニシテ置キテ居ル立法權ヲ、議員自ラ議員ノ

○山内委員 是カラ先ハ意見ノ相違ニナリマスガ、岩切君ハ斯ノ如ク事ガ最も深刻ナリト御解釋ニナリ居ル、私等ハ非常ニ不親切ナリト考ヘル、關稅定率ノ決マルト同時ニ、事業家ノ事業ノ計畫スルノデアル、假ニ之ヲ年待ツトスレバ、國家ノ爲ニハ損害トナリ、企業家ニハ憂慮ヲ與ヘル、斯ク云フヤウナ不安ノ狀態ニ置ケト云フコトハ、岩切君ハ之ヲ深切ナリト仰シヤルケレドモ、吾ハ之ヲ非常ニ不親切ナリト考ヘル、併シハ意見ノ相違デゴザイマス、此點ハ是レ止メマス、要ザイマス、岩切君ノ御意見ハ、殆ド一箇月掛テ審査シタケレドモ、タダ三點掛テガガの確ナル御意見ヲ、アトハ、御意見ニ止マルノデゴザイマス、是ハ少シク考ヘテ見マス、是迄質問ヲ打切テ、十日間モ研究シタ其間ノ折衝ノ事情ヲ考ヘマス、餘リ約變モ甚シイト考ヘル、併シ此以上ハ議論ニ互リマスカラ、是レ私ノ質問、止メマス。

○加藤委員長 星島二郎君

○星島委員 我先ダ第一ニ岩切君ニ御尋致シマス、同時ニ此機會ニ於キマシテ政府ニ御尋致シタイト思フ、デアリマス、其一、點ハ、岩切君ハ三點掛ケノ修正ヲシテ、アトハ常設委員會ニ付セラレト云フ、デアリマスガ、サウ云フ事デアリマス、レバ、ロヂクヒカラ言ヒマス、レバ、當然現行法ノ儘ニシテ置キテ居ル立法權ヲ、議員自ラ議員ノ

第五類第三號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第十九回 大正十五年三月九日

口ヲ稱シテ政府委員ノ答ヘルガ如ク
 一、泡ニ無味乾燥表面ノミノ御答辯
 二、私ハ何トモ満足スルコトガ出来
 三、其御答ヲ願ヒタイ、米モ小麦モ、
 將又鳥卵モ全部修正ナラド、或ル
 事情ノ下ニ政府案全部ヲ納容ニシテ
 三點ノミヲ修正シテ他ヲ願ミナドト云
 フコトハ、何トシテモ了解スルコトハ
 出来ナイ、何トナレバ吾々同志ガ嘗
 唱ヘテ來タ中ノ米ト小麦ト鳥卵、是
 ゲノ目的ヲ達セラレタ爲ニ、所謂忌憚
 ナク云フト貴族院ニ於テ斯様ナ感ガ起
 ル、即チ農民ノ議員連中ガ政府ヲ強要
 シテ、此三項ダケノ通過ヲ圖タガ如キ
 ハ、此強要ヲ致サレテ承諾シテ政府ニ
 不純ノ氣分ガアル、又之ヲ強要シテ農村
 ノ議員中ニ不純ノ氣分ガアルト云フ
 コトハ、道理以外ニ一種ノ惡氣流ノ混
 レルヤウナ風ガナイカト云フコトヲ、
 私ハ非常ニ残念ニ思フ、又半面ニ於テ
 六消費者階級ノ方ニ、此工藝品ノ中
 二澤山ノ不滿ガアラウト思フ、是ハ御
 互同志ノ中ニ非常ニ請願運動ノアル狀
 態カラ見マシテモ分ル、然ルニ非常ニ
 不純ノ氣分ガ強テ居ル、サウシテハ
 諸君ガ四十日ノ御審議ノ期間ニ徹底的
 二是ハ御承知ノ答アル、其農民ノ希
 望セルト云フ所ガ、消費者階級ノ領
 ケノ合理的ノモノガアルカドウカ、然
 ルニ商工業者ノ要求スル所ノモノハ斷
 然逃付ケテ、農民階級若クハ農會ノ要
 求スル所ダケハ其一部ヲ取テ之ヲ實行
 シヤウト云フ、マルキリ農民階級ノ玩
 具ニナラ居ルト云フヤウナ風評マデ、
 消費者階級ノ人ニ與ヘルト云フコト
 ハ、(一)ヒヤ(二)結局斯ウ云フ不徹底
 ナル修正案ガ出ルカラデス、私ハドウ
 云フ譯デ我ガ同志ノ一他ノ黨内ニ居
 ラル方ミガ、漫然トシテ斯様ナ修正
 案ニ賛成セラレタノカ、私ハドウ分
 ラナイノミナラズ此修正ヲ御出シニ
 ナツ結果トシテ、吾々ニ非常ナ苦痛ヲ
 與ヘテ居ル、サウシテ他ノ問題ハ常設
 委員會ニ效力ガアルカナイカ知リマ
 セヌガ、大藏大臣ノ答辯ニ依ルト、ソレ
 ハ知識經驗ノアルト云フヤウナ、御
 答セテ者ヲ集メテシテ委員會ヲ造ル
 云フ、此委員會ニ繼續スルト云フコト
 デアル、サウシテマダ何等カ議案ヲ所
 ガアル、ソレニ答辯ラシ、ソレニ上申
 スルトト云フニ依テ目的ヲ達シ得ラ
 らラウト云フ希望ヲ其處ニ繋グコトガ
 出来ルト云フ言ハレ、斯ノ如ク米、粗
 稅ニ依テ保護セララルト云フ希望ハ、
 米穀法ノ運用ニ俟テガ爲ニ、粗
 稅處ヲ確定スル以上ハ、最早ニ切リ、
 御說明、若クハ大藏大臣ノ御說明ヲ
 委員會ニ持出ス餘地ハナイ、此千載一
 遇ノ好機會ヲ全部ニ失テシマフ
 云フコトニナルノデアル、果シテ是ガ
 農民諸君ニ對シテ親切ナル行動ト云
 マセウカ、私此點ニ對シテ本黨ナリ憲

政會ノ吾等ノ同志ガ、其基礎觀念ニ
 於テ非常ニ誤謬ニ陥ラ居リハセヌ
 カト云フコトヲ非常ニ恐レルノデア
 ル、斯様ナコトヲ申セバ數限リガア
 リマセヌカラ、此程度ニシマスガ、果
 シテ岩切君ハ此修正案ヲ御出シナル
 時ニ、米、粗、ニ對スル關稅ノ問題ハ
 ナタ方ノ政府ト吾等議員トノ間ニ於テ
 ハ、是ハ打切ノ問題ニナル、孰レハ常設
 委員會ニモ持出ス餘地ノナイモノデア
 ルト云フコトハ御承知ノ上デ、此修正
 案ヲ御作リニナタノデアアルカト云フ
 事ガ一點ト、ソレカラ私共申上ゲタ
 一體過去十日程ノ間政黨此良心ヲ欺
 イテ斯様ニシナケレバナラズト云フ
 ヲナ、吾々同志ノ議員ノ間ニ出來上
 此案ノ、其事ノ真相ニ非常ナ努力ヲ
 セラレタ真相ヲ、此場合ニ御打明ケ下
 サルト云フ譯ニ參ラヌダラウカ、サウ
 シテ下申ナラハ朝カラ繼續シテ居ル
 所ノ此無意義ナ質問ト云フモノモ、釋
 然トシテ私ハ解ケルダラウト思フ、故
 二此場合ニ岩切君一段ノ御勇氣ヲ御奮
 下サイマシテ、真相ヲ御明シ此場合シ
 テ裁クコトハ出來ヌモノデアアリ
 マスルカ、此一點ト何ヒマス。マダ
 質問ハ繼續シマス

○岩切委員 米ノ問題ハ今更申シマセ
 ヌガ、結局初メ長田君ハ米ニ對スル
 御意見ヲ御述シテ、最後ニ此米及粗
 稅此原案ヲ認メルト云フコトハ、將來
 常設委員會ノ議ニ繋ラナイヤウナコト

ニナリハシナイカト云フヤウナ御質問
 デアリマシタ、要スルニ是ハソレハ必
 シモ繁ラヌトモ言ヘナイノデ、又繁
 トモ私ハ言ヘナイト思フ、ソレデ是
 ドウシテモ此米穀ト云フコトニ對シテ
 吾々ノ希望ガ今後達セラレナケレバ、
 或ハサウ云フコトガアルカモ知レマセ
 スケレドモ、私共ハ只今デハ尙ホ長田
 君ト同ジヤウナ希望モアリマセケレド
 モ、先ツ米穀法ト云フモノヲ正當ニ運
 用スルトニ於テ、内地米ノ價格ヲ維
 持スルト云フコトハ出來ルヤウニ私
 考ヘテ居リマス、第二ノ事情話ヲセヨ
 ト云フ御話デアリマスガ、勿論斯ウ云
 フ問題ヲ定ムルニハ、黨内ニ於テハ議
 論ハ多岐多岐デアリマスケレドモ、
 結局最後ノ結論トシテ只今申上ゲタ
 ウニ到着致シテ居ルノデアリマス

○長田委員 後段ノ方岩切君ニ御
 伺致シマスガ、實際此同志ガ非常ニ
 苦心慘憺ヲサレテ居ルト云フコトノ内
 容ヲ御報告ハ出來ナイデセウカ、私ハ
 非常ニ感謝シテアタナク御修正案
 ニ賛成スル場合ガ起ララウト思フ
 露骨ニ申シマス、新聞紙ノ報道ヲ
 ニ依テ知ラヌ、私等ノ持テ居リマス
 機關カラ何等ノ報告ガナイノデアアリ
 スケレドモ、岩切君ハ御承知ハナイ
 カモ知レマセヌガ、吾々ノ同志ノ間ニ
 黨派ヲ超越シテ進テ居リマスル機關
 トシテ、農政研究會ガアルノデアアリ
 マスガ、農政研究會ノ方ヲ臨時ニ本黨ノ

同志カラデモ聞イテ與レテ、此處私
 ガ何ノ所ヲ、ソコデ以テビッタト話
 合テ戴ケバ、假令賛成スルニモ反對ス
 ルニモ、私ハ立イテ反對ラズルシ、泣
 テ賛成スル場合ガアルダラウト思
 フ、サウシレバ釋然トシテ水解スル
 トガ出來ル、然ルニ今日尙ホ其執
 キ手段ヲ執ラレテ居ナイヤウニ考
 ル、サウシテ水解ヲ見ルベキ機會ヲ失
 ハントシテ、何等カ斯ウ氣分ガ不愉快
 デ仕方ガアリマセヌガ、農村議員諸
 ハ斯ノ如キ米、粗ノ問題ダケデ之ヲ盡
 スノニハ據ラズシテ、研究會ヲ召集ス
 ル事ニモ出ズ、其場所ニ於テ釋明モセ
 スシテ、本會ニ臨ンテ居ルト云フ此非
 柄ハ實ニ不愉快ナ感ガアル、其感ヲ全
 尙ホ持テ居ル、故ニ其努力ノ内容ヲ御
 話シテ下サレト云フ出來マセ、相當
 吾々ノ同志ガ居リマスカラ、貴方ノ御
 話ニ依テハ私同志ヲ説クコトモ出來
 らラウト思フ、外ノ事デナラズ米、
 粗ノ喧嘩ヲシタカアリマセヌ、ソレ
 ナラズアタナク希望條件ノ中ニ米、
 麥ヲ入レテ下サラ私ハ何モ言ハヌ、
 希望條件ノ中ニ這入ラヌト云フコトヲ
 吾々ノ同志カラ聞キマシタニ依テ、其
 感ヲ深クシテ居ルノデアアリマス、此
 合ニ於テアトウシテモ真相ヲ御話シ下
 ルコトガ出來ヌデアリマセウカ、モウ
 一遍御尋シマス

○岩切委員 ソレモ同ジコトデスガ、黨
 内ニハ色々ナ事情ノアルモノヲ斯ウ定

メタノデ、色々ナ線路ガアリマス、是等
 ノ事ハ容易ニ御推察モアルダラウト思
 ヒマス、又吾々ハ此結論ニ到達セザル
 ヲ得ナカッタノデアアリマス、サウシテ今
 ○長田委員 此質問ハモウ止マセヌ、
 併シ憲政諸君ハ岩切君ノ希望條件付
 修正ニ御賛成ナサレテ居ルノデアアル、
 其希望條件付ト云フコトノ其基礎觀念
 ナルモノヲ、即チ稅率改正ノ基礎觀
 念ト云フモノハ其處ニ到達シナイ、即
 チ審議未了ニ屬スル三種ノモノガアル
 ノデアリマス、實ニ之ヲ希望條件付ト
 會以外ノ委員ニ一任シタインノデア
 ソレ先刻同僚カラ質問致シマシタガ、
 所謂繼續委員ニ附スルト云フコトニナ
 ル譯デアリマスガ、大藏大臣ノ御出
 白シイ御氣分ニ依ル御聲明ニナラ、今
 委員ト云フモノニ委セルト云フコトヲ
 申サレタ、然ルニ私ハ岩切君ノ御聲明
 ナラズト云フモノハ當然斯ウシナケレ
 君ノ御質問ノ模様ヲ理應シテ居ルト、
 政府委員ノ方ヨリ沼田君ノ方ノ希望
 條件ニ對シテ知識觀念ト云フモノハ、
 モウト周到細密ヲモテ居ル、稅率改
 改正ト云フモノハ當然斯ウシナケレ
 ナラズト云フモノハ當然斯ウシナケレ
 所謂調査ノ租浦社撰ヲ御責メニナラ
 ヤウニ私ハ拜聽シテ居ル、尙且ツ政府
 ハ稅率改正ニドウモ吾々ノ頭ニハ少
 シ足ラナイ所ガアルカラト云フコト

所謂條件付修正ニ御賛成ナラズ、沼
 田君ガ之ニ御賛成ナラズ、其心理ト云
 フモノハドウ云フモノデアアルカ、良心
 ノ取テモノガナイカ、何等カ不愉快
 ノモノガアルガ爲ニ之ヲ餘儀ナクサレ
 テ見タイ、私ハ飯塚君ノ綿織物ニ對
 シテモ、染料ニ對シテモ、該博ナル智識
 經驗ヲ伺テ、心カラ敬服シテ居ル、斯
 様ニ議員ガ専門ノ御審査ニナルニ付
 儀、政府委員ノ足ラザル所ヲ補充シ、
 依テ以テ議會政治ト云フモノヲ眞ニ國
 民ノ間ニ諒解ヲ得セシメルヤウニスル
 ト云フコトヲ察シテ、委員會ノ權威ヲ
 喜ンデ居ラザラズ、然ルニ之ガ決定
 セラレルト云フ際ニ當テ、案順ニ猫
 如クナラ、一言モ發セズ、漫然稅率
 改正ノ城ニ達セヌト云フ修正動議ニ贊
 成シタルト云フコトハ、是ハ眞ニ心カ
 ラサウ云フ風ニ御考ニナタカドウカ
 下云フコトヲ疑フノデアアリマス、殊
 與村君ニ至ラバ、此酸化コバルト
 問題ノ如キ、タビオカ「ニオカ」コ
 トシタナラシ問題、或ハ染料ニ至
 テハ現品ヲ持テ來テ、殊ニ酸化コ
 バルトニ金液ノ問題ニ付テハ、皿ヤ猪口
 如キモノニ付テ、政府ハ是デ十分デア
 ルト云フ、此問題ヲ保護センガ爲ニ關
 稅ヲ高クスルノデアアルト云フ、ソレ
 金科玉條ノ如クニ、專門ノ技術者カラ
 説明シテ居ルニモ拘ラズ、酒々ト實物
 ヲ示シテ反駁シタ爲ニ、流石ノ政府委

員モ一言モ無カッタ、此問題ハ委員中其
 熱心ナル説明ヲ聽イテ、大臣ハ缺席デ
 アツタケレドモ、次官ハ御出ニナツタヤ
 ウデアリマスガ、是ハ技術ノ方ガ間違
 テ居ル、商工ノ技術ノ間違デアアリ
 マスカト考ヘテ、與村君ノ言ハルコ
 トガ權威ガアルモノト思フ、然ルニ
 恐ラク彼ノ質問應答ク状態ヲ新聞紙
 フ通ジテ外國貿易ニ從事シテ居ル所
 陶磁器ヲ輸出シテ居ル營業者、與村
 君ニ向テ敬意ヲ表サレタコトト思
 マス、無論此議會ニ於テ關稅定率ハ所
 謂無稅ニナルト思フ、商賣ヲ勵ムデ居
 タコトト思フ、ソレニアラ、權威アル説
 明ヲ詳細ニ新聞紙ヲ以テ國民ニ示シテ
 置キナガラ、此決定ノ場合ニ於テ、遽然
 トシテ態度ヲ引續リ返シテ、政府案
 ニ賛成シタノハ、與村君ハ良心ヲ欺イ
 テ原案ニ賛成ニナタラザラ、果シ
 テサウデアアルト云フ質問ノ熱心ナル點
 ニ於テ餘リニアラズ、居ラザラ、大
 ニ驚クノデアアリマス、此場合岩切君
 ハ同ヒマセヌガ、アノ熱心ナル御質問
 下應答等ヲ伺フテ國民ハ満足シテ居ル
 ニ、此原案ノ可決カ否決カト云フ場合
 ニ臨ンデ、原案賛成ト云フ單純ナルコ
 トヲ言ハルルノハ、眞ニ心カラ出タ
 デアリマセウカ、私共ニ三ノ方、カ
 之ニ對スル御聲明ヲ伺フテ置キタイ
 ○加藤委員長 言論ニ付テハ宜シウ
 ザイマスガ、心理ノコトニ付テハ宜
 ルノハ宜シクナイト思ヒマスカラ

又三百六十一番ノ製紙用ノ「バル」紙アリマスガ、之ニ付キヤシテハ工藤鐵男君ガ最モ熱心ニ此事情ヲ付テ御主眼ニナリテ居リマス。其御趣旨ヲ私共ハ體シマシテ、サウシテメカニカルバル紙ノ所謂新聞紙ノ原料ニ對シテハ無稅ニ修正ヲ致シタルデアリマス。又「バル」紙ノ如キモ新正俱部ノ増田義二氏カラ、殊更ニ使ヒテ寄越サレ、御修正ノ御研究ニテ結果ヲ申出ニナリマシタノデ、皆サンノ御意圖ノ在ル所ヲ諒承シマシテ、四圓五十錢ニ修正ヲ致シタルデアリマス。鐵ニ對シマシテハ、是ハ山本委員ヨリ御説明ヲ申上ゲマス。是ハ全然鐵ニ對スル國策上ノ根本ノ見解ヲ誤テ居ルノデアリマス。是ハ此機會ニ詳細ニ申述ベテ置ク必要ガアラウト存ジマス。ソレカラ「バル」紙ノ付キヤシテハ、憲政會ノ理事デアリ永田君ノ如キモ、私共熱心ニ御主張サレマシタノデ、私共ハ熱心ニ御主張サレマシタノデ、此御意見ヲ尊重致シタルデアリマス。船向ホ其通り、ソレカラ木材ノ付キヤシテハ、佐藤委員ガ熱心ニ御主張ニナリテ居リマス。是ハ山林保護、治水、各方面カラ致シマシテ調査ノ結果、斯様ノ修正ヲ致シタルデアリマス。ソレ農産物ノ一般ニ付キヤシテハ、長田君、山内君、私ノ後ヲ御説明ヲ願ヒマス。概シテハ竹内君、鐵ニ付キヤシテハ山本委員ヨリ御説明ヲ願ヒマス。

落シテ居リマシタガ、二百三十一ノ心掛ケテ、内地ヲ自給自給シ得ルモノニ對シテハ之ヲ保護シ、徹底的ニ内地ノ生産ニ依テ自給自給ノ出來ルヤウニシナケレバナラヌ、サウシテセメテハ食糧品ニ對スル輸入金額ヲ少クスル、或ハ絶減スルト云フヤウナ氣分ヲ以テ進ム必要ガアル、斯様ニ實ハ考ヘマシタノガ第一ノ觀念、第二ノ觀念ハ此米及粗其他小麥ニ至ル總テノモノガ、内地ニ於テ自給自給ガ出來ナイト云フコトアレバ、是ハ外國品ノ最モ安キモノト入レルト云フコトニ努力シナケレバ、ナラヌセガ調査スル所ニ依ルト、此農産品中ノ食糧ニ屬スル部分ノモノハ、各皆相當ノ理由ノ下ニ自給自給ヲ爲スト得ルモノ、ハ信ジテ居リマス。レドモ、自給自給ガ出來ルナラバ、一面ニ於テ此問題ニ對シテハ、關稅問題ヲ考ヘシテ、一面ニ於テハ農林省ノ諸君ノ申上ゲマス通り、所謂農事ノ改良或ハ副業ノ獎勵、有ユル方面ニ於テ其生産ノ増進ヲ圖ルト同時ニ、生産費ヲ減少セシメタルト云フ兩様ノ手段ヲ以テ、自給自給ノ目的ヲ達成スル必要ガアル。斯様ニ考ヘマシタガ爲メ、關稅ノ稅率ニ對シテハ相當ノ改正ノ實ニ致シタノ問題ハ、商工業アリマス。結局自給自給ノ問題ハ、既ニ其問題ガ營利事業デアラバ、其事業其モノノ利益ガ生レルト云フコトガ根本觀念デアリマス。商工業ニ對シマシテハ御承知ノ如ク、始

終引合ニ出ル紡績業ノ如キ、綿糸ノ市價ガ生産費ヲ價ハスト云フコトニ至ラズトモ、彼等ノ希望スル値段ニ到達セズトモ、直ニ綠葉短縮其他ノ方法ヲ以テ生産ヲ減少シテ、自己ノ力ニ依テ其市價ヲ維持シテ居リマス。マセ、然ラバ農産物ニ對シマシテモ、其農産物ノ市價ガ生産費ヲ價ハスト云フ状態ニナリマシタラバ、紡績ノ如キ統一ガ出來ルナラバ、全國ノ農業者ガ一團トナリ、其作付段別ノ一割ニ削減シテ、其農産品ノ收穫ヲ少クシテ價格ヲ釣上ゲテ、恰モ紡績業者ノ爲メガ如キ自衛手段ヲ講ズルコトガ當然ト思ヒマス。ケレドモ、併ナガラ食糧品ハ一日モ缺ケレバラザルモノデアリマス。農村ニ於ケル方々、其左様ナリテ努力ヲ致シテ居ルノデ、ソレカラハナイヤウナ市價ガ毎年超ラテ云フヤウナ不祥事ヲ見ナラバ、必ズ實施ヲ怠リ若クハ農事ノ改良ノ怠ル結果トシテ、收穫ノ減少スルコトハ當然デアリ、其結果ハ遂ニ大正七八年ノ不幸ニシテ、食糧不足ノ爲ニ又恰モ不幸ニシテ熱帯地方ノ所謂外米ヲモフガ、其當時ニ於テハ不作デアラガ爲メ、遂ニ食糧不足ニ陥リテ米騒動ヲ起シタヤウナ不祥事ガアツタノデアリマス。サウナ不祥事ノナイヤウニシナケレバナラ

此考、ハドウシテモ商工業ノソレト同シヤウニ、其市價ノ相當ニ維持シテ置クコトガ根本觀念デアリト考ヘタルデアリマス。其根本觀念ニ於テハ、ドウシテモ是ハ關稅ノ保護ニ依テ相當ノ外米ノ壓迫ヲ防グコトガ必要デアリ、固ヨリ政府ノ御説明ノ如ク、此食糧品ニ對シテ生産者側ノ意圖ヲ少シモ考慮スレバ、入レナイノデハ、併シテ之ヲ考慮スレバ、入レルト同時ニ、生産者側ノ要求ヲ相調節セシメタル點ニ於テ、政府ノ見解ニ於テ多少差ヲ生ズルノミデアリマス。於テ私ノ見解ニ於テハ、政府ノ御意見ト吾々ノ修正意見ト考トハ少シモ違ヒガアル譯デアリマス。サウシテ米及粗ノ問題ニ對シテ、吾々ハ普通ノ場合ニ於テ、本黨ノ諸君ハ新聞紙上ニ於テ私ノ拜見スル所ニ依ルト二回ヲ唱ヘラレマシタガ、ソレガ私ハ最モ適當ナル賦課額ト存ジテ居リマス。何トナレバ所謂關稅ニ於テ保護スル云フコトニナリマス。内地米ノ生産費ト外米ノ沖渡價值ト之ヲ對照セシメテ、其差額ヲ標準ニ稅率ヲ算スル云フガ當然デアリマス。サウシテ之ヲ算スルト二回ト盛ルノガ當リ前、是ハ斯ク云フモノデアルト考ヘラレマス。併ナガラ一回ト云フ稅率二回ニ俄ニ上ゲルコトガ如何ニ消費者階級ノ方ニ御氣分ヲ咬ルデアラウカト云フヤウナチントラ考慮シマシテ、吾々ハ之ヲ

一圓ニシタラデアリマス。又半面ノ理由ト致シマシタハ、現在ノ此一圓ト云フ所謂現行ノ稅率ナルモノノ出來マシタノハ四三年デアリマシタ、其當時ノ米ノ市價ト今日ノ市價トハ眺メ見マサルナラバ、之ヲ算スルニ依リテ上ゲルト云フコトガ當然ノ状態ニアルト云フヤウナ、所謂數字ガ現レテ參ルノデアリマス。二圓ト見ラレルノモノモ、一面ニ於テ當然ト思ヒラレマス。ケレドモ、吾々ハ、消費側ノ考ヲ考慮スレバ、之ヲ調節シテ、一圓五十錢ト致シマシタ、所ガ此問題ニ對シマシテハ、本黨ヨリ修正案ガ現レテ居リマシタ、此米穀法ノ運用ニ依テ此米穀保護ガ出來ルコト云フコトデアリ、關稅ノ保護ト同ノノ效果ガ舉ガレルコトデアリマス。ト考ヘマセ、大ニ考慮シナケレバ、ナラヌト考ヘマセケレドモ、吾々農村ノ問題ト主トシテ考ヘテ居リマス。同僚ハ、今日ノ米穀運用ニ依テハ、所謂米價ノ保護スルコト云フコトニ相成ラヌ、ソレニハ十分デアルト實ハ考ヘテ居リマス。若シ今日政府ニ於ケレバ、米ノ生産費ヲ大膽ニ公表サレマシテ、此ヲ生産費ヲ基準ニ置イテ、米穀法ノ運用ヲ算スルト云フコトニ御宣明ヲ相願フコトガ出來ルコト云フコトデアリマス。

ハ、是ハ格別デアリマス。ケレドモ、幾度カ諸君ノ機會ニ於テ農林當局ニ御同致シマサルケレドモ、米穀ノ生産費ヲ此際ニ公表スルコト云フ所謂勇氣ハナイ、各府縣ノ状態ニ依テ其生産費ハ各異ナラバ、私共ハ現在ノ米穀法ハ現在ノ状態ニ於テ運用サレタル考ヘマサルガ、幸ニシテ先價格ノ調節ト云フ文字ガ入りマシタカラシテ、多少效果ガ大キクナラヌト存ジマセケレドモ、之ヲ以テ直ニ必然ニ是ハ湧イテ來ル市價ナルモノヲ眞ニ是デ調節スルコトハ私ハ非常ニムジカシキ事デアルト考ヘテ居リマス。私ガ先頃此委員會ニ於ケレバ、米穀法ノ運用ハ、朝鮮、臺灣ニハ及バナイノデアアル、而モ朝鮮、臺灣ニ於テハ日本内地ノ種子ヲ入レテ大ニ産米ノ増殖ヲ圖ラレルト云フコトデアリ、其產米増殖ノ力ニ依テ、恐ラクハ昔年ナラズニテ朝鮮、臺灣共ニ兩方デニ千萬石以上ノ米ガ内地ニ移入サレルコトハ是ハ見易イ道理デアリ、是ハ想像ニアラズシテ事實デアルト私ハ考ヘマセガ、其一千萬石以上ノ米ガ内地ニ入ルカ場合ニ、果シテ内地ノ米ノ市價ガ之ニ依

テ壓倒サレバセダラウカ、之ニ依テ市價ガ壓少ラレセダラウカト云フコトヲ申上ゲマシタ、若シ此米ノ内地ニ入レルト云フコトニ依テ、反對ノ外米ガ臺灣、朝鮮ニ運入テ、其朝鮮人諸君ニ外米ヲ食ハサセテ、或ハ雜穀ヲ食ハサセテ、サウシテ朝鮮ニ出來ル所ノ増殖ノ米ガ大ニ内地ニ運入ラレバ、當アラバ、食糧政策ニハ都合ガ好イケレドモ、内地ノ市價ガ壓少ラレルコトハ當然ノコトデアリ、其壓少ラレル所ノ外米ガ對シテ、米穀法ノ運用ガ出來ルコトデアレバ、朝鮮ノ外米輸入ニ對シテ何ト云フコトヲ言フタキニ、小山政務次官ハソレニ法律ガアツテ之ヲ防グコトガ出來ルコト云フ御話デアリマシタ、ソレガ其法律ヲ見タラデアリマス。ガ、不幸ニシテ其法律ハ、内地ノ米穀法ノ二條ニアリマス。ケレドモ、政府ノ必要ニ於テ關稅ヲ削減スルコト云フ増ノ字ガ被ケテ居リ、凶作ノ場合ニ於テ其關稅率ヲ引下ゲルコト云フコトニ、米價ノ増進ヲ促スルコト云フコト、米價ノ中ニアラバ、サウシテ之ヲ、植民地ニ之ヲ施行スルニテアル、關稅定率法ノ第六條ニヤウナコトガアルガリデアラ、關稅ヲ引上ゲルコト云フ力ハナイ、サウシテ米穀法ハ内地ニシテ行ハレテ、朝鮮ニハ外米ガ流入シ、次第デアリ、サウシテ之ヲ、米價ノ増進ニ依テ得ル米價ガ酒トシテ、日本内地ニ移入スル、ソレガ内地ノ米ノ

市價ヲ壓迫スルハ當然デアリハサウシテ政府ノ答辯ニ於テモ、之ニ對シテ何等救済スル途ガナイト云フ以上ハ、米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、

米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、何等救済スル途ガナイト云フ以上ハ、米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、

米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、何等救済スル途ガナイト云フ以上ハ、米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、

米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、何等救済スル途ガナイト云フ以上ハ、米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、

米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、何等救済スル途ガナイト云フ以上ハ、米穀法ニシテ信賴シテ市價ヲ維持スルノ至難ナルコトハ明瞭ト思ヒマス、

コトハ、例ノ酒造米デアラフノ一、大粒ノ米ヲ四百五十萬石乃至五百萬石モ酒造シテ居ルデアリマス、故ニ私等モ大蔵省デ御考ヘニナツテ居ル所ノ米以外ノ早造リノ法ヲ早ク御考ヘニナツテ、依リテ此米ヲ潰スト云フ、所謂酒造ノ方法ヲ廢テ、別ノ國民ニアルコトノ趣味ヲ興ヘルヤウシテ、酒米ハ食糧ニ變ルデアリマス、今日五百萬石ノ中四百四十萬石ハ朝鮮臺灣輸出シテ居ルデアリカラ、三百六十萬石ト云フヤウ外米ハ疾ニ帳消シニナツテ、餘剩米ヲ生ズルト云フ計算ニナルノテ、私等ハ、眞ニ國策樹立、即チ食糧ノ自給自足ノ問題ニ爲ニ、外米ノ壓迫ヲ防グ爲ニ、更ニ關稅ヲ引上グルコトガ、國民ノ生活ヲ脅威スルモノデアルト御考ナラバ、殘米ノ問題ト酒造米ニ對シテ制限ヲ即時斷行ナレタナラバ、此苦痛ヲ除去ルコトガ出來ルト云フコト、私等ハ信ズルモデアリマス、故ニ私共ハ此米麥ニ對シテノ外米壓迫ヲ防ギ、自給自足ヲ圖リ、且ツハ國民ノ消費ニ對シテ洵ニ御氣ヲ毒デアラケレドモ、其負擔ガ生活ヲ脅威スル程度ノモノトハ考ヘセズガ故ニ、五十錢ケケノ關稅ノ値上ヲシタイト考ヘ、二十錢トシタ大粒デアリマス、次ニ小麥ニ移リマス、併ナガラ小麥ト小麥粉ト鳥卵ノ問題ハ、永田君ガ非常

御急ギヤウニ伺フテ居リマスカラ、是ハ敬意ヲ表シテ私共カラ提案ノ理由ヲ申述ベシセマス、全クソレハ岩切君ナリ御賛成ニナツタ方ニ御意見ト其理由ヲ申述ベシセマス、唯大豆小豆、蠶豆、綠豆等ニ付テ、稅率ヲ七斗錢ニシテ、就中大豆ニ對シテハ七斗錢、蠶豆、綠豆等ニ對シテハ七斗錢、計ハ此處ニ省キマスケレドモ、諸君ノ御覽ニナツテ居リマス通り、大豆ノ輸入クデモ價格ニ於テ六千萬圓以上ノ差額ヲ殖ヤス事ハ必要デアリマス、併ナガラ此示サレタル輸出額表ニアル通り、此大豆ハ關東洲ガ一番多イノデアリマシテ、關東洲ノ如キ原野ニ生ズルモノハ生産費ハ極メテ少額出來ルデアリマシテ、内地ノ生産費ト較ベテ、シテ相當補助シナケレバナリマシマス、況ヤ作付別ガ年々遂ニ減テ居ルヤウナ状態ニ鑑ミマシテモ、相當ノ保護スルコトハ極メテ必要カト考ヘ、二回五十錢ノ引上ガシテ、對シテハ、前ニ二回五十錢ノ引上ガシテ、

小豆、蠶豆、綠豆、豌豆モ、輸入額ニ現ハレテ居ル通り、相當ナル輸入見込ムノデアリマスガ、是等ハ各府縣到ル處ニ出來ルモノデアリマシテ、且ツ其種モ、薄キモノ、自然ア中ニ豆ハ出來ルモノデアリマスカラ、關稅ニ對シテモ、此程度ノ引上ガシテ、其内地ノ產額ヲ殖ヤスコトガ出來ルデアリマス、是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、

是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、是等ニ對シテ多少ノ稅率ヲ致シ、

ノ米麥ノ生産費ノ中デニ番多額ノ部分ヲ占メテ居ルモノハ勞賃デアリマス、其勞賃ヲ何トカシテ減少セシムル云フコトガ唯一ノ生産費ヲ減少セシムル所ノ方法デアリト考ヘマス、是ハ農林省モ無論サウ御考ニナケテ居リマス、ソレニ付テハ人間ノ勞力ヲ成ベク、能率ヲ増進スルコトニシテ、即チ餘剩ノ勞力ヲ有効ニ、能率ヲ擧ゲサスト云フコトヲ爲シ、副業ノ獎勵ヲスルコトニシテ、ケレバナラヌデアリマス、ケレバ、半面ニ化學ノ應用電氣ノ應用等ニ依リテ、力ヲ減少スルコトガ必要デアリカ、一番先ニ着手セバ、ナラヌ必要ニ迫ラテ居ルモノハ畜牛ノ獎勵デアリマス、畜牛ヲ獎勵シテ之ヲ使フコトハ耕作ニ使フコトハ、人ノ三ノ力ヲ、耕作ノ場合ニ此牛ヲ使フコトハ、非但ト、人ノ力ヲ使フコトハ、非但ト、差ガアリマス、ケレバ、ドウシテモ、畜牛ト云フコトハ獎勵シテ、所謂人間ノ勞力ヲ減少スル方法ヲ講ズル必要ガアル、況ヤ畜牛ナルモノハ副産物トシテ此種肥肥ガアル、厩ノ肥デアリマス、化學的ノ肥料トシテ、土地ガ瘦セテ、瘦セテ増サナイ、土地ガ瘦セテ、瘦セテ、瘦セテ、所謂化學肥料ヲ與ヘバ、米ハ相當ニ出來マス、ケレバ、土地ハ相當ニ肥テ、農村ノ者ハ安心スルコトガ出來ル

ノ米麥ノ生産費ノ中デニ番多額ノ部分ヲ占メテ居ルモノハ勞賃デアリマス、其勞賃ヲ何トカシテ減少セシムル云フコトガ唯一ノ生産費ヲ減少セシムル所ノ方法デアリト考ヘマス、是ハ農林省モ無論サウ御考ニナケテ居リマス、ソレニ付テハ人間ノ勞力ヲ成ベク、能率ヲ増進スルコトニシテ、即チ餘剩ノ勞力ヲ有効ニ、能率ヲ擧ゲサスト云フコトヲ爲シ、副業ノ獎勵ヲスルコトニシテ、ケレバ、半面ニ化學ノ應用電氣ノ應用等ニ依リテ、力ヲ減少スルコトガ必要デアリカ、一番先ニ着手セバ、ナラヌ必要ニ迫ラテ居ルモノハ畜牛ノ獎勵デアリマス、畜牛ヲ獎勵シテ之ヲ使フコトハ耕作ニ使フコトハ、人ノ三ノ力ヲ、耕作ノ場合ニ此牛ヲ使フコトハ、非但ト、人ノ力ヲ使フコトハ、非但ト、差ガアリマス、ケレバ、ドウシテモ、畜牛ト云フコトハ獎勵シテ、所謂人間ノ勞力ヲ減少スル方法ヲ講ズル必要ガアル、況ヤ畜牛ナルモノハ副産物トシテ此種肥肥ガアル、厩ノ肥デアリマス、化學的ノ肥料トシテ、土地ガ瘦セテ、瘦セテ増サナイ、土地ガ瘦セテ、瘦セテ、瘦セテ、所謂化學肥料ヲ與ヘバ、米ハ相當ニ出來マス、ケレバ、土地ハ相當ニ肥テ、農村ノ者ハ安心スルコトガ出來ル

ノ土地ノ地方ヲ増サナケレバ、ナラヌ、地方ヲ増スニハ昔カヤヤテ居ル厩ノ肥料ヲ與ヘルコトガ極メテ必要デアリ、其爲ニハドウシテモ畜牛ト云フコトヲ獎勵シナケレバ、ナラヌデアリマス、畜牛獎勵ハ幸ニシテ農林省ノ諸公ノ御盡力又各方面ニ於ケル農林課ノ官更諸公ノ力ヲ農會ナドノ力ニ依テ、近時非常ニ勢ヒラ以テ畜牛ノ獎勵ガ實際ニ現レテ參テ居ルコトハ、海ニ御同慶ノ至リニ堪ヘナイデアリマス、ケレバ、ト忘レテ居ルモノハ、ソレハ何ダト云フコト、役牛トシテ働カセテ居ル間ハ何デモナイガ、ソレガ老牛トナレバ、七八歳トナレバ、廢牛トシテ食牛トシ、肉ニシテ肉牛ノ方ニ廻サナケレバ、ナラヌコトニナルデアリマス、此場合ニ此農村ノ役牛デアラマシ、二東三交デアルト云フコトニナルト、ドウシテモ算盤ハ出合ハナイ、ソレデ廢牛トナレバ、マンテガラ約三箇月乃至四箇月ノ間ハ肥肉ヲ賣ル、肉ヲ肥サセルデアリマス、ソレヲ相當ニ肉付ケタリ、肉ヲ柔カクスルコトニ力ヲ盡シテ、ソレガ相當ノ代價ニ賣レバ、ソレガ努力ナケレバ、ナラヌト云フコトハ明瞭ナ事實デアリ、マ、之ニ對シテ無論農林省ノ諸種ノ機關ヲ通シテ、此肉牛ノ販賣若クハ肉ノ販賣等ニ對シテ本年ノ豫算ヲ以テ、御盡力下サルコトハ、海ニ結構ナコトデア

ノ土地ノ地方ヲ増サナケレバ、ナラヌ、地方ヲ増スニハ昔カヤヤテ居ル厩ノ肥料ヲ與ヘルコトガ極メテ必要デアリ、其爲ニハドウシテモ畜牛ト云フコトヲ獎勵シナケレバ、ナラヌデアリマス、畜牛獎勵ハ幸ニシテ農林省ノ諸公ノ御盡力又各方面ニ於ケル農林課ノ官更諸公ノ力ヲ農會ナドノ力ニ依テ、近時非常ニ勢ヒラ以テ畜牛ノ獎勵ガ實際ニ現レテ參テ居ルコトハ、海ニ御同慶ノ至リニ堪ヘナイデアリマス、ケレバ、ト忘レテ居ルモノハ、ソレハ何ダト云フコト、役牛トシテ働カセテ居ル間ハ何デモナイガ、ソレガ老牛トナレバ、七八歳トナレバ、廢牛トシテ食牛トシ、肉ニシテ肉牛ノ方ニ廻サナケレバ、ナラヌコトニナルデアリマス、此場合ニ此農村ノ役牛デアラマシ、二東三交デアルト云フコトニナルト、ドウシテモ算盤ハ出合ハナイ、ソレデ廢牛トナレバ、マンテガラ約三箇月乃至四箇月ノ間ハ肥肉ヲ賣ル、肉ヲ肥サセルデアリマス、ソレヲ相當ニ肉付ケタリ、肉ヲ柔カクスルコトニ力ヲ盡シテ、ソレガ相當ノ代價ニ賣レバ、ソレガ努力ナケレバ、ナラヌト云フコトハ明瞭ナ事實デアリ、マ、之ニ對シテ無論農林省ノ諸種ノ機關ヲ通シテ、此肉牛ノ販賣若クハ肉ノ販賣等ニ對シテ本年ノ豫算ヲ以テ、御盡力下サルコトハ、海ニ結構ナコトデア

分課シマシタ、是モ同一ノ理由由テ...

似ノモノアリマスガ、之ニ對シテモ一割五分ノ稅盛リニ改正シ、...

○山本委員 先則吉津君カラ御提出...

居リ、印度ハ固ヨリ英吉利ニ於テモ...

テ、保護法ニ依ラズシテ一般ノ關稅...

過日商工大臣ハ歐羅巴大陸カラ輸入セ...

ラスト云フ必要ヲ認メルノデアリマス、...

政府ハ先達商工大臣カラ御示ニナリ...

鋼鐵ノ生産ニ對シテモ御考案ガアル...

他ニ重要産業ハ幾ラモアルノデアリ...

業ヲハナイ、政府ガ若シ産業保護ノ方針...

ラ、製鐵ダケガ必ズ保護ヲ要スル...

重要産業ノ唯一ノモノデナイト云フ...

若シ政府ガ過日御示ニナリマシタ...

ウナ案ニ依テ爲サル場合ニ、他ノ之...

匹敵スル重要産業、多クアルノデアリ...

マ、例ヘバ食糧自給ノ問題ニ關シ...

テ、化學肥料ノ獎勵ノ如キモノ...

マセウ、或ハ他ノ産業等數ヘ來レバ...

トシテ國家經濟ノ上カラ見テ必要デ...

イモノハナイノデアリマス、獨リ鐵...

ノミニ限テ保護ヲ與ヘル保護ノ方法...

ニ依テ特別大獎勵法ヲ講ズルト云フ...

トハ不徹底ナラザル、洵ニ姑息ナ...

デアルト云フヤウニ吾々ハ考ヘルノ...

アリマス、印度ノ事情ハ吾々モ大體...

テ承知シテ居リマスガ、日本ガ關稅...

離レテ鐵及ビ鋼鐵ノ生産ニ對シテ...

護ヲ與ヘルト云フコトハ、殆ド公然...

事柄デアリマシタ、關稅ノ代リニ保護...

ヲ與ヘルト云フコトハ、何人モ承知シ...

居ル、印度ハ固ヨリ英吉利ニ於テモ...

キリ分テ居ル、吾々ガ知テ居ル...

ノコトハ、向テ政府モ當業者モ知...

居ルノデアリマスガ、先ニ御話ノ...

ク此處ニ印度ノ鐵對シテ關稅ヲ...

上ケルコトハ、日本ノ輸出シテ居...

ノ綿布ノ貿易ニ對シテ妨グニナ...

復的ノ行動ヲ促サウナリト...

セヌカト云フ事ハ、少シモ徹底シ...

ナイ、是ハ隱シテモ通セルモノ...

ナイ、サウ云フ時代デアルトミナ...

日本ガ輸出シテ居ル一億圓ノ印度...

スル綿布ノ點カラ考ヘテモ、印度...

布ノ消費高ハ吾々ノ承知スル所...

十億圓ニ達シテ居ル、此中日本...

絲ガ一億圓行テ居ルカラ云フ...

ガ爲ニ報復的ニ綿布ニ對シテ關...

グルト云フコトハ、蓋シ有リ得...

想像スルノデアリマス、又假ニ...

フコトガアルニシテモ、今日關稅...

云フモノハ、世界中盛ニ行ハレ...

ルコトデアリ、姑息ナ引或ハ加減...

許ス場合デナクシテ、列國ノ間...

戰ハ最モ激烈ヲ極メツナルノ...

マ、此鐵對シテ日本ガ其輸入...

減スルコトニ依テ、將來我ガ綿...

度ニ於ケル輸入稅ガ減セラレ...

ハ、何人モ信ジナイコトデア...

ルノデアリマス、此理由ニ依...

鐵對シテ輸入稅ハ前申上ケ...

ク、一噸ニ對シテ七圓ト云フ...

テ、保護法ニ依ラズシテ一般ノ關稅...

ノ政策、一般ノ製鐵ト云フモノ...

ノ國策トシテトウシテモ樹立セ...

ラ、鐵ノ産業ト云フモノハドウ...

増大ヲ圖ラナケレバナラズト...

價主主義ノ下ニ於テ、關稅政策...

之ヲ保護スルト云フコトガ當然...

考ヘンテ、其修正ヲ致シタ...

アリマス、尙鋼鐵ニ對シテハ各...

互テ修正ヲ致シタノデアリ...

項目ノ一々ニ付テ申上ケル...

シテ、乙ノ條及ビ等ト云フ...

ノ標準商品ト致シマシテ、此...

專ラ修正ノ理由ヲ述ベシテ、...

品ニ互テハ其理由ヲ以テ各加...

ヘタト云フコトニ御承知願...

デアリマス、但シ其中ニ日本...

工業ガ未ダ是等ノ品物ヲ製造...

ガ不可能ナルコト、獎勵ヲシ...

的效果ヲ舉ゲルコトガ少イ...

ニ對シマシテ、政府ノ御提案...

ノ全部認メシテ、獎勵ニ依...

ベキモノニ對シテハ、一々修正...

ダンデアリマス、而シテ其修正...

マシタル場合ハ、所謂基本ノ...

ルベキ第二條及ビ等ヲ基礎...

修正ヲ加ヘタノデアリマス、...

何ナル率ニ依テ修正ヲ致シ...

フコトハ、其根本ト致シマシ...

外國カラ輸入スル鐵類及ビ...

スル所ノ同一ナル品物ノ生産...

ト、其差額ニ基礎ガアル...

出致シタル百斤ニ付四十二...

關稅ヲ加ヘ、尙ホ諸掛等ヲ...

トキハ約五十四ト云フ相場...

デアリマス、即チ其五十四...

買相場ニ相成テ居ルノデア...

五十圓ニ對シテ日本ノ生産...

競争シテ、生産ヲ維持ス...

ヤト云フコトガ問題デア...

ス、吾々ハ只今申上ケタル...

策ヲ出ウカ、若クハ保護...

ウカト云フコトハ、暫ク別...

在ノ狀況ニ於テハ鐵鐵ノ保...

バナラズト云フ考デ、此修正...

ノデアリマス、鐵鐵ノ價值...

色承リマシタガ、私ハ明細...

マシタガ、大正十三年一月...

五年二月ニ至ル平均相場...

沖着ノ留比、及爲替相場...

諸掛等ヲ見マシテ、大正十...

乃至本年ノ二月ニ至ル印度...

錢ヨリ漸ク下落シテ、本年...

ハ、ソレガ四十二圓ニ對シ...

圓ニ對シテ以テシテモ、尙...

ノ爲替相場ガ若シ平價ニ...

タナラバ、是ガ更ニ三十六...

云フ價值ニナルノデアリ...

次第ガ、印度ノ鐵鐵ノ競争...

ニピンダト云フ意味ガ...

ニ箇年以上モ此市價ガ鐵...

價值デアリマス、是ハ全...

ニ對スルダケハ保護ヲ加...

○竹内委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with committee discussion on import duties, mentioning various goods like cotton and wool, and the proposed duty rates. It includes a section on the correction of the tariff schedule.)

○田中委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with another committee member's contribution to the discussion, focusing on the economic impact and the need for adjustments.)

○加藤委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a third committee member's contribution, discussing the administrative aspects and the implementation of the proposed changes.)

○松本委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a fourth committee member's contribution, providing further analysis and recommendations.)

○吉田委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a fifth committee member's contribution, addressing the broader fiscal and trade implications.)

○松本委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a committee member's contribution, discussing the economic impact and the need for adjustments.)

○吉田委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with another committee member's contribution, providing further analysis and recommendations.)

○加藤委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a third committee member's contribution, discussing the administrative aspects and the implementation of the proposed changes.)

○田中委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a fourth committee member's contribution, addressing the broader fiscal and trade implications.)

○松本委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a fifth committee member's contribution, providing further analysis and recommendations.)

○吉田委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a sixth committee member's contribution, discussing the administrative aspects and the implementation of the proposed changes.)

○田中委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a seventh committee member's contribution, addressing the broader fiscal and trade implications.)

○松本委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with an eighth committee member's contribution, providing further analysis and recommendations.)

○吉田委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a ninth committee member's contribution, discussing the administrative aspects and the implementation of the proposed changes.)

○田中委員 此此稅審六百三十五... (Text continues with a tenth committee member's contribution, addressing the broader fiscal and trade implications.)

第五類第三號 關稅定率法中改正法律案 政府提出委員會議錄 第十九回 大正十五年三月九日



關稅定率法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

第一號

(110)

- 委員氏名
- 委員長 伯耆神澤 保惠君
 - 副委員長 男爵波島三郎君
 - 子爵大河内正敏君
 - 子爵八條 隆正君
 - 子爵渡邊 千冬君
 - 大塚勝太郎君
 - 和田彦次郎君
 - 内田 嘉吉君
 - 中村 是吉君
 - 神野勝之助君
 - 男爵東郷 誠之助君
 - 男爵東郷 安君
 - 倉知 鐵吉君
 - 中川小十郎君
 - 内藤 久寛君
 - 船越勝太郎君
 - 岡崎 藤吉君
 - 磯貝 清吉君

本會議ニ於キマシテ詳細ニ御説明ヲ申上ク
クノデアリマスルガ、私ハ多少ソレヲ補足
イタシテ、尙ホ前文其他ニ付キマシテ御説
明ヲ申上クイト考ヘマス、先ツ關稅定率
法ノ前文ノ改正ニ付キマシテ申上クイト
考ヘマスルガ、此種文ハ關稅ノ賦課及返
納等ニ關シテ規定アリマシテ、是
モ別表輸入稅率ト同ジヤウニ、明治四十三年
ノ制定ニ係ルモノデアリマス、明四十三年
カ、其後、大正十年ニ至リマス、間ニ於キ
マシテ、數回ニ亙テ、必要ナル部分ノ改正
ヲ加ヘタノデアリマス、左様ナク、第二ナ
居リマスルカ、今回、其骨子ニハ、關稅レ
イデモ、大體、現行ニテ支障ナシモノヲ認
メテ、尙ホノデアリマス、唯別表ノ關稅率ノ
改正ニ關シテ、又關稅行政ノ實
際ノ上ノ見マシテ、不便ナル點ニ付キマ
シテ改正ヲ致スコトニ止メタノデアリマ
ス、先ツ第一ノ改正ハ、四條ノ改正デアリ
マス、此四條ハ報復關稅ニ關シマスル規
定デアリマス、第二、第三、第四ノ輸出
品又ハ本邦ヲ通過シテ、品物ニ對シマスル
或國ニ於キマシテ、第三國ニ對シマスルヨ
リモ不利ナル取扱ヲ致シマシテ、場合ニ於
キマシテハ、其國ノ輸出品又ハ其國ヲ通過
シテ參リマスル物品ニ對シマスル、本邦ニ
於キマシテモ報復ノ關稅ヲ課シ得ルコトヲ
一種ノ規定ヲ追加イタシタノデアリマス、
是ハ將來ノ國際經濟戰爭ヲ豫想イタシマス
レバ、斯様ノ規定ヲ豫メ設クテ置クコトガ
必要ナヤウニ考ヘルノデアリマス、是ハ
各國ニ於キマシテモ、近時斯ノ如キ立法ガ
致サレテ居ルノデアリマス、今回ノ改正ニ

件ヒマシテ、先張リ我國ニ於キマシテモ、
此規定ヲ設クテ置クコトガ適當デアルト考
ヘタノデアリマス、第二ニ付キマシテハ、
第七條中ニ於キマシテ四五ノ改正ヲ致シタ
ノデアリマス、先ツ第一ニ付キマシテハ、大
公使、本邦ニ參リテ居リマス、大公
使ノ自用物品、又大公使館ノ公用物品ニ關シ
マシテ、規定デアリマス、是ガ本日ニ
於キマシテ、大使、公使以外ノ之ニ準
ズキ、一節ヲ規定シタノデアリマス、尙ホ
此規定ノ規定ガ今日ハ絕對ノ二相成テ居
ルノデアリマス、大使、公使ノ自用物品
ノ免稅、公使館ノ公用物品、總テ之ヲ絶
對ニ免稅スルト云フ規定ニ相成テ居ルノ
デアリマス、近來、本邦クシテ外國ニ
參リテ居リマスル大使、公使等ノ自用物品
等、本邦ノ在外ニアリマスル大使館、公使
館等ノ公用物品ニ付キマシテ、其免稅ニ付テ
制限ヲ附スル國ガアルノデアリマス、或ハ
一年ニ幾ラ以下ハ免稅スルト云フ風ノ
制限ヲ付スル國ガアルノデアリマス、サウ云
フ國カラシテ本邦ニ參リテ居リマスル所
ノ使節ニ對シマシテハ、矢張り相互ノ同様
ニ取扱フコトガ適當デアルト考ヘル
ノデアリマス、ソレ故ニ相互ノ免稅シ得
ルト云フコトノ規定ニ致シタノデアリマ
ス、ソレカラ第十號ノ改正ニ付キマシテ
ハ、免稅ヲ受ケマスル所ノ營造物ノ種類
今日ハ私立ノ專門學校トアルノデアリマシ
テ、是ハ一面カラ申シマスルト云フト、免
稅ヲ受ケマス營造物ガ狭イ感ジモアルノデ
テ、今日ハ、單ニ私立ノ專門學校、私立ニ

付キマシテハ、專門學校ニ致スコト云フコト
モ、實際、今日取扱フ致シテ居ル止ニ於キ
マス、少シ狭キニ失スルヤウニ感ジマス、
是ハ私立ノ學校ニ付キマシテハ、命令
ヲ以テ指定イタシマシテ、私立ノ學校ニ
付キマシテハ、之ヲ適用スルト云フ風ニ擴
グタノデアリマス、大體、此規定ハ一面カ
ラ申シマスルト、前申上クマシヤウニ狭
イ非常ニ廣ク相成テ居ルノデアリマス、
今日、此陳列スル標本又ハ參考品ト云フ
コトヲ輸入ヲ致スノデコイマス、是ガ
實際、税關ニ於キマシテ、此規定ヲ適用ス
ル上ニ於キマシテ、從來、是ガ引用セラ
レル標本ガアルノデアリマス、標本或ハ參考
品ト申シマスル、實際ニ於キマシテハ、個
人ノ使用セラル、ヤウナ物、或ハ參考品ト
カ標本ト認メルコトガ不適當ナル品物ガ
輸入テ來ルコトガアルノデアリマス、從
テ一方ニ於テ適當ノ稅率ヲ設クマシテ、内
地ノ産業ヲ保護シタラ、一方ニ於テ斯ノ
如ク規定ヲ適用サレルヤウナコトガアルマ
シテハ、其目的ヲ達スルコトガ出來ナイコ
トニ相成リマス、是ハドウシテモ其目
的ニ副フヤウニ致サナク、レハナラヌト云フ
大藏大臣ガ認可シタモノニ限ル、サウシテ
此各稅關ニ於キマシテ
〔委員長伯耆神澤保惠君委員長席ニ著ク〕
取扱ハ區々ニ涉ルト云フコトヲ防ギマス、
同時ニ、一方ニ於キマシテハ此規定ヲ適用
ヲ廢止ナラシムト致スコトデアリマス、ソ

大正十五年三月十二日(金曜日)午前十時
二十七分開會

○副委員長(男爵波島三郎君) ソレデハ
是カラ開會イタシマス、委員長ガ御出デ
ナリマセヌカラ暫ク私カ此席ヲ汚シマス、
最初ニ大藏省當局カラ大體御説明ヲ伺ヒマ
シテハ如何デズカ

〔贊成〕下呼フ者アリ

○副委員長(男爵波島三郎君) ソレデハ
政府委員ヨリ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(黒田英雄君) 關稅定率法中改
正法律案ニ付キマシテ御説明ヲ申上クイ
ト考ヘマス、此法案ノ理由ニ付キマ
シテハ、過日、大藏大臣ヨリ致シマシテ、

貴族院關稅定率法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號 大正十五年三月十二日

ニ付キマシテ、是れ算出ノ今日ノ價... 貴族院開議決定法律中改正法律案特別委員會議事速記第一號 大正十五年三月十二日

サウナリ、マシテ、出来ル限リ是ハ從量稅... 貴族院開議決定法律中改正法律案特別委員會議事速記第一號 大正十五年三月十二日

マシテ、鐵板ニ關シテ應ニ必要ナル... 貴族院開議決定法律中改正法律案特別委員會議事速記第一號 大正十五年三月十二日

貴族院開議決定法律中改正法律案特別委員會議事速記第一號 大正十五年三月十二日

貴族院國稅改正法律案特別委員會議事速記第一號 大正十五年三月十二日

大正十五年三月十三日印刷

大正十五年三月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局

八

3-3012

0539

第五十一回 帝國議會 關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記第二號

大正十五年三月十五日(日曜日)午後二時 十八分開會

○委員長(伯耆縣津原侯爵) 開會イテシマ

○國務大臣(片岡直温君) 本改正ノ品目ハ 商工省ニ屬スルモノ極メテ多ク...

ノ原則ト致シタノデアリマシテ、更ニ各稅 目間ノ彼此ノ權衡ヲモ考慮イテシマシテ...

ス、之、此關稅定率算出ノ基礎、基準ト申 シマスル點ハ大體、以上ノモノデアリマス...

將來ノコトヲ考ヘテ見マスルト、我國ノ此 綿絲織布生産ノ狀況ハ、如何ニモ盛況ヲ極

貴族院關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記第二號 大正十五年三月十五日

モノデアリマス、此八種ノ製品ハ十四年度ニ於テ約六万噸ノ増加ヲ來シテ居ルト見...

テノ修正ガアツクデアリマス、其修正ハ農林大臣ノ説明ニ依リテ...

決議ニ對シテハ、思ハレテ居ラスノデアリマス、サリナガラ、衆議院ニ於テ感心ニ此小夢ノ生産ノ状況ヲ述ベテ之ヲ本原案ノ通リスレバ生産増進ノ之ニ反シテ改正ノ程度ニ致セバ生産増進ノ之ニ反シテ改正ノ程度ニ致セバ生産増進ノ之ニ反シテ改正ノ程度ニ致セバ...

是等ノモノニ對シテ獎勵金ノ外ニ免稅等ノ爲ニ、大正十一年、十二年、十三年ノ平均ヲ以テ將來ヲ考ヘマスル、所得稅ニ於テ三十二万六千圓餘、營業稅ニ於テ二十七万圓餘、計六十六万七千七百圓餘ノ免稅ニ依リ利益ヲ得テ居ルモノガアルデアリマス、即チ今回實行致サムル所ノ獎勵金ノ外ニ斯ク之ヲモテ、一噸一圓八十錢位ニ比シテ、ゴザリマシテ、鑛材生産ノ外ニ生産費ヲ節約スル方法ヲ一ツ實行シテ見タイト、今當業者ヲ以テ研究マシテ居ルノデアリマス、是等ノ實行ヲ見マシテ、向本國策ノ上ニ於テ於テ於テ更ニ改正ノ御協賛ヲ仰グ外ハナク存ジマス

貴族院開院定率法改正法律案特別委員會議事録第一號 大正十五年三月十五日

貴族院關稅中改正法律案特別委員會議事速記錄第二號 大正十五年三月十五日

大正十五年三月十六日印刷

大正十五年三月十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局

八

3-3012

0544

大正十五年三月十六日(火曜日)午前十時 十九分開會 ○委員長(伯耆橋澤保君) 是ヨリ開會イ...

税ノ如キモノ制定イタシマスニハ、當然 サウレバナラヌコトデアリマスガ、...

例ニソレヲ申上ゲマス、例ハ開ク所ニ依 リマスレバ、現在製鋼一噸ノ並來利加遊リ...

テサウシテ生産者ハ何等ノ利益ヲ得ナイ、 即チ其製造事業ガ獨立ヲシナイト云フコト...

貴族院關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記録第三號 大正十五年三月十六日



ハマス云フト、更ニ考慮ヲ要スルノデデア
リマス、ソレ故ニ大體ニ於キマシテ、税率
ヲ引上テマシ物ニ付マシテハ、其引上テニ
依テ相當ノ内地ノ産物ガヤテ行ケル、即チ
外國品ノ競争シテ、其競争モ極テ正當ノ競
争ヲ目撃シ得ル、即チマシテ、即チ
外國品ノ競争シテ、其競争モ極テ正當ノ競
争ヲ目撃シ得ル、即チマシテ、即チ
外國品ノ競争シテ、其競争モ極テ正當ノ競
争ヲ目撃シ得ル、即チマシテ、即チ

○副委員長(男爵斯波忠三郎君) サウ云フ
コトニ於テハ、向ホ午前二時三十分開
會イタシマス、サウト皆サンニ御座リマシ
タ、イノデス、開院定率法改正法律案ハ、
色ノ海關ノ事項ニ屬シタコトガ多ク、
アリアマス、今後細目ニ屬テ、御質問デ
アリマス、政府委員サテハ御説明ニ不
十分ナ所モアルヤウニ思ハレマス、サウ、
トニテ差支アリマセカ

○副委員長(男爵斯波忠三郎君) サウ云フ
コトニ於テハ、向ホ午前二時三十分開
會イタシマス、サウト皆サンニ御座リマシ
タ、イノデス、開院定率法改正法律案ハ、
色ノ海關ノ事項ニ屬シタコトガ多ク、
アリアマス、今後細目ニ屬テ、御質問デ
アリマス、政府委員サテハ御説明ニ不
十分ナ所モアルヤウニ思ハレマス、サウ、
トニテ差支アリマセカ

申シマス、内地ノ産物ニ付キマシテ
一時ヲ忍ビテハナラズモ、モアリアマス
ガ、又或ル物ニ付キマシテ、今日ノ法
ヲ考テテ居ル、唯、御座リマシテ、
ヤウニ多少理想ノカヲ申シマシ、モ、
少引上テタラド、カト云フ風ナ御意見
アリマス、之ニ付キマシテ、前申上テマシ
タ通り、急ニ之ヲ引上テマシテ、結果ハ、
風ナ物ニ付キマシテ、急ニ之ヲ引上テマシ
キマシテ、漸次發達シテ行クコトヲ云フ
見込アルモノト考ヘマス、此程度
ニ止メテ、次第アリマス

○内田嘉吉君 續イテ御座リマシマス
カ、向ホ質問シテ宜シクゴザイマセカ
○委員(伯爵柳澤休惠君) 如何デセウ
唯今十二時アリマス、暫時休息イタシ
マシテ、午後二時三十分開會イタシマス、
休惠ニテマシマス、午後二時三十分開
會イタシマス

午後一時三十分開會
○副委員長(男爵斯波忠三郎君) 是カラ開
會イタシマス、サウト皆サンニ御座リマシ
タ、イノデス、開院定率法改正法律案ハ、
色ノ海關ノ事項ニ屬シタコトガ多ク、
アリアマス、今後細目ニ屬テ、御質問デ
アリマス、政府委員サテハ御説明ニ不
十分ナ所モアルヤウニ思ハレマス、サウ、
トニテ差支アリマセカ

○副委員長(男爵斯波忠三郎君) サウ云フ
コトニ於テハ、向ホ午前二時三十分開
會イタシマス、サウト皆サンニ御座リマシ
タ、イノデス、開院定率法改正法律案ハ、
色ノ海關ノ事項ニ屬シタコトガ多ク、
アリアマス、今後細目ニ屬テ、御質問デ
アリマス、政府委員サテハ御説明ニ不
十分ナ所モアルヤウニ思ハレマス、サウ、
トニテ差支アリマセカ

斯云云傾向ヲ以テ今日參事諸君ルヤウデアリマス...

- 願ヒマス
○副委員長 男爵斯波忠三郎君
○委員長 男爵斯波忠三郎君
○副委員長 男爵斯波忠三郎君
○委員長 男爵斯波忠三郎君

製鐵所技監 野田 鶴雄君
外務省通商局長代理 齋藤 良衛君
説明員

大正十五年三月十七日印刷
大正十五年三月十八日發行



關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記第四號

(二二八)

大正十五年三月十七日(水曜日)午前十一時
三十六分開會

○委員長(伯爵柳澤保忠君) 委員會ヲ開キ
マス、本日ハ外務大臣ガ御出席ニテ居
リマスガ、昨日ノ會知君ノ御話デハ外務大
臣ヨリ何カ伺ヒタイト云フコトデアリマス
ガ、之ヲ秘密會ニ致シマスカ如何デス
カ、先ツ試ミニ御質問爲ス...

○倉知鐵吉君 獨逸ノ染料問題及ヒ同國ノ
染料輸出問題ニ關スル態度方針ハ、我
ガ染料事業ニ最も重要ナル關係ヲ有スル事
柄デゴザイマス、獨逸ノ態度方針ヲ承知
スルト云フコトハ、關稅定率法案審査上極
メテ必要デアラウト思フデアリマス、先
般日獨逸商條約締結ノ際ニ、本件ニ關
シテ兩國當局者間ニ餘ホド立入、御交渉
ガアツクヤウニ承テ居ルデアリマス、
若シ其御交渉ノ願末ノ概要、茲ニ今後ノ交
渉ノ御方針ノ大體ヲ承テモ承ルコトヲ得レ
バ、本案審議上非常便利ヲ得ルコトカ
思フデアリマス、殊ニ世ノ中デハ、日獨
間ニ紳士條約トカ云フモノガアルトカナ
ト云フヤウナコトモ噂シテ居リマス、是
等ノコトモド云フコトデゴザイマス、
極ク大體ヲ宜シクゴザイマス、出來
得ルナラバ御説明ヲ願ヒタイト思フデア
リマス、若シ速記ヲ附ケテノ委員會デ...
御説明ガムツカシイト云フコトデゴザイマ
シタナラバ、速記ハ省イテ御説明下スデ
モ宜カラウト思フデアリマス、如何
ナモドゴザイマス、外務大臣ニ御伺イ
タシマス、
○副委員長(新渡邊三郎君) ドウデス...

速記ヲ止メテ秘密會ニシテ...
○國務大臣(男爵原嘉三郎君) ソレハ
チラデモ委員長ノ私一應御答シテ、
レダケノコトヲ御答シヤウカ私マダ頭ノ中
ニ纏テ居ナイノデ、若シ具合ガ惡クナ
ラ審議ヲ止メテ頂クコトニシマシテ、
染料問題ニ付キマシテハ、既ニ商工大臣其他
政府委員ヨリ御話ノ出來ルダケノコトハ御
話申上ダト云フコトデアリマス、ソレ
ニ附加ヘテハ餘リ澤山申上ダルトモ
ヤウニ考ヘマス、併シ大體ノ御話ハ、
若シ重複スル所ガアレバ其點ハ御答ヲ願
ヒマシテ私ヨリ大體ヲ御話申上ダマス、申
上シモナク染料ト云フモノハ總テノ化學工
業ニ對シテ根ヲ張リ枝ヲ張テ居ル問題デ
アリマシテ、基礎的ノ工業デアルト云フ
コトハ明カナコトデアリマス、又申上モ
ク國防上ノ目的ニモ又極ク必要ナルモノ
ル、從テ一國ト致シマシテ染料工業ノ發
達ヲ保護シ、之ヲ助成スルト云フ必要ハ獨
逸政府自身モ既ニ日本ガ斯様ナル處置ヲ採
ルニ對シテ尤モデアルト云フコトハ十分認
メテ居ルデアリマス、殊ニ日本ニ於テ既
ニ生産ガ出來、或ハ既ニ生産ノ目的、目標
ガ立テ、見込ガ立テ、是ナラバ日本デモ
生産ガ出來ルト云フヤウナ種類ノ染料ニ對
シマシテハ、日本ハ何處迄モ之ヲ助成シ、
發達サセナケレバナラヌト云フ努力ヲ致ス
コトガ日本トシテ當然ナコトデアルト云
フコトニ付キマシテハ、獨逸モ十分認メテ
居ルデアリマス、今日世界中デ先ツ染料
工業ノ一環發達イタシタ所ハ獨逸デアリマ
ス、其發達セル獨逸ニ於テ生産セラレタル

染料ヲ日本ニ輸入イタシテ、日本ノ生産ト競
争イタスト云フコトニナリマシテハ、是ハ
此大體ノ點ニ付キマシテハ獨逸ノ政府ノ
ナラズ當業者モ十分認メテ居ルヤウデアリ
マス、此點ヲ獨逸ニ於テ認メマセヌト云フ
ト何レニシテモ獨逸トノ交渉問題ハ成立チ
ヤウハナイデアリマス、併シ審査ニ致シ
テ此根本ノ趣意ハ獨逸政府ハ認メテ居ル
デアリマス、第二ニ是ト同時ニ日本ガ從來
獨逸ノ生産ニ反對シテ日本ノ工業ヲ保護ス
ルト云フ目的ノ爲ニ農商務省令ヲ措ヘマシ
テ、條約ノ保障ノナイ國ニ對シテハ特許ノ
制度ヲ行テ居ル、其結果ト云フモノハ獨逸
ニ對シテ差別的待遇ニナリテ居ル、外ノ國
ノ生産品ハ總々日本ニ輸入セラレルニ拘ラ
ズ獨逸ノ生産品ニ限テ制限ヲ受ケル、是
ハ即チ差別的待遇デアル、此差別的待遇
云フモノハ獨逸トシテハドウシテモ之ヲ甘
受スル譯ニハイカナイ、斯ウ云フ態度ヲ獨
逸ノ方デハ強ク持テ居ルデアリマス、
此點ニ於キマシテハ我々モ獨逸ノ主張ニ若
干理由ガアルコトハ認メナケレバナラヌト
思フデアリマス、日本ノ法令ニ於テ獨逸
ノ生産品ニ對シテ差別的待遇ヲ設ケルト云
フコトハ主義ト致シテハ適當ノコトデハナ
イ、此日本ノ法令ニ於テ差別的待遇ヲ獨逸
ニ對シテ設ケル限リハ又日獨交渉ガ成立シ
ヤウガナイデアリマス、從テ此差別的
待遇ト云フモノハ、日本ノ法令ニ依テ
ノ差別的待遇ト云フモノハドウシテモ是ハ
止メナケレバナラヌト云フコトハ我々ニ於
テモ之ヲ認メザルヲ得ナイ所デアリマス、

サウ致シマスト云フト、日獨交渉ノ基礎ハ
大體ソレデ定テ居ルト思フデアリマス、
即チ第一ニハ日本ニ於テ現ニ生産セラレ、
或ハ生産セラレベキ見込ノアル、發達ノ
道程ニアル是等ノ品物ニ對シマシテハ獨
逸品ヲ自由ニ輸入シテ日本品ト競争ヲ試
ムルト云フヤウナコトヲ獨逸ノ方デハ致サ
ナイ、第二ニ於キマシテハ日本ノ法令上ニ於
ケル獨逸品ニ對スル差別的待遇ヲ撤去ス
ル、此二ツノ主義ヲ大體兩國ノ政府ニ於テ
認メマスルニ於キマシテハ交渉ノ成立スル
見込ガアリ、又成立シナケレバナラヌモノ
ダト考ヘテ居ルデアリマス、然ラバ具體
的ニ申セバ如何ナル方法ニ依テ此主義ヲ
行フコト云フコトニ付キマシテハ、是ハナ
カノ專門的ノ問題デアリマシテ、例ヘバ
第一ノ主義ニ依テ然ラバ如何ナル品物ヲ
如何ナル性質ノ、如何ナル種類ノ染料ヲ獨
逸カラ輸入イタシカ、獨逸ハ輸入イタシカ
ト云フコトヲ日本ニ對シテ聲明致スカト云
フ風ノコトハ、是ハ餘程專門的ノ問題デア
リマシテ、染料ノ種類ナンカハ私能ク
存ジマセヌガ、數百種ニ上テ居ルト云フ
問題ニ付キマシテハ、唯今專門家ノ方デモ
調査ヲ致シテ居ルデアリマシテ、是ハ實
ハ未タ何等決定イタシテ居ラスデアリマ
ス、又日本ノ法令上ニ於キマシテハ唯今
獨逸ヲ除去スルト云フ上ニ於キマシテハ唯今
會知君ノ御話ニナリマシテ通り一種ノ紳士
協約ト申シマスルカ、サウ云フ取極ヲ設ケ
マスルコトモ、一ツノ方法デアラウト考ヘ
ルデアリマス、紳士協約ト云フ言葉ハ甚

貴族院關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記第四號 大正十五年三月十七日

○國務大臣(男爵原野嘉平) 閣下、今日閣下が御座るに、唯今ノ御趣旨ヲ十分了解シ難ク、ナリト云フ...

○内務大臣(男爵久野) 閣下、今日閣下が御座るに、唯今ノ御趣旨ヲ十分了解シ難ク、ナリト云フ...

○内務大臣(男爵久野) 閣下、今日閣下が御座るに、唯今ノ御趣旨ヲ十分了解シ難ク、ナリト云フ...

○政府委員(黒田英雄君) 前々所定ノ所ニ於テハ大體此流レマセメ之ヲ
ニテテ之ヲ制限イタクシト考ヘテ居リマスノ
テ現在ノ所ニ於テハ大體此流レマセメ之ヲ
○政府委員(黒田英雄君) 前々所定ノ所ニ於テハ大體此流レマセメ之ヲ
ニテテ之ヲ制限イタクシト考ヘテ居リマスノ
テ現在ノ所ニ於テハ大體此流レマセメ之ヲ

○男爵薩之助君 此間税法ノ問題ヲ審議
スルニ當リシテハ参考トシテ何レテ置キ
タイコト公 不當賣法 是ハ現在ドウ云
フ風ニテ居リマスガ 又日本ニ於テ今日
マデ之ヲ通用シト考ヘテ居リマスガ
又外國ノ事例ハドウ云フ風ニテ居リマス
又外國ノ事例ハドウ云フ風ニテ居リマス

3-3012

0554

貴族院開議修正法律案特別委員會議事速記第四號 大正十五年三月十七日

○政府委員(黒田英雄君) 爲替ノ關係ニ付...

マシトキニドウ云々方法ニ依テ...

三十四万町歩、シロカサ、赤カサ、黄カサ、白カサ、...

テ行ク上云フ積リテアルハ、方面ヲ違ヘテト...

テ行ク上云フ積リテアルハ、方面ヲ違ヘテト...

テ行ク上云フ積リテアルハ、方面ヲ違ヘテト...

以上上ラ増シテ居ルノデアリマス、此八九...

方自己ノ社会政策ヲ自分ノ差引カレコ...

業ノ上カラ見シテ此修正モ已ムヲ得ナ...

トモモシキニ生ズルベシナカサウカ、第一...

魚ハ權術上ニ割位ヲ至當ト認メマシテ設ク
 マシクヤウナ工合デアリマシテ直チニ今之
 ガアルト云フノ目的トシテ諺アリ、權
 術ト云フヤウナ語デアリマス、詰リ
 權術ヲヤウナモノハ法ニ割ナラ二割ト云
 フ、割ナラ二割ト云フ、ソレカラ工程ノ簡單
 ナル、モトモシクハ鮮魚ヲヤウナモノハソレ
 ヲリ事ヲ下格トシテ五分ナリ一割ヲ儲ケル
 云々ト相考ト考ヘマス、ヤウナ語デアリマス
 ◎委員外議員(子爵伊集院兼知君) 今御説
 明ヲ承リマス、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備
 〇委員外議員(子爵伊集院兼知君) 今御説
 明ヲ承リマス、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備
 〇委員外議員(子爵伊集院兼知君) 今御説
 明ヲ承リマス、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備

テ居ルノデアリマス、唯此ニ殘ル問題ハ
 三割カ一割ニナラシムルノレデ我々漁業ガ非
 常ニ重要ナル受命ガ受テマシマス、ソレガ
 二割ニシテ我々漁業ハ相當豊テアル
 〇委員外議員(子爵伊集院兼知君) 唯今ノ
 御答ニ於テハ、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備
 〇委員外議員(子爵伊集院兼知君) 今御説
 明ヲ承リマス、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備
 〇委員外議員(子爵伊集院兼知君) 今御説
 明ヲ承リマス、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備
 〇委員外議員(子爵伊集院兼知君) 今御説
 明ヲ承リマス、私ノ御問ヒ申シタコト
 御答ハ要スルニ不明ナル、御九モテアル、
 道入ヲ來ル所ハ實際ニイノデアリマス、
 鮮魚ハ獲ラレテ居リマス、日本ノ漁業
 今幸ニ發達シテ居リマシテ、日本近海並ニ
 日本ノ船ガ行ク、イヨモテ居ル所ハ十分ニ備

○此等以外物ノ輸入ノ及ビシテ... (Text continues with detailed minutes of the committee meeting, including names of members and their statements.)

大藏省主税局長 黒田 英雄君
大藏技師 矢部規矩治君
農林政務次官 小山 松壽君
農林省農務局長 石黒 忠篤君
商工政務次官 棚瀬軍之佐君
商工省工務局長 宮内國太郎君
商工書記官 保野木 幸三君

大正十五年三月二十日發行

大正十五年三月十九日印刷

大正十五年三月二十日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局

第アアヲシテ、御意ヲ承ヒ、誠ニ御尤モ思ヒマスルカ、此法律ヲハ特別ノ關係ニアルト云フコトヲ御了承ヲ願ヒテ、御意思ヲ...

○委員長(伯爵樺澤保壽君) 其四類ハ、第一類ハ、五類ニ移ルルニシテ、第二類ハ、第三類ニシテ、第四類ハ、第五類ニシテ、...

○内田嘉吉君 百八リ噸ノ所、牛脂ニ付テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○政府委員(宮内大臣) 輸入高テ、御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...

○内田嘉吉君 御意ヲ承ヒ、是ハ從來ハ無稅ニシテ、...



大體ノ方針ニ付キマシテハ、色々研究イテ
シマシテ、併シハ絶対ニ禁止スルコト
アリトモ、無理解テ、斯ウ云フコトニ
結果ナリマシタラ、ソレカラ今度
ノ改正案ノ通リ、二十年ヲ限テテ
トシテ、ソレヲ本年度ノ改正案ノ
テマテ、ソレヲ本年度ノ改正案ノ
テマテ、ソレヲ本年度ノ改正案ノ
テマテ、ソレヲ本年度ノ改正案ノ

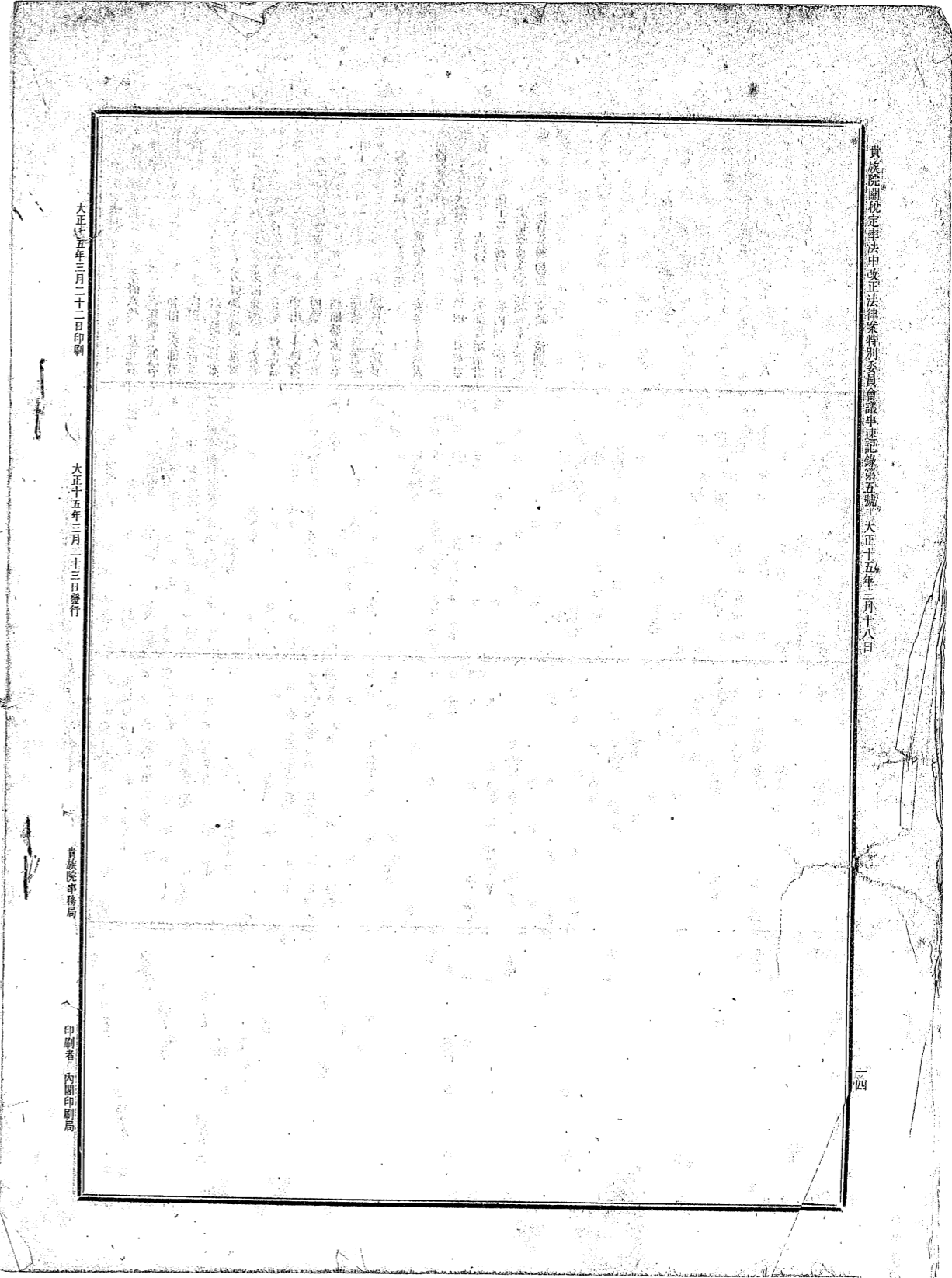
要スルコトニ思フ、丁度、海運ノ
テモ、十年ノ間、モロモロ六割ハ
安クナラシメ、モロモロ六割ハ
安クナラシメ、モロモロ六割ハ
安クナラシメ、モロモロ六割ハ
安クナラシメ、モロモロ六割ハ
安クナラシメ、モロモロ六割ハ

困難ナルヲ以テ、本年ノ豫算ヲ作り
其存シテ上ギマシタ、海運省内
先何ヨリモ研究イテ、今度ノ
日ハ必要ナルコトヲ示シ、此
案ヲ所ノ方ハ、調査研究ノ
テ、又世界ノ海運界ハ比較的大規模ニ
テ、又世界ノ海運界ハ比較的大規模ニ

方デアテ他ニ獎勵ノ方法ガナシ、造船
業ニ對シテハ、材料ニ對シテハ、戻稅
アリトモ、戻稅アリトモ、戻稅
アリトモ、戻稅アリトモ、戻稅
アリトモ、戻稅アリトモ、戻稅
アリトモ、戻稅アリトモ、戻稅
アリトモ、戻稅アリトモ、戻稅

ハ同志の意見は同様にアリマス...

タガ、從來輸入居ルモノ...



3-3012

0569

要再回 電送第 1924 號 大正 11 年 3 月 24 日 6 時 0 分 發		第二課 通商局長 主任 第一課長 (起草大正十一年三月二十五日)	
電	宛	平	件名
信	在晚香坡	第	改正關稅率實施期ニ關スル件
案	河相領事	號	
	發		綴
	幣原大臣		閣程辛改ニ付
			大正十一年三月八日記録係受
外	貴電才九辨ニ列シ		
務	新稅率實施期ニ本邦港ノニ到達セ		
省	サル化貨物ニ付レテハ之ヲ通用セリ		

(原議用紙甲) 圖納



明治十一年三月三十一日
南支那の関税

第二課



通商
課

課

參照 明治四十四年三月往第二六九五號關稅局長通牒

改正關稅定率法施行前本邦ノ一港ニ到着セル船舶ニ搭載セル他港仕
向ノ貨物ニシテ該船舶カ仕向港ニ入港ノ上輸入申告ヲ爲ストキハ新
稅率施行後トナルヘキモノニ付貨主等ノ申請アルトキハ特ニ左記ノ
通御取扱相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 船舶到着港ノ稅關ハ新稅率施行前ニ限り著港船舶ニ搭載セル他港仕
向貨物ノ輸入申告ヲ受理シ之ヲ仕向港稅關ニ送付スルコト
- 一 仕向港稅關ハ前項ニ依リ送付ヲ受ケタル輸入申告書ヲ新稅率施行前
ニ受理シタルモノトシ其ノ貨物ニ對シテハ舊稅率ニ依リ課稅スルコ

大藏省

明治四十四年三月往第三〇二三號 關稅局長通牒

改正關稅定率法施行前本邦ノ一港ニ到着セル船舶ニ搭載セル他港仕
向ノ貨物ニ對スル取扱方ニ關シ本月十七日附第二六九五號ヲ以テ及
通牒候處右ハ船舶到着港及仕向港カ内地臺灣間ニ跨ルトキハ雖通牒
ノ通御取扱可相成義ニ有之候爲念此段申進候也

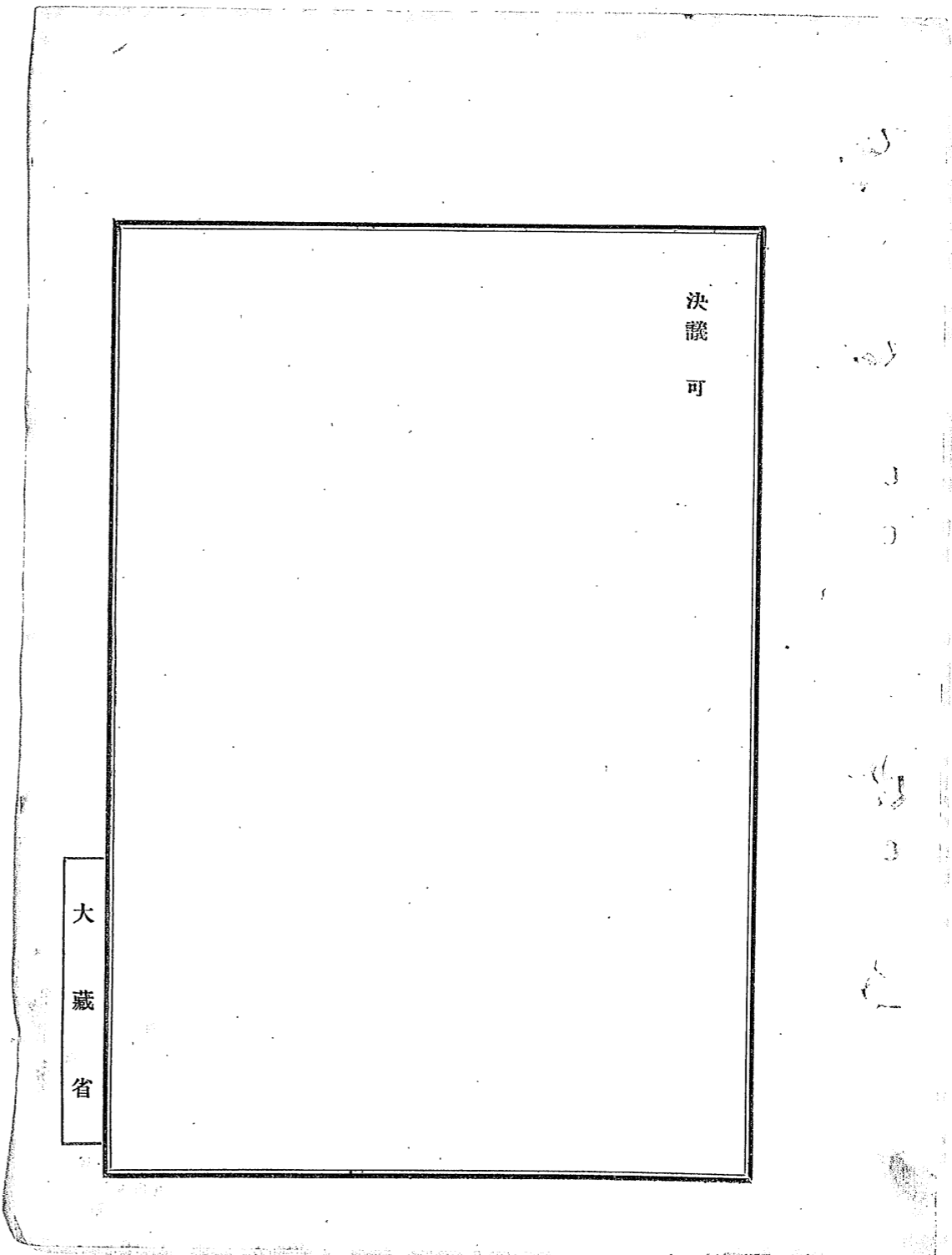
大正十一年稅關長會議決議

稅率改正ノ場合ハ總テ明治四十四年三月十七日往第二六九五號及同
月二十五日往第三〇二三號關稅局長通牒ヲ適用シ得ルコトトシタシ
尙朝鮮ニ對シテモ該取扱方ヲ適用スルコトトシタシ(神戸)

大藏省



3-3013



決議可

大藏省





通
3.26
再
回

文書課長
公文案

大正十五年三月廿六日接受

文書課發送 大正十五年三月廿七日發送

(起草 大正十五年三月廿三日)

淨書 (原稿) (簿書)

大正十五年拾月拾八日記録係接受

主 管	通 商 局 長	任 通 商 局 長	日 附	附 屬 書	通
受 信	朝鮮總督府		大 正 十 五 年 三 月 廿 七 日		
人 名	草間好務局長宛				
件 名	黒色欠葉由後宣率 改訂ノ書スル件				
送 達 名	同後率				

本件ノ関シ在步東西ノ領事ニ於テ本月ノ内ニ機
關ヲ入レヨリテヨリテ別紙ノ中ニ申上ル事アリ
リ云々(中略) 貴局ニ有テ可キ事ニテモ
外務省

外務省

(多紙方) 要

(乙) 號用紙 圖納

一、大正九年法律第五十三号ノ起草ノ経過ニ関シ	レハ之ヲ				
九、朝鮮總督府ニ於テ何レモ是等ノ法ヲ制定スル					
ニシテ、前記ノ如キニテハ、					
四、朝鮮總督府ニ於テハ、					

外務省

(乙 號用紙) 圓積

人民ノ被害ニ甚大ナル情事ナルモノ限ル方
ナリト

二、今回徴税引上ケラルモ陸軍側ニ於テ大
價格ヲ加減シ得ル者ノ原状ヲ増カス
ナリト

ナリト

三、^件本令ヲ朝鮮ニ移スル者ハ其ノ生産額ノ割
内外ニ過キザト

外務省

(乙 號用紙) 圓積

朝鮮ニ移スル者ハ其ノ生産額ノ割
内外ニ過キザト

外務省



通商局

藏稅第五九五號

大正十五年三月二十七日

大正十五年拾月拾八日記録係接受

至急

外務省通商局長代理

齋藤良衛殿

大藏省主稅局長 黒田英



改正關稅率施行前本邦ノ一港ニ到着シタル船舶ニ積載セル他港仕向貨物ノ輸入
手數ニ關シテハ前例ニ依リ左記ノ便宜扱ヲ認ムルコトニ決定致候條爲御參考此
段及通知候也

左記

- 一 船舶到着港ノ稅關ハ新稅率施行前ニ限り着港船舶ニ搭載セル他港仕向貨物
ノ輸入申告ヲ受理シ之ヲ貨物仕向港稅關ニ送付スルコト
- 二 仕向港稅關ハ前項ニ依リ送付ヲ受ケタル輸入申告書ヲ新稅率施行前ニ受理



大藏省

シタルモノトシ其ノ貨物ニ對シテハ舊稅率ニ依リ課稅スルコト

大藏省

官報

號外

大正十五年三月二十九日

月曜日

内閣印刷局

法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル關稅定率法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十五年三月二十九日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

大藏大臣 濱口 雄幸

法律第三十六號
關稅定率法中左ノ通改正ス
第四條 本邦ノ船舶、生鮮品若ハ輸出品又ハ本邦ヲ通過シタル物品ニ對シ他國ノ船舶、生鮮品若ハ輸出品又ハ他國ヲ通過シタル物品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ爲ス國ノ生產品若ハ輸出品又ハ其ノ國ヲ通過シタル物品ニ對シテハ勸令ヲ以テ物品ヲ指定シ別表ニ定メタル關稅ヲ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得
第七條中第六號、第十號、第十二號、第十五號、第二十號及第二十三號ヲ左ノ如ク改ム
六 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準スヘキ使節ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其ノ他之ニ準ス

(キ使節ニ屬スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ニ屬スル公用品ニ對シ免稅ニ制限ヲ附スル國ニ付テハ相互條件ニ依ル)
十 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所等ノ營造物及命令ヲ以テ指定シタル私立ノ學校ニ陳列スル標本又ハ參考品ニシテ 大藏大臣ノ認許シタルモノ
十一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈セラレタル給與品及孤兒院、養老院、施療病院等ノ慈善團體ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ
十五 在外軍隊、軍艦又ハ公館ヨリ送還シタル物品
二十 外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲引渡スル物品但シ第十條ニ掲ケル物品ヲ除ク
二十一 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ但シセラレタル式典用具及禮拜用具ノ免除又ハ積戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク
第七條第十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
十一ノ二 社寺、教會又ハ禮拜堂ニ寄贈セラレタル式典用具及禮拜用具
第八條第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
六ノ二 製作見本品ニシテ輸入スルモノ
第九條第二項ヲ左ノ如ク改ム
輸入原料品ニシテ茶、鉛、厚〇、七ミリノ一トール超エサル鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル油又ハ油槽ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ヲ定ムル所ニ依リ其ノ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ積戻ヲ爲スコトヲ得
別表ヲ左ノ如ク改ム

Table with columns: 番號 (Number), 品名 (Item Name), 單位 (Unit), 稅率 (Tax Rate). Includes items like 第一類 植物及動物 (Class 1: Plants and Animals), 第二類 穀物 (Class 2: Grains), etc.

官報號外 大正十五年三月二十九日(月曜日) 第三十三號(第三種郵便物認可)

七 乙 其ノ他(醫藥用ノモノヲ除ク)	二二 穀粉及澱粉類	一 小麥粉	二 小麥粉	三 小麥粉	四 タピオカ、マニオカ及セロ	五 コーンミール	六 粉狀ノモノ	七 粉狀ノモノ	八 粉狀ノモノ	九 粉狀ノモノ	一〇 粉狀ノモノ	一一 粉狀ノモノ	一二 粉狀ノモノ	一三 粉狀ノモノ	一四 粉狀ノモノ	一五 粉狀ノモノ	一六 粉狀ノモノ	一七 粉狀ノモノ	一八 粉狀ノモノ	一九 粉狀ノモノ	二〇 粉狀ノモノ	二一 粉狀ノモノ	二二 粉狀ノモノ	二三 粉狀ノモノ	二四 粉狀ノモノ	二五 粉狀ノモノ	二六 粉狀ノモノ	二七 粉狀ノモノ	二八 粉狀ノモノ	二九 粉狀ノモノ	三〇 粉狀ノモノ	三一 粉狀ノモノ	三二 粉狀ノモノ	三三 粉狀ノモノ	三四 粉狀ノモノ	三五 粉狀ノモノ	三六 粉狀ノモノ	三七 粉狀ノモノ	三八 粉狀ノモノ	三九 粉狀ノモノ	四〇 粉狀ノモノ	四一 粉狀ノモノ	四二 粉狀ノモノ	四三 粉狀ノモノ	四四 粉狀ノモノ	四五 粉狀ノモノ	四六 粉狀ノモノ	四七 粉狀ノモノ	四八 粉狀ノモノ	四九 粉狀ノモノ	五〇 粉狀ノモノ	五一 粉狀ノモノ	五二 粉狀ノモノ	五三 粉狀ノモノ	五四 粉狀ノモノ	五五 粉狀ノモノ	五六 粉狀ノモノ	五七 粉狀ノモノ	五八 粉狀ノモノ	五九 粉狀ノモノ	六〇 粉狀ノモノ	六一 粉狀ノモノ	六二 粉狀ノモノ	六三 粉狀ノモノ	六四 粉狀ノモノ	六五 粉狀ノモノ	六六 粉狀ノモノ	六七 粉狀ノモノ	六八 粉狀ノモノ	六九 粉狀ノモノ	七〇 粉狀ノモノ	七一 粉狀ノモノ	七二 粉狀ノモノ	七三 粉狀ノモノ	七四 粉狀ノモノ	七五 粉狀ノモノ	七六 粉狀ノモノ	七七 粉狀ノモノ	七八 粉狀ノモノ	七九 粉狀ノモノ	八〇 粉狀ノモノ	八一 粉狀ノモノ	八二 粉狀ノモノ	八三 粉狀ノモノ	八四 粉狀ノモノ	八五 粉狀ノモノ	八六 粉狀ノモノ	八七 粉狀ノモノ	八八 粉狀ノモノ	八九 粉狀ノモノ	九〇 粉狀ノモノ	九一 粉狀ノモノ	九二 粉狀ノモノ	九三 粉狀ノモノ	九四 粉狀ノモノ	九五 粉狀ノモノ	九六 粉狀ノモノ	九七 粉狀ノモノ	九八 粉狀ノモノ	九九 粉狀ノモノ	一〇〇 粉狀ノモノ
--------------------	-----------	-------	-------	-------	----------------	----------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------

四八 マカロン、ワッシャー、セリ、其ノ他各種ノ麵類	四九 果汁及糖水	一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ及糖水	二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	二九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	三九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	四九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	五九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	六九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	七九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	八九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九一 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九二 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九三 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九四 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九五 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九六 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九七 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九八 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	九九 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ	一〇〇 果汁砂糖ヲ加ヘタルモノ
---------------------------	----------	------------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

官報外

一九〇ノ二	硫酸ニッケル及硫酸ニッケルアムモニウム	每百斤	五三五	二二ノ三	エチル硫酸キニネ	每百斤	二二五
一九〇ノ一	硫酸セリウム	每百斤	無	二二ノ二	硫酸モルヒネ及硫酸モルヒネ	每百斤	二二五
一九一	硫酸セリウム	每百斤	無	二二ノ一	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九二	硫酸セリウム	每百斤	無	二二	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九三	硫酸セリウム	每百斤	無	二一	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九四	硫酸セリウム	每百斤	無	二〇	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九五	硫酸セリウム	每百斤	無	一九	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九六	硫酸セリウム	每百斤	無	一八	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九七	硫酸セリウム	每百斤	無	一七	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九八	硫酸セリウム	每百斤	無	一六	硫酸コデイン	每百斤	二二五
一九九	硫酸セリウム	每百斤	無	一五	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇〇	硫酸セリウム	每百斤	無	一四	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇一	硫酸セリウム	每百斤	無	一三	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇二	硫酸セリウム	每百斤	無	一二	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇三	硫酸セリウム	每百斤	無	一一	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇四	硫酸セリウム	每百斤	無	一〇	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇五	硫酸セリウム	每百斤	無	九	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇六	硫酸セリウム	每百斤	無	八	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇七	硫酸セリウム	每百斤	無	七	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇八	硫酸セリウム	每百斤	無	六	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二〇九	硫酸セリウム	每百斤	無	五	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二一〇	硫酸セリウム	每百斤	無	四	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二一一	硫酸セリウム	每百斤	無	三	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二一二	硫酸セリウム	每百斤	無	二	硫酸コデイン	每百斤	二二五
二一三	硫酸セリウム	每百斤	無	一	硫酸コデイン	每百斤	二二五

一三六	コカ葉、ヤボランシ葉及パッチェリ葉	每百斤	無	一六四	苛性曹達及苛性加里	每百斤	二二八
一三七	桂皮	每百斤	無	一六五	苛性曹達	每百斤	二二八
一三七八	シナモン皮、カスカラサクラダ、リナロ、ロズウッド、サツサフラス木	每百斤	無	一六六	苛性曹達	每百斤	二二八
一三八	白檀	每百斤	五九〇	一六七	苛性曹達	每百斤	二二八
一三九	二 其ノ他	每百斤	無	一六八	苛性曹達	每百斤	二二八
一四〇	安息香、阿膠、蘇合及沒藥	每百斤	無	一六九	苛性曹達	每百斤	二二八
一四〇ノ一	安息香	每百斤	無	一七〇	苛性曹達	每百斤	二二八
一四〇ノ二	阿膠	每百斤	無	一七一	苛性曹達	每百斤	二二八
一四〇ノ三	蘇合	每百斤	無	一七二	苛性曹達	每百斤	二二八
一四〇ノ四	沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オクク樹皮、ミモサ樹皮、樟皮、クニプラチ、木片、其ノ他	每百斤	無	一七三	苛性曹達	每百斤	二二八
一四〇ノ五	類似ノタンニン材料	每百斤	無	一七四	苛性曹達	每百斤	二二八
一四一	阿仙葉其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無	一七五	苛性曹達	每百斤	二二八
一四二	甘草越幾斯	每百斤	無	一七六	苛性曹達	每百斤	二二八
一四三	生イネ、アブラ、生ガタバ、其ノ他	每百斤	無	一七七	苛性曹達	每百斤	二二八
一四四	アラビアゴム、セルラック、松脂其ノ他別號ノ樹物	每百斤	無	一七八	苛性曹達	每百斤	二二八
一四五	クサシ、樹膠及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)	每百斤	無	一七九	苛性曹達	每百斤	二二八
一四六	魚肝油	每百斤	七二〇	一八〇	苛性曹達	每百斤	二二八
一四七	硫黄	每百斤	二〇〇	一八一	苛性曹達	每百斤	二二八
一四八	硫黄、赤糖及硫化糖	每百斤	二〇〇	一八二	苛性曹達	每百斤	二二八
一四九	ヨロト	每百斤	三三〇	一八三	苛性曹達	每百斤	二二八
一五〇	ヨロト	每百斤	三三〇	一八四	苛性曹達	每百斤	二二八
一五一	ヨロト	每百斤	三三〇	一八五	苛性曹達	每百斤	二二八
一五二	ヨロト	每百斤	三三〇	一八六	苛性曹達	每百斤	二二八
一五三	ヨロト	每百斤	三三〇	一八七	苛性曹達	每百斤	二二八
一五四	ヨロト	每百斤	三三〇	一八八	苛性曹達	每百斤	二二八
一五五	ヨロト	每百斤	三三〇	一八九	苛性曹達	每百斤	二二八
一五六	ヨロト	每百斤	三三〇	一九〇	苛性曹達	每百斤	二二八
一五七	ヨロト	每百斤	三三〇				
一五八	ヨロト	每百斤	三三〇				
一五九	ヨロト	每百斤	三三〇				
一六〇	ヨロト	每百斤	三三〇				
一六一	ヨロト	每百斤	三三〇				
一六二	ヨロト	每百斤	三三〇				
一六三	ヨロト	每百斤	三三〇				

二七二	第八類 絲織、絹織及同材料 本類ノ物品カ四種以上ノ纖維ヲ以テ組成セラルル場合ニ於テ全重量ノ百分ノ五ヲ超スル纖維ハ絹織ハ絹織及人造絹織トシテ分類スルモノトシテ之ヲ交ヘサルモノトシテ分類ス	每百斤	無税
二七三	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二七四	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二七五	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二七六	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二七七	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二七八	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二七九	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八〇	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八一	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八二	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八三	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八四	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八五	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八六	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八七	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八八	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二八九	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二九〇	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二九一	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二九二	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二九三	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二九四	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇
二九五	絹織及絹織(カイド又ハコイ)ニシテ長トメートルノ重量十グラムヲ超スルモノ	每百斤	三九二〇

二四三	銃砲彈(裝藥シタルモノ)	從價	三三〇
二四四	銃火薬	從價	二五七〇
二四五	第七類 染料、顔料、塗料及填充料	從價	三三〇
二四六	乾式タルモノ	從價	三三〇
二四七	液状又ハ泥状ノモノ	從價	二一〇〇
二四八	餅紅花	從價	一三三〇
二四九	其ノ他	從價	四〇五
二五〇	糖	從價	一三三〇
二五一	糖	從價	一三三〇
二五二	糖	從價	一三三〇
二五三	糖	從價	一三三〇
二五四	糖	從價	一三三〇
二五五	糖	從價	一三三〇
二五六	糖	從價	一三三〇
二五七	糖	從價	一三三〇
二五八	糖	從價	一三三〇
二五九	糖	從價	一三三〇
二六〇	糖	從價	一三三〇
二六一	糖	從價	一三三〇
二六二	糖	從價	一三三〇
二六三	糖	從價	一三三〇
二六四	糖	從價	一三三〇
二六五	糖	從價	一三三〇
二六六	糖	從價	一三三〇
二六七	糖	從價	一三三〇
二六八	糖	從價	一三三〇
二六九	糖	從價	一三三〇
二七〇	糖	從價	一三三〇
二七一	糖	從價	一三三〇
二七二	糖	從價	一三三〇
二七三	糖	從價	一三三〇
二七四	糖	從價	一三三〇
二七五	糖	從價	一三三〇
二七六	糖	從價	一三三〇
二七七	糖	從價	一三三〇
二七八	糖	從價	一三三〇
二七九	糖	從價	一三三〇
二八〇	糖	從價	一三三〇
二八一	糖	從價	一三三〇
二八二	糖	從價	一三三〇
二八三	糖	從價	一三三〇
二八四	糖	從價	一三三〇
二八五	糖	從價	一三三〇
二八六	糖	從價	一三三〇
二八七	糖	從價	一三三〇
二八八	糖	從價	一三三〇
二八九	糖	從價	一三三〇
二九〇	糖	從價	一三三〇
二九一	糖	從價	一三三〇
二九二	糖	從價	一三三〇
二九三	糖	從價	一三三〇
二九四	糖	從價	一三三〇
二九五	糖	從價	一三三〇

品名表

二九六	別號ニ掲ケル線、細索、組紐及組繩	每百斤	一八二〇
二九七	一 綿糸ノモノ 二 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黄麻、マニラ 三 其ノ他 故ノ線、細索、組紐及組繩(トリスミングニ屬スルモノヲ除ク)	每百斤	六〇〇
二九八	織物 一 天竺織、ブラッシュ、其ノ他ノパイル織物(パイルヲ切リタルト否トヲ別タス) 二 シニル織ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル、其ノ他ノ起毛布 四 縮織布 五 撚織布 六 レイスヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケタルモノ)	每百斤	二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇
二九九	一 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黄麻、マニラ 二 天竺織、ブラッシュ、其ノ他ノパイル織物(パイルヲ切リタルト否トヲ別タス) 三 縮織布 四 撚織布 五 平織布(別項ニ掲ケタルモノ)	每百斤	二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇

三〇〇	一 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黄麻、マニラ 二 天竺織、ブラッシュ、其ノ他ノパイル織物(パイルヲ切リタルト否トヲ別タス) 三 縮織布 四 撚織布 五 平織布(別項ニ掲ケタルモノ)	每百斤	二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇
三〇一	一 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黄麻、マニラ 二 天竺織、ブラッシュ、其ノ他ノパイル織物(パイルヲ切リタルト否トヲ別タス) 三 縮織布 四 撚織布 五 平織布(別項ニ掲ケタルモノ)	每百斤	二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇
三〇二	一 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黄麻、マニラ 二 天竺織、ブラッシュ、其ノ他ノパイル織物(パイルヲ切リタルト否トヲ別タス) 三 縮織布 四 撚織布 五 平織布(別項ニ掲ケタルモノ)	每百斤	二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇
三〇三	一 亞麻、苧麻、ラミ、大麻、黄麻、マニラ 二 天竺織、ブラッシュ、其ノ他ノパイル織物(パイルヲ切リタルト否トヲ別タス) 三 縮織布 四 撚織布 五 平織布(別項ニ掲ケタルモノ)	每百斤	二二〇 二二〇 二二〇 二二〇 二二〇

三〇七	刺繍布	三〇八	フックバイダースクロリス	三〇九	トレーシングタロリス	三一〇	アライナストカウチス	三一	ワイントールランド	三〇六	レリス地及網地	三〇五	別號ニ掲ケザル交織布	三〇四	天露絨	三〇三	毛織物	三〇二	毛織物	三〇一	毛織物
三〇七	刺繍布	三〇八	フックバイダースクロリス	三〇九	トレーシングタロリス	三一〇	アライナストカウチス	三一	ワイントールランド	三〇六	レリス地及網地	三〇五	別號ニ掲ケザル交織布	三〇四	天露絨	三〇三	毛織物	三〇二	毛織物	三〇一	毛織物
三〇七	刺繍布	三〇八	フックバイダースクロリス	三〇九	トレーシングタロリス	三一〇	アライナストカウチス	三一	ワイントールランド	三〇六	レリス地及網地	三〇五	別號ニ掲ケザル交織布	三〇四	天露絨	三〇三	毛織物	三〇二	毛織物	三〇一	毛織物
三〇七	刺繍布	三〇八	フックバイダースクロリス	三〇九	トレーシングタロリス	三一〇	アライナストカウチス	三一	ワイントールランド	三〇六	レリス地及網地	三〇五	別號ニ掲ケザル交織布	三〇四	天露絨	三〇三	毛織物	三〇二	毛織物	三〇一	毛織物
三〇七	刺繍布	三〇八	フックバイダースクロリス	三〇九	トレーシングタロリス	三一〇	アライナストカウチス	三一	ワイントールランド	三〇六	レリス地及網地	三〇五	別號ニ掲ケザル交織布	三〇四	天露絨	三〇三	毛織物	三〇二	毛織物	三〇一	毛織物

三〇一	毛織物	三〇二	毛織物	三〇三	毛織物	三〇四	毛織物	三〇五	毛織物	三〇六	毛織物	三〇七	毛織物	三〇八	毛織物	三〇九	毛織物	三一〇	毛織物	三一	毛織物
三〇一	毛織物	三〇二	毛織物	三〇三	毛織物	三〇四	毛織物	三〇五	毛織物	三〇六	毛織物	三〇七	毛織物	三〇八	毛織物	三〇九	毛織物	三一〇	毛織物	三一	毛織物
三〇一	毛織物	三〇二	毛織物	三〇三	毛織物	三〇四	毛織物	三〇五	毛織物	三〇六	毛織物	三〇七	毛織物	三〇八	毛織物	三〇九	毛織物	三一〇	毛織物	三一	毛織物
三〇一	毛織物	三〇二	毛織物	三〇三	毛織物	三〇四	毛織物	三〇五	毛織物	三〇六	毛織物	三〇七	毛織物	三〇八	毛織物	三〇九	毛織物	三一〇	毛織物	三一	毛織物
三〇一	毛織物	三〇二	毛織物	三〇三	毛織物	三〇四	毛織物	三〇五	毛織物	三〇六	毛織物	三〇七	毛織物	三〇八	毛織物	三〇九	毛織物	三一〇	毛織物	三一	毛織物

三四八	足袋	一 綿製毛製又ハ毛綿製ノモノ 二 亞麻製又ハ綿亞麻製ノモノ 三 絹製又ハ絹入ノモノ 四 其ノ他	從	百	價	二二〇〇〇 二二八〇〇 四〇〇〇 四〇〇〇
三四九	肩掛及襟巻	一 マフラー 二 綿製ノモノ 三 絹製ノモノ 四 毛皮製毛皮付羽毛製又ハ羽毛入ノモノ 五 其ノ他	從	百	價	八五三〇〇 五三〇〇〇 四〇〇〇〇 四〇〇〇〇
三五〇	襟巻	一 綿製又ハ綿入ノモノ 二 絹製又ハ絹入ノモノ 三 其ノ他	從	百	價	一〇二〇〇 一〇二〇〇 三五五〇
三五二	衣服用ベルド	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠又ハ珊瑚ヲ用キタルモノ 二 其ノ他	從	百	價	四四〇〇 四五〇〇 五〇〇〇
三五三	スリッパ	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	四四〇〇 四五〇〇 五〇〇〇
三五四	帽子及帽體	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、羽毛、造花等ヲ用キタルモノ 二 其ノ他 三 絹製又ハ絹入ノモノ 四 シルクハット及オベラハット	從	百	價	二八八〇〇 二八八〇〇 五〇〇〇 五〇〇〇

三三六	ベドクリット及タタシオン	一 綿製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	四四〇〇 四四〇〇 二七二〇 二七一〇
三三七	ホリス及襪用ベルチング(織製ノモノ)	一 綿製又ハ綿入ノモノ 二 絹製又ハ絹入ノモノ 三 其ノ他	從	百	價	二〇五分 二〇五分 一九一〇〇 一九一〇〇
三三八	流蘇製	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	四二〇〇 四二〇〇 八〇〇〇〇 八〇〇〇〇
三三九	ワスチン製	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
三四〇	故ガニシ	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
三四一	襪	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
三四二	別號ニ掲ケタル布帛	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
三四三	絹製、絹入ノモノ、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、象牙ハ階ヲ加ヘタルモノ又ハ絹製シタルモノ	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
三四四	本類中絹ナル名稱ハ人造絹ヲ包含スルモノトス	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三三〇 三三〇 三三〇 三三〇
三四五	肌衣(上下別製)	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三四六	肌衣(上下別製)	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三四七	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三四八	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三四九	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三三〇	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三三一	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三三二	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三三三	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三三四	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五
三三五	手袋	一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從	百	價	三四五 三四五 三四五 三四五

品名	単位	税別価格	税率
一 金鋼製ノモノ	每百斤	五八五	一割五分
二 其ノ他	每百斤	一〇七〇	一割五分
五九九 織布整理機	毎台	四三八〇	一割五分
六〇〇 オリヤス機	毎台	二五六〇	一割五分
六〇一 糸布染色機	毎台	二〇〇〇	一割五分
六〇二 印刷機	毎台	二〇〇〇	一割五分
六〇三 別号ニ掲ケタル機械	毎台	二〇〇〇	一割五分
六〇四 別号ニ掲ケタル機械	毎台	二〇〇〇	一割五分
六〇五 別号ニ掲ケタル機械	毎台	二〇〇〇	一割五分
二 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
甲 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
乙 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
丙 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
丁 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
一 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
二 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
三 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
四 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分

品名	単位	税別価格	税率
一 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
二 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
三 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
四 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
五 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
六 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
七 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
八 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
九 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一〇 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	二一八〇	一割五分
一〇〇 鋼製ノモノ	毎百斤	七四五	一割五分

官報外 大正十五年三月二十九日(曜日)

(第三種郵便物認可)

勅令第三十號
關稅定率法中大藏大臣トアルハ臺灣ニ在リ
テハ臺灣總督トス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令

◎大藏省令第十四號
關稅定率法第七條第十號ニ依ルコトヲ得ヘ
キ私立ノ學校左ノ如シ
一 幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、
實業學校、盲學校、聾啞學校、專門學
校、高等學校及大學
二 前號ニ掲ケタル學校ニシテ別ニ大藏
大臣ニ於テ指定シタルモノ
前項第二號ノ指定ヲ受ケムトスルトキハ學
校長、學校長、ナドキ、其ノ管理者ニ於テ
左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ
一 學校ノ目的
二 名稱及位置
三 設立年月日
四 學則
五 生徒定員
六 校地及校舍ノ設備
七 經費及維持ノ方法
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十五年三月二十九日
大藏大臣 濱口 雄幸

◎大藏省令第三十八號
關稅定率法第七條第十號ニ依ル大藏大
臣ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲ケ
ル事項ヲ記載シタル認許申請書三通ヲ
輸入地所轄ノ税關ヲ經由シテ大藏大臣
ニ提出スヘシ
一 申請書
二 認許申請書
三 認許證書及價格

三 生産地及仕入地
四 輸入手數ヲ爲スヘキ税關名及豫
定輸入時期
五 陳列ノ目的、方法及場所
二 前號ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ受ケタル
モノハ當該物品輸入ノ際其ノ認許書ヲ
輸入手數ヲ爲スヘキ税關ニ提出スヘ
シ
三 第一號ノ認許申請及認許ヲ受ケタル物
品ノ輸入申告ハ當該學校、博物館又ハ
物品陳列所等ノ管理者ノ名ヲ以テスル
コトヲ要ス
大正十五年三月二十九日
大藏大臣 濱口 雄幸

三 生産地及仕入地
四 輸入手數ヲ爲スヘキ税關名及豫
定輸入時期
五 陳列ノ目的、方法及場所
二 前號ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ受ケタル
モノハ當該物品輸入ノ際其ノ認許書ヲ
輸入手數ヲ爲スヘキ税關ニ提出スヘ
シ
三 第一號ノ認許申請及認許ヲ受ケタル物
品ノ輸入申告ハ當該學校、博物館又ハ
物品陳列所等ノ管理者ノ名ヲ以テスル
コトヲ要ス
大正十五年三月二十九日
大藏大臣 濱口 雄幸

三 生産地及仕入地
四 輸入手數ヲ爲スヘキ税關名及豫
定輸入時期
五 陳列ノ目的、方法及場所
二 前號ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ受ケタル
モノハ當該物品輸入ノ際其ノ認許書ヲ
輸入手數ヲ爲スヘキ税關ニ提出スヘ
シ
三 第一號ノ認許申請及認許ヲ受ケタル物
品ノ輸入申告ハ當該學校、博物館又ハ
物品陳列所等ノ管理者ノ名ヲ以テスル
コトヲ要ス
大正十五年三月二十九日
大藏大臣 濱口 雄幸

三 生産地及仕入地
四 輸入手數ヲ爲スヘキ税關名及豫
定輸入時期
五 陳列ノ目的、方法及場所
二 前號ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ受ケタル
モノハ當該物品輸入ノ際其ノ認許書ヲ
輸入手數ヲ爲スヘキ税關ニ提出スヘ
シ
三 第一號ノ認許申請及認許ヲ受ケタル物
品ノ輸入申告ハ當該學校、博物館又ハ
物品陳列所等ノ管理者ノ名ヲ以テスル
コトヲ要ス
大正十五年三月二十九日
大藏大臣 濱口 雄幸

